

予 算 決 算 常 任 委 員 会

平成 2 4 年 3 月 9 日

午前 9 時 0 0 分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議 長

嶋 田 善 行

委 員 長

里 川 宜 志 子

副 委 員 長

伴 吉 晴

出 席 委 員

吉 野 俊 明

小 野 隆 雄

飯 高 昭 二

辻 善 次

理 事 者 出 席

町 長

小 城 利 重

副 町 長

池 田 善 紀

教 育 長

清 水 建 也

総 務 部 長

西 本 喜 一

総 務 課 長

黒 崎 益 範

企 画 財 政 課 長

西 卷 昭 男

住 民 生 活 部 長

乾 善 亮

福 祉 課 長

植 村 俊 彦

国 保 医 療 課 長

寺 田 良 信

健 康 対 策 課 長

西 梶 浩 司

環 境 対 策 課 長

栗 本 公 生

住 民 課 長

清 水 昭 雄

都 市 建 設 部 長

藤 川 岳 志

建 設 課 長

川 端 伸 和

観 光 産 業 課 長

清 水 修 一

都 市 整 備 課 長

井 上 貴 至

会 計 管 理 者

野 崎 一 也

上 下 水 道 部 長

谷 口 裕 司

上 水 道 課 長

清 水 孝 悦

下 水 道 課 長

上 田 俊 雄

議 会 事 務 局 職 員

議 会 事 務 局 長

藤 原 伸 宏

係 長

安 藤 容 子

(午前 9時00分 開会)

○里川委員長 皆さん、おはようございます。それでは、昨日に引き続きまして、委員会のほうを進めてまいりたいと思います。

昨日は、第4款衛生費の説明で終わっております。

本日は、委員皆さんのほうからの質疑から進めていきたいと思います。

委員皆さんのほうで、第4款衛生費につきまして、質疑のほうございましたら、どうぞ。辻委員。

○辻委員 まず80ページの衛生費の火葬場費と、84ページの塵芥処理費、86ページのし尿処理費の補償補填及び賠償金の地元要望といたしますか、内容についてどういう事業かということ、の補償かということをお願いしたいと思います。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 各衛生処理施設におきます補償の内容についてであります。まず火葬場につきましては、三井自治会及び東里自治会より、三井自治会につきましては道路の拡幅及び舗装工事につきましても要望、東里自治会につきましては農道の道路改良工事をはじめとする7事業について要望をいただいております。

衛生処理場につきましては、高安自治会から農道、水路の新設工事ほか合わせまして12事業、幸前につきましては集会所の建設をはじめ3事業、鳩水園につきましては、神南自治会より排水管の敷設工事をはじめとする4事業について補償要望をいただいております。それぞれ予算計上しているところであります。

○里川委員長 辻委員。

○辻委員 1点だけ、85ページの最終処分場周辺対策整備補償というの、これも入りますけど、この辺の対応について。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 最終処分場の周辺対策事業といたしまして、白石畑自治会より、今回、村内の生活路及び排水路及び農道の整備についての補償要望が出ております。

それについて、予算計上しているところであります。

○里川委員長 辻委員。

○辻委員 補償について、いろいろこうありますけども、前回ですか、言うてますように、地元補償ということで繰り越しされた事業もありますので、できましたら、これは用地とか、地元でまとめてもらって予算計上してもらおうというのを基本をお願いしたいと思います。この中で特に次年度に繰り越しとか、その辺の用地とか、農道やったら用地買

収とかいろいろありますけども、その辺がまとまっているのかどうか、地元で確認はできてますか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 補償要望につきましては、自治会長もしくは地元で設置されました対策委員会の代表名でそれぞれ書面で提出をされます。予算編成をするにあたりまして、要望事項に対して自治会長あるいは代表の役員の方と協議をしておりますが、その中で地元同意ができていないか、あるいは地元でまだ協議中などかの聞き取りをしながら予算計上をしております。当然、協議中やまとまっていない要望につきましては、地元からまとまった段階で町と協議をさせていただき旨の回答をしております。予算計上をしておりますのは、あくまで地元でまとまった事業について予算計上をしているところであり、町といたしましては、補償要望というのは地元の方が、地元のためになることを地元の総意で要望されるものと考えております。基本的には町のほうから事業の関係者等に対して、意思確認をすることは基本的にはございません。

○里川委員長 辻委員。

○辻委員 できるだけスムーズに事業が進むように、繰り越しとかその辺ならないように、よろしく願いいたします。

それと、次に80ページの環境対策費かな、負担金補助及び交付金の中で、飼い猫の不妊手術助成ですけども、いろいろ愛護団体からいろいろ意見もあろうと思いますけども、飼い猫、猫は放し飼いというのが本来の姿かなと、なかなか難しい問題ありますけども、飼い猫の放し飼いとか、野良猫さらにまた犬の放し飼い等でやはりその周辺の方が大変まあご迷惑されてます。

なかなか取り締まりというのは、犬は捕獲もできますけど、猫は捕獲もできないということも聞いてますけども、その辺の野良猫に対する餌やりといいますか、その辺のPRを今後進めていただきたい。庭木を荒らしたり、近隣の家庭菜園の畑を荒らしたりというのがかなり横行してますので、その辺の啓発方法といいますか、その辺をされているのか、今後またそういうことで苦情も聞かれる中でされるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 猫につきましては、質問者もご承知のとおり、愛護の観点からの法律や県条例しかなく、基本的に行政が捕獲することはできません。

このようなことから、庭や畑を荒らされるといった被害に悩んでおられる地域、また

悩んでおられる方が多いのも町といたしましても把握をしているところであります。

猫の対策といたしまして、保健所にもいろいろ相談を申しあげておりますけども、特効薬的な対策がなく、現在のところ啓発が中心の対策となっております。このようななか、最近の町の啓発といたしましては、平成23年の12月号の町広報紙におきまして、「犬や猫を飼っている皆さんへ」という見出しで啓発文を掲載をいたしました。どうしても犬の登録でありますとか、狂犬病予防注射などの内容から犬にウエイトを置いた内容となっております。再度、猫にターゲットを絞った啓発の記事を本年4月号に掲載する予定で現在進めております。内容につきましては、猫の好きな人ばかりでないということから、飼い主につきましては、「十分な心配りと正しいしつけを」というリード文で猫とのつき合いを考えようということで、室内飼育の勧め、あるいは飼い猫には名札をつけよう、あるいはむやみに餌をあげないようにしようといった内容で構成をしております。当町といたしましては、このような啓発記事を定期的に広報紙に掲載するほか、自治会あるいは住民の方から相談があった場合、特にその周辺に対しまして、啓発文書の各戸配布あるいは回覧などによりまして、繰り返し啓発を進めてまいりたいというふうに考えております。

○里川委員長 辻委員。

○辻委員 いろいろ自治会、我々、並松自治会でも、昨年やったら3回ほど回覧とか回しておりますが、なかなか効き目がないというのが現状です。今後、この辺も自治会といろいろ協議しながら対策をお願いしたいと思います。以上で終わります。

○里川委員長 ほかに。小野委員。

○小野委員 77ページ、お願いします。19節負担金補助及び交付金というの中の、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成金ということで、昨年よりかなり減っているんですが、昨年度の決算委員会でちょっと私が発言していることもあるんですが、それらのことはどのようにこう生かされているのか、率直に聞きたいんですが、まず担当のほうに、予算を組むときに、その決算委員会での話ということも頭の隅にあると思うんですが、どうなんですかね。

○里川委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 おっしゃったように、前回、接種年齢についてご質問いただいたなか、町といたしましては、ほかの高齢者の助成等につきまして、70歳以上からさしていただくことも踏まえて、今、当面の間はちょっと、この高齢者の肺炎球菌ワクチンにつきましても、70歳からさしていただいているということで、こうやってさしていた

だいたとところでございます。確かに今この高齢者の肺炎球菌ワクチンにつきましては、接種者が22年度の決算におきましても、最終的には6.4%ということで、12月末現在、昨年は6.4%、ことしは12月末でいくと2.0%ということで接種する方がまだほかのワクチンの接種に比べますと少ない状況でございます。今後、やはり免疫力が下がってくれば、こういったワクチンを接種されるとやはり肺炎にならないという効果もあるということも聞いておりますので、やはり70歳を超えられて免疫力が落ちてきた、そういった年齢層の方に対して、これからも積極的に接種を勧奨をしていきたいというふうに思っております。そういった形で、昨年度とは同じ対象者とありますけども、同じ対象者として予算計上させていただいたところでございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 何で70歳以上にしているんかいうことでね、高齢者というのは65歳からですよ。それで医療機関に行っても、65歳以上になったらこのワクチンを受けなさいと、受けたほうがよろしいですよ。これ何のために、これ感染症予防費ということですよ。それで組んでくれているんです。それが足りないんだったら、70歳以上にしてもらって、まだ65歳の人らは、もうちょっと免疫性もあるだろうという、そういう判断できるんです。余っておるんです、いつも。70歳以上の人これが何%。それで予算組んであるんやね、これね。それでも、今年もこれまだ余るはずやね。来年もまた余らんや。そしたら、なぜその範囲を広げないんですか。早くからワクチンを受けていることによって、この感染予防になるんですよ。足りないんやったらええけどね。だから、全く決算での、承りました、貴重な意見を予算に反映しますと言うてね、みんな言うてるけど、何もやってないやないか。どういうことやね、それは。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 小野委員のご指摘の点等については、決算委員会でもございました。基準はやっぱり70歳というひとつの点でやってます。ただ、医者の方々は65歳とかおっしゃいますけれども、ただ最初、当初はこの肺炎球菌じゃなしに、インフルエンザの関係等については70歳から65歳に下げしておりますけども、この肺炎球菌は70歳以上ということで、啓蒙もしますけども、それは受けていただく方々がふえていただければ、これは予防医学になってますし、非常にありがたい話ですけども、それがなかなか特定健診でも、若い層でもなかなかその基準が60%といいながら、現在、斑鳩町では20何%という状況ですから、そういうことも踏まえた中でいかに宣伝、そういうPRとか、いろいろとさしていただきますけども、なかなかそれがふえてこないという状況。それ

は予算的にはもうちょっとそれは予算をふやしてということもございますけども、そういう現状をここはやっぱり2、3年見ていく中でトータルしていかなきゃいけないと思いますし、それは小野委員の決算委員会でのご質問等から考えますと、いろいろそういう点についてはご指摘される点はあると思いますけども、そういう点については、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 私はね、小さなことやけど、これが大事やと思うんです。職員、行政のね、住民に対する取り扱い。70歳以上からはバスとか、いろんなそういう老人福祉の一環としてやっているのか、これはやっぱり感染症、その予防対策としているんだったら、視点はどこ置くかですよ。それは、出発は確かにそういう老人、70歳以上からいろんなことがあると。それに伴ってやっているんだということで、私は決算のときはそういう認識したんです。だから、当然それでまだこの費用が足らなかったら、予算の振り分けが足らなかったら、いたし方ない。だけど予算的にはまたこれ余らすんですよ、はっきり言うて。違うんですかね。この年度も。今年度もちょっと余ってくるんでしょ、予想としては。受けておられないんでしょ。もう23年度終わりですけどね。だから、23年度は200何万かな、この倍ぐらい予算を組んであったと思うんですが、それについて、実質的に余ってくる予想じゃないのかな。だから今度はその半分の111万という形に組んでおられるんです。そのことはそんでよろしいです。だけど、その原因が何かということです。また余裕があるんだったら、これを70歳以上ということを改めるのは何ら問題ないですよ。対象を65歳にしたらよろしいんですよ。医療機関が。それをかたくなになぜ70歳以上にとということでやっていかなきゃいけないんですか。私も、今年度初めてインフルエンザのワクチンを受けた。今まで受けたことなかった。内科的にずっとかかってますから、そこの医者からも勧められてね。そしたら、王寺でしたけど、斑鳩でしたらあれがありますから無料ですということですね、もうありがたかった。だからね、このことかてね、私は65歳に改めていただけるんだと、制度的に65歳からその補助したらいかんのですかね。そんなことないんでしょ。金額的にもオーケーでしょ。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 今、担当の西梶課長から言いましたように、今22年度で6.4%、23年度12月現在で2.0という現状でございます。ただ年齢を落として65歳に引き下げるということについては内部で検討しながらやっていかなければいけませんし、今すぐ

70歳を65歳にしますとかいうことよりも、なぜ受けていただけないか、そういう調査等もやっぱり十分していかなかったら、65歳に下げたよってにこれがアップして非常に効果的によかったとかいうことになっていくのか、やっぱりその70歳の現在の段階で何で2.0しか受けていただけないか、そういう現状を我々の医療というのは予防医学、予防医学とずっと言いながら、国民健康保険を圧迫しているというような、予防医学のためにこの総合福祉会館もつくって、いろいろと精査をしながらやっているのに、やっぱり医療費は伸びていくという現状を考えたら、やっぱりこの肺炎球菌でも、皆様方、いろいろと議会の中でこういう肺炎球菌もやっぱり無料にしようということで70歳からそういう関係にもついて努力をしてきたわけですけれども、そこらのところが今小野委員おっしゃっていただくような、総合的に研究させていただいて、最終的にこの24年度は24年度ですけれども、25年度はどういう形になっていくのかですね、そこらもまたこの24年度中の議会の中でも委員会等、そこでご報告さしていただいて、やっていきたいと思えます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 予算審査の段階ですので、執行されるときに、そういうことを配慮してしてもらえたらありがたいし、そのことは可能だと思います。ただね、予算に限定されているこれは説明の中の70歳以上という、昨年まではそうやった。だけどそこは検討してもらって、この委員会での発言とかも検討してもらって、執行の段階ではそのようにもうちょっと住民のためという感じでやっていってもらえればありがたい、そのように思っております。

続けて。85ページのし尿処理費というところで1,300万が減になっておりますけれども、ちょっとここの資料として、委員長、出してもらったので、わからないんですけど、だれか希望したのか、出てきましたので、これと関連して、私は、入札のことで、実は早くからというんですか、6月議会かな、そのときにいろいろ質問させてもらったことがあるね、資料としてちょっと施設管理運営業務委託料ということでちょっと調べた資料があるんです。それでこれをちょっと披露しますと、23年度は1,995万、これが5社に入札ということで、それで落札者、辞退が2社あって、それから落札者が予定価格の100%、あとの2社は500万とか、これは千何百万、上で応札しているんですね。

私が注目したのは、この100%というようなことは余り好ましくないなということで、担当にも話しましたし、一般質問でも話しましたので、建設工事は事前公表だとい

うことで、担当からこの2月から、いろいろな、こういうのが事前公表してなかったと、それで事前公表できそうなやつはセレクトして、事前公表で執行しますということ聞いてましたのでね。実際どうなっているのかちょっと知りませんねけどね。

この23年度がこうだから、それが22年度の資料を見たら全く一緒なんです。コピーで22、23間違っただのかなというようなそんな感じなんです。今言うた入札結果、応札業者、それも全く一緒で、同じ業者が1,995万、100%で落札している。それで契約していたんだと思うんですがね。そして、21年度を見たら、なぜか7月1日から。ほかのは4月1日、年度分ですから、1年間ですのでね、7月1日から工期として3月31日まで、22年の3月31日まで。それで当然これは1,500何ぼの予定価格で、1,512万ということで、率としたら、落札率というのは余り私は言いたくないんですが、97.9%。このときは業者の応札というか入札に参加したのは7社。当然22年度、23年度の業者5社は含まれています。それで最低札を入れたのは、この同じ22年度、23年度と同じ業者だと思うんですけど、似ている名前なんです、肩書とかがちょっと違うだけで、住所も違うといいますか、違う会社かなと思ったら、会社名は同じだし、ちょっとわからない。それで、きのうですか、これ資料として置いてもらってあったので、ああなるほどなと思ったんですよ。これの推移として、22年度1,995万、21年度が2,031万7,500円。だから、このときに、7月から9ヵ月分というのは1,500万ほど。全体としては2,000万ほど。ということはきちっと4分の1と4分の3に分けた状態でこれがなっただということ、このときに、21年度は2,000万以上やという。何起きているんだろうなということもあって、実は21年の3月17日に予算常任委員会での議事録をちょっと見ました。環境対策課長は、今の乾部長です。その中での議員とのやりとりで、全くちょっとふざけなと言いたいような答弁をされてます。それらについては、いろいろあるんですがね。その19年度からわけがあって、入札にこの事業は変えているわけです。その19年の、その段階では、私は議員としておりました。いろんな追求の中で、入札をするということに決まったんです。だけど部長は、そのときの課長は、その業者が撤退したから入札をしたんだと。まあそれはそれでよろしい。いろんな事由で、もう今までの随意契約をやめておくということになったから撤退されたんだと思うんですが、それで、その後、この入札を19年に執行されたんです。だからこの19年の資料というのはいないから、金額的なことは私はわかりませんがね。それで20年度になったら入札せずに、20年のそのときは入札をせずに。ああそうか、19年の入札の結果はこの2,079万、こ

れやね。ああこれは随意契約や、20年はね。ちょっと時系列に並べやなわからんけどね、ややこしくなっているんで、なぜかそのときには入札はしている。それで、その業者が1年間無事過ごしたのもということで、当時の担当の今の乾部長が、なぜ入札をしてないのかと、1回1年間だけやったのに、入札をせずにやってきたんだということで、この21年の3月の予算委員会で議員からそういう質問があったら、そういう答弁をしている。そしたら、もうそれでいいのに、慌ててこれを執行したのは、いつですかね、21年の5月29日に入札執行して、工期としては21年7月1日から22年の3月31日と。金額的にも同じような元に戻るような金額。随意契約してあったのを、その後は入札をしましたという、こんな格好をつけているんですよ。だから、こういうことは、やはり後々で入札しているだけというような感じで、同じ業者が同じように100%今まで来ているんですよ。また、その当時のこの常任委員会の中で、その当時の中川君ね、当時の議長ですよ、今の監査委員さんです。その人が何かおかしいこともこれ質問している。これに対する答弁も、何やね、これとは。撤退した業者が実際そこでその業務をやっとるやんかと、そういうことを聞いているけど、どうや把握しているのかということ聞いておられるんです。それに対する答弁も、こんなもんなってない、はっきり言うて。だからね、そこらのことから精査して、きちっとして、これは今度は入札されるのかどうか知りませんがね。その入札が隠れ蓑にならんように、意味わかりますかね、隠れ蓑にならんような入札執行をするし、そしてその契約した相手がそういうものに抵触しないような、いろんなことに抵触しないようなことを監視してもらわなければ、入札するだけということになりますからね、その意味がわからん。そのことについて、当時の課長でもありますし、内容的によう知ってはると思う。この内容、どういう答弁をしたのかも。部長、どういう構えで、また来年度にその事業をやってもらうかね、心がけというか、それをちょっと言ってもらいたい、そのように思います。

○里川委員長 乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 当時、前の業者でございますね。前の業者につきましては、その当時、私も課長で答弁させていただきましたとおりですね、毎年随意契約という形でやっておりましたけれども、もう19年の4月からもう業務を行わない、撤退するというところでございましたので、19年4月からどういう形でやっていくのかという中で、業者を決定するにはやはり入札をしていくという形の中で入札を、19年の2月ごろでしたか入札をさしていただいて業者を決定したと。当時はそういう形でございます。

次の年度、ですから、平成20年度に関しては、私も答弁させていただきましたが、

1年間業務をやっていただく中で、やはり順調に問題なくやっていただきましたので、そのときの答弁としては、随意契約でやっていきたいというような答弁をさせていただきました。しかし、その後、いろいろなご指摘の中で、やはり随意契約ではなくて、入札をすべきだというご意見もいただく中で、これも年度途中になりましたけども、入札という形でさせていただいたという経緯がございます。その後、毎年度入札という形で業者を決定していくという形でやっております。来年度につきましても、当然そういう形で入札をさせていただくという形で業者を決めていくという形でさせていただいております。で、もう1点は、前の業者の職員がやっているというご指摘もあつたんですけども、それにつきましては、当然前の業者でおられた従業員が退職されて、今の新しいというか、今、契約している会社のほうに雇われて来ておられるという形でございますので、当然会社としては撤退されておられますので、会社としてはかわっていると。ただ従業員としては前の会社を辞められて新しい会社に雇われて、従業員として来られているということでございますので、そういうことでご理解いただきたいと思っております。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 その撤退したとかね、入札を執行したとか、これはもう少し前の多分どこかの委員会で私が町長に指摘しているんですよ、ほかの意味で。その業者、そしてずっと、そら専門的な運転業務なのか、専門的なことで随意契約が私は本来の形やと、ただその業者が余りにもちょっと問題があるのと違うかということを指摘していて、1回そしたら入札しましょうということで入札をした。撤退したんじゃないんですよ、はっきり言うてね。こちらからのいろんな指摘があつて、やったんです。それで、そのことはどちらでもよろしいけどね。それと部長、何でそんな考え方ができるんだろうと思うんですがね。この中でも言うているように、その業者がいてないから入札したんだと、撤退したからね、今まで随意契約してたところが。それで、その業者が1年間無事何の問題なくやってきたから。当時の副町長、今の副町長違うかな、援助しています。確かに随意契約に、入札に本来なじまない。だから随意契約ですていくような業務やということですね。私はどういう業務か知りませんよ。何か特殊な、その入札参加できる業者というのは限られているらしいですけどね。限って入札に参加してもらっているらしいけど、内容的には私ら素人から見たらそう大したことないのと違うかなと。この人らに失礼やで、もう全く失礼な発言になるけど。だから、それを随意契約ですてて、そしたらこの21年度の2,031万7,500円というのは、これは随意契約ですてた。当然1年間随意契約ですね。だからそれぐらいの費用で随意契約ですてて、慌てて7月かの入札に切

りかえた。そしたらその随意契約していた契約はどないなるんですか。やはり1年間随意契約しているんですよ。それを指摘がありましたからと、多分この予算委員会、今の議長ですわ、指摘しているのは。厳しい指摘していますやん。だから、それで答弁してはるけどね、そしたら、この指摘があったから5月に執行すると。ひとつの業務、その21年度に随意契約しているんですよ、業者と、1年間のね。それを反故にして入札しているんです。そこらの、そういう小手先とかね、そういうことをするのは、それは議会に対して、指摘がありましたからやりましたと。いかにも議会をあれしているけど、議会をないがしろにしているのと一緒やねんで、それは。随意契約しているということも、議会がやっぱり一応認めているんですよ。きちっとしたとこ出してないけど、委員会にもそうしてやっているはずですよ。そんなやり方でよろしいんですかね。だから、そのときの責任者で誰やな。今、副町長もかわってはるいうたらあれやけどもね。そんなやり方で行政進めてくれているんですか。副町長、どうですか。3ヶ月間、そやけど5月にやってはんねん、ほんで7月から入札。どうなんですか。

○里川委員長 池田副町長。

○池田副町長 今、ちょっと確認しましたら、当初いろんな議会でご意見ありましたということで、当初3ヶ月の随意契約でやったと。その間に、7月以降入札を執行するということで、そのときの契約はなっておったということでございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 そしたら、これ1年間の工期で入札をしたんでしょ。19年の2月ごろに20年度として。で、20年度はそのままいったと。そしたら、21年度分は4月から、これと合いますわね、4、5、6と3ヶ月の随意契約をしたと。その同じ業者と。それでしてもらった。その後はどう考えてたんですか。今、部長はな、指摘があったから入札をしましたということやねん。入札に切り替えた。このときに、3ヶ月間だけというような答弁できるはずや。それを入札を慌ててやっている。そんなもんおかしいで。どう思うてもおかしい。3ヶ月間、この業務については3ヶ月間終わるんですか。ずっと続いているんでしょ。その3ヶ月目以後どうするつもりやったんですか、その年度は。その年度からちゃんと7月から、また入札で決めるというのを決めてたんですか。そしたらこの21年の3月のときに、今の議長の指摘に、これやっていったけど、すぐに入札に切り替えますとか、そういうことはできるはずですよ。3ヶ月の随意契約しかやってなかって、この1年間もう何年と続いてくる大事な業務ですよ。し尿処理の運転で大事なてこういうこと言うてはるんやから、2,000万ほど毎年、随意契約でやっ

てきたんですよ。そんなおかしなあれ、またまたおかしいやん。そんな行政するんですか。してきたんですか。

○里川委員長 池田副町長。

○池田副町長 そのときのいろんな議会のご議論の中で、次年度はもう随意契約したいということで答弁したけども、いやそうではないということで入札をするのがやはり好ましいと。毎年でも。したほうがよいというご意見がありまして、それを受けて、町でいろいろ協議したなか、まず入札はやっぱり時間がかかりますので、3ヵ月間だけは随意契約さしていただいて、あとは入札を執行して業者を決めていくと、そういう判断をしたわけでございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 それやったら、そんでよろしいです。何でかいうと、こんな大事なことで、そして予算委員会での発言をとらまえて、切り替えてやっているんですよ。だから、さっきの肺炎球菌、こんなん微々たるもんや。絶対やってください。そら、こんなことでも、ややこしいことで、があつとやってきているのやから、入札と、業者とも3ヵ月間の随意契約でやってしまっているとかね。で、あと1点聞かせてください。その随意契約3ヵ月やった業者と、そのときの落札業者とは同一ですか、どうなんですか。

○里川委員長 乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 同じ業者でございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 そしたら、今度は、入札執行は、次年度のはもう終わったんですか。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 現在、3月15日に入札を執行するように準備を進めているところであります。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 同じような、今度は担当から聞いているけど、事前公表になるんですか。

○里川委員長 池田副町長。

○池田副町長 質問者からも一般質問の中でございました。委託につきましても事前公表するということでございます。それと今回の入札につきまして、やはり辞退している業者もございました、過去に。そういうことも、その業者も排除して、新たに業者も変更して、新たに加えて、そういう辞退している業者はもう排除して、新たに業者を加えて入札を執行するというぐあいに手続をやっております。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 当然過去2回も辞退している業者は、これはいろんなその入札で、そういう辞退された方に対しては排除したらいかんとか、何かそういうことも聞いているけどね。これはもう完全にどういうんですか、当て馬なんですよ。わざわざ来てもらう必要も何もない。やる気もないんです。そこらにもう1回指名してやってくれということは、入札の原理が全然働いてない。だから全く新しい業者を必ず応札してくださいということで誘いにいくべきだと思います。その点も含めて、この業務については、もっと精査してください。どういう内容で、どういうぐあいになるんやと。だからこの金額、予定価格が適正なのか。第三者的な人も入れて、この業界の人じゃなくて、ほかの者も入れて1回研究してください。私はもっと節約ができると、そのように思いますので、その点も加えて申し添えておきますので、お願いします。結構です。

○里川委員長 ただいま小野委員の質問があった高齢者への肺炎球菌ワクチンの件ですけれども、厚生常任委員会でこれらの要綱をつくったときに、いろんな議論をさせていただいたときのことを、私、今ちょっと思いながら、厚生常任委員会としては、その年齢で承知をさせていただいて進めてきたという関係もありますので、ちょっとここでもう一度確認をさせていただきたいと思うんですが、一度打つとこの免疫の効果というのが何年だったのか、そして生涯おひとりに対して補助を出すのは1回だけだったと私は思っているんですね。そのところ、ちょっと全議員さんのほうも把握が十分にしていただけでないかなということもありますので、私自身は、多分この免疫が持続するのはせいぜい3年から5年ぐらいかなと。そして生涯にその方に対して助成をして打つのは1回だけ認めていると。町のほうは1回だけ補助を出すと。そういう考えからいくと、年齢的にもできるだけ高齢者の方に積極的に打っていただけたらということで議論もしてきた経過もあったと思うんですけれどもね。その形でよろしいですかね、私の把握で間違っていないでしょうか。西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 まず免疫ですけれども、一度打って恒久的なものではないと。ただその持続がどこまで持続するかというのはまだはっきりとはわかりませんが、今、委員長が言われたような年数ではないかというふうには思いますけれども、ただちょっとはっきりとはまだわかっておりません。それと接種の助成は1回だけという形になっております。で、そのときには一生に1回ということで、免疫力が落ちてきたときから助成をしたらどうかということと、あと全国的な助成をしておられる自治体におきましても、70歳以上から助成されている所が多かった。65歳からの方につきましては、免

疫力が低い、疾患を持っている方をされている所も若干あったということでございます。

○里川委員長 それで、私たちもそういう議論を踏まえて要綱のほうも理解をしておったわけですが、議員さんのほうからそういうご意見などがありましたら、そのときのその議論で、どういう考え方でこうなったか、もうちょっと理事者側もきちっと説明せなあかんと思います。で、きちっと説明をしながら、そして今の委員会の中で言えば、今、課長が答弁されたような特定の疾患をお持ちで体の弱い方とかいうことであれば、もう65歳以上からするんやというふうな方向性であったりね、免疫力が下がっておられる方で希望があればやるんやとか、何かそういうことで、その辺ちょっときちっと皆さんにご理解いただけるような説明をしながら、そしてまた委員の提案も受けて、どういう状況のときにできるか、その方に1回しかできないんですからね、十分検討していただいて、できるだけ接種率が悪いという問題につきましては、やっぱりもう80前後ぐらいになってきたら体が弱いんですからね、弱っておられるから、免疫力下がっておられるから、そういう方たちにもうちょっとせつかくの施策ですので、打っていただけるように、町のほうも頑張っていたきたいなというふうに、今のいろんな質疑や答弁を聞いていて、私もちょっとひっかかりましたので、その辺について理事者側にもぜひともお願いをしておきたいと思います。だから、免疫力の問題というのは大きな問題だというふうには思っておりますので。

はい、すみません。小野委員。

○小野委員 委員長、委員のえらい配慮してもらってると思いますねけどね、結構なんですけどね。これは予算審査の委員会なんです。だから、それは厚生委員会で委員長も厚生委員会に所属されているんですから、今後執行していく中で、そういう議論どんどん押してください。そやから予算委員会を進めてください。いろいろ配慮してもらって私はありがたいんですが、ある面、私の質問が場違いになってくるということにも思われますので、だからその点については私はとめてます。今後の執行については、そうして議論して行ってください。だから私は厚生委員会に所属してませんから、お願いしますから、厚生委員会でどんどんフォローしてください。それで、予算委員会の時間もありますので、どうぞ進めてください。ありがとうございました。

○里川委員長 私は理事者に答弁をしっかりとやってくださいよということも言いたかったわけなんですけどもね。

引き続きまして、委員皆さんのほうから質疑をお受けしていきたいと思います。

飯高委員。

○飯高委員 今、話題に出ましたワクチンなんですけども、町としては、いろんな角度から子どもさんに対しても、女性に対しても、高齢者に対しても、いろいろワクチンの施策が本当に進んでいるなと思います。また、今回のこの高齢ワクチンですか、今般、状況を見ますと、やはり肺炎で亡くなっている方が多いと。それは年齢は高齢という形になってくるんですけれども、私もこれ提案いたしまして、一部助成ということで、1万4,000円か5,000円のその半分で7,000円、今助成していただいているんですけども、当然、町としてはその周知もしていただき、今接種率見ますと、前年度を見て半額ということ、半分の予算ということになってるんですけども、やはり周知がどういう形になっているのかということを見定めていただきたいと思います。で、先ほども委員長からも言われましたように、やっぱり高齢になるとどうしても受けに行くとかいたら足が遠のくような感じもしますので、そういうことも配慮しながら、今後進めていくべきかなと思います。それと金額云々じゃないんですけども、やはり全額助成するような形での配慮も必要かなと思います。年齢につきましては、今、70歳から65歳、これも以前僕申しあげましたけども、なかなか近隣の状況を見ると、70歳が確かに多いということも把握しております。しかしながら、当町としてはやっぱり一歩抜きんでた高齢者を守るんだという意欲の中で、65歳を対象にどう考えてくるかということも今後はやっぱり検討に入れていただきたい。これは要望しておきます。

次、2つ目に、78ページですね。産婦人科一次救急医療体制緊急整備ということで、これにつきましては、過去にいろいろ問題がございまして、当時は大変な状況の中で、いろいろ議論をされたと思います。今、どういう体制で、またその後いろいろな体制を組まれていて、充実はされているものの、実態がなかなか今般わからない状況になっておりますので、この点についてちょっと状況をお聞かせ願いたいと思います。

○里川委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 休日、夜間等救急の場合、産婦人科等も輪番制で救急の場合診ていただけるということで、県内のそういった輪番制にご協力いただく先生方の中で予定を組んで当番を決めております。町内の先生も産婦人科の先生もこの体制の中に入って、実施をしていただいているという状況でございます。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 いろいろ体制の中で強化されていると思います。あつてはならない、そういった問題が起こったならば、それに対処していかなければならないんですけども、その前にこういった体制をきちっと組んでいただいて、またこれについてはいろいろと町で

見ていただいて、今後のあり方についても検討をする事項があれば検討していただきたいと思います。

それと79ページ。先ほども猫について、その中で狂犬病ですか、予防注射。これにつきましては年に1回だと思っんです、ワクチンを打つのは。これ、それで決まってるんだと思います。しかしながら、例えば、そのワクチンが3年有効となれば3年に1回とかなりますので、今の制度ではどうしても1年のワクチンになっているのかなと思いますけど、その辺ちょっと確認をしたいと思います。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 狂犬病予防法という法律で、生後91日を経過した犬については狂犬病予防注射を接種しなければならないと決められてます。それで、その接種の時期については、毎年受けなければならないという法律で決まっていますので、現在、年1回注射を打っていただいているところであります。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 日本ではそういう形で決まっていますが、ワクチンというのは効力はそれは1年ないし何年とかいう、場合によっては3年のところもあります。しかしながら、今後、ワクチンが法律で決まっていますから、そういう形でやむを得ないのかなと思って、ちょっと確認させていただきました。

それと、85ページ、先ほど、し尿の話がありましたけども、副委員長のほうからこれ提示、委員長を通してしていただきましてありがとうございます。ひとつひとつそのし尿の処理の状況を見ますと、当然ながら公共下水道で処理する家庭ができてきているということで、毎年減少していると。これで下水道の普及率がもう見えるかなと思います。それと同時に、下の2番目の施設管理費用の状況、これちょっと確認しておきたいんですけども、例えば平成20年度から当然22年度に向けて、し尿の処理合計がいろいろこうだんだん下がってきているのに対して、何か消耗品費、これ薬注というか、薬品注入される場合の大切な薬品やと思うんですが、これがかなり金額が上がっているということは、すなわちこの薬品注入において量が恐らく下がるんじゃないかなと、僕は思うんですが、簡単に素人の目で見るので申しわけないんですけども。それと光熱費なんかも上がってます。その辺のちょっと数字が、整合性が、何かこう合っていない状況もあるので、この辺のことをちょっとお伺いしたいと思います。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 まず消耗品費につきましては、平成20年度、21年度で放流水が

環境基準を超えるおそれが出てきたために水質改善工事をしております。そして窒素を除去するためにメタノールという薬品を注入をすることになりましたので、21年度と22年度を比較いたしました。そして、消耗品、特に薬品がふえているのは、その新しい薬品がふえたためというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

また、光熱水費につきましては、その生し尿あるいは浄化槽汚泥の質によりまして、当然、水等が要ることがあります。そういったことから変動するというので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 わかりました。いろいろその機能についてわからなかったので質問いたしました。それと下から2番目、測量設計委託料というのがあるんですけども、これはどういった内容のものですか。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 鳩水園につきましては、毎年、保守整備をしております。そのときの設計につきまして、積算をしていただいている業務を委託料で支払っているということでございます。

○里川委員長 ほかに。伴委員。

○伴委員 まず、76ページのちょうど真ん中あたりの13の委託料の上から2つめ、高齢者インフルエンザ予防接種なんです。これ前年度から金額が落ちているのは、これ多分、確か1本当たりの値段が下がった、その関係やと思います。実際、この予防接種の接種率というのはどんな感じで今きているんでしょうか。

○里川委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 平成23年度12月末現在の接種率でございますが、44.9%で、昨年度12月末では53.4%と若干落ちております。これは、平成21年度に新型インフルエンザが流行しまして、翌年度にやはりもう早いうちに打っておこうという方が多かったのではないかとというふうに考えております。それとあと、23年度におきましては、12月末から1月にかけてはインフルエンザが非常に流行しまして、それまで、この予防接種は10月から始まりますので、10月、11月はまだ流行期でもなかったことから、早いうちから接種される方が少なかったというふうに、今分析をしております。

予算上につきましては、委員が今おっしゃられたとおり、5,000円から4,000円になったということで、昨年度より予算は減少しておりますが、接種率につきまし

ては62%を見込みまして予算計上をさしていただいているところでございます。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 実際、今、12月の時点での今、数値というか、接種率、これ大体インフルエンザが終焉しかかかるところの接種率というのは、統計とかはとっておらないわけですか。

○里川委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 高齢者のインフルエンザ予防接種は一応1月末までに打たれた方に対して今、助成をさしていただいているんですけども、今おっしゃったように、接種してからやはり抗体がつくのには数週間かかりますので、ことしのように1月に猛威を振るって打ったときに、すぐ効くかということになれば、ちょっとそこら辺についても、ひとつ今ご指摘があった部分ではありますけど、医療機関から打たれた翌月に全部請求が来ますので、ちょっとそこら辺で今集計をしているところでございますので、今、1月等来ている中では昨年より若干接種率は最終的には下がるのではないかというふうには思っております。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 大体のその辺の内容はわかりました。これ自体50%台とか、予算上も62%と。これ、半分強の方が受けていただいている。それ以上上げていこうという姿勢は僕感じられてますんやけど、どういうようにしたら、これもう少し使っていただく方法とありますか、施策とありますか、そのあたりどう考えておられます。

○里川委員長 池田副町長。

○池田副町長 今、担当課長が62%目標にやっております。今年度おそらく50%前後だと思いますけども、ただ町広報でも相当啓発をやっております。そして各医師会のお医者さんですね、高齢者の方、病院へ行かれたらインフルエンザを必ず予約しますので、予約してくださいよという啓発もやっていただいております、お医者さんのほうでも。それでもまだ打たれない方も当然おられます。私は元気やということで、おられますし、もう絶対おれは予防接種は受けへんということを言われる方もおられますので、ただ町としてはせめて62%ぐらいは受けていただきたいということで、広報は十分にやっております。あとは自分の意思というか、受けたいという意思が重要となってこようかと思っております。例えばもう極論けどね、今被災地に行きましても、極論で悪いんですけど、被災地へ行って必ず仮設、1階がなくなって2階は大丈夫やと。90何歳のおばあさんこれがそこに住んでおられると。仮設住宅へ行かんと。で、弁当も届かないと。それでも、住民のほかの第三者が、こんなん早よ仮設住宅に移るように言いなさいと言わはっ

でも本人さんどうしても行かないわけなんですわ。やっぱり自分の信念というのがございますので。ただ、そういうこともありますけども、町としてはやはり受けていただきたいということで、お医者さんにもお願いしておりますし、広報にも載せております。いろんな媒体を通してお願いをしておりますので、そういう努力はしているということでご理解をいただきたいと思います。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 今、副町長の答弁をお聞きしまして、私、思いますねけど、これは介護の事業者の方、特に重度で介護の保険を使っておられる方、そのあたりの方々に介護の業者を通じてそういう啓発をされたらと思うんですけど、そのあたりどうですか。

○里川委員長 池田副町長。

○池田副町長 基本的に、要介護認定と要支援を受けておられる方につきましては、ヘルパーさんのほうで当然受けてくださいと言われるんですわ。その方はほとんど受けておられます。そういう方につきましては。といいますのは、その方もし重体になりますと、今度ヘルパーさんにもうつる可能性もありますし、この方をまた例えば緊急で施設へ入れる可能性もありますので、やはりその方は十分認識しておられますので、それはご理解をいただきたいと思います。ただそれを周知についても、再度徹底をしたいと思います。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 もうやること、やっていたいているのはようわかりました。

次の質問に移らせていただきます。

83ページのごみ処理のこの業務委託、可燃ごみの業務委託の件なんですわ、うちの自治会のほうにも、町のほうから説明といいますか、生ごみの分別を含め、いろいろ勉強といいますか、説明に来ていただきまして、その中で住民としての意見が多かったというのは、ごみを減らしていくということは非常にそういう方向性でやるということはよくわかるし、協力もできる限りのことをしていきたいという方が大半でした。ただ、なぜ公共の、民間の業者であれば何社しかない、そこで入札されて、それを決定されているんやろうけど、公共の近隣でまあ言うたら余剰があるようなところもあるはずやと。そのあたりでできへんのかと、いう素朴な疑問が非常に多かったので、そのあたりどんなもんでしょうか。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 ごみ処理広域化についてのご質問だというふうに認識をしております。

す。ごみ処理広域化につきましては、平成11年度から奈良県が主体になりまして進めておりましたが、それぞれの地域の焼却施設の年数等々が違いまして、その辺で温度差がございまして、頓挫をしたという経緯がございます。

当然、他の地域の焼却施設もそうですけども、地域とのいろいろ協定なり覚書を締結されていると思います。その中で、当然、地元以外のごみは焼却しないという等々の覚書もあることから、なかなか斑鳩町のごみをすぐに他の地域に持っていくというのは、非常に難しい問題があるというふうに認識をしております。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 それでしたら、もし引き受けたらというようなところが、もしあれば、そういうことも検討していかれるというように理解させてもろてええわけですか。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 伴委員おっしゃるように、引き受けてやろうというところで、なかなかこういうごみというのは簡単にいくものじゃないと思います。私ども今、今度ごみを持って行くのも、伊賀市に対して税金を払って、そしてリサイクルの関係等、あるいは三重県の関係等についても、そういうことは必ず向こうから調査が来ますし、当然のことです。今、建設とかそういう業者等でも、廃棄物を処理する場合には、必ずどこかへ処理したという証明書、写真を添付しなければ、この業者は罰せられるということで、なかなかこういう点については厳しいございますので、当然それは守っていかなければいけませんし、そういうことで、伴議員おっしゃるように、引き受けたらという所があるということは、私は恐らくないと思います。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 状況はようわかりました。やっぱり住民の方、心配されるのは、非常に距離が長かったら震災でもあったときにどうなるんやろ。そしてまた非常にエコというような形になっているのに、排気ガスを使ってそれでいいんやろかとか、素朴なその辺の疑問からそういうような声を私よく聞いたのですが、一定のところ理解、わかりました。

次の質問です。86ページの、このし尿処理の件でございます。

ちょっといろいろとお聞かせさせていただきたいんですが、まず、これし尿処理の推移で、この20年から22年にかけてでも、これ1,000キロリットルですか、1,000キロリットルまでいってませんね、500ぐらいですか、下がっている。これの稼働の時間なんかは結局どうなる、これニュートラルでずうっと動かしていかなあかんというのは私ちょっと理解さしてもろてますねんけど、このし尿処理の量がちょっと

減っていけば、やっぱりその辺の実質動いている時間といいますか、処理をしている時間なんかはどんな感じになっているのでしょうか。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 公共下水道等々の普及によりまして、年々、し尿及び浄化槽汚泥の処理の量は減少傾向にあるわけでございます。そのことによりまして、し尿処理施設の運転時間でございますけども、当町のし尿処理は生物的分解処理、いわゆる微生物の力によりまして分解処理をしているところからですね、常に運転をしなければ、その微生物が死滅して処理が行えなくなるということになっております。一定期間、例えば1時間ごとに電源を入れたり切ったりという間欠運転を行うことは技術上は可能でございますけども、現在の運転のシステムを変更するなど、新たな費用が必要になるということで、し尿処理施設につきましては24時間稼働しているということでご理解をいただきたいと思います。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 今後、し尿の処理する量が減っていても、24時間はちょっと避けられない。ということは夜も夜勤されて、だれか1人の方がやっておられると考えてよい、これ1時間ごとやから、その微生物を入れるという作業をやっていただいているわけですね。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 夜間につきましては自動運転をしております、何か異常が起こったときのみ連絡が入るようになっております。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 ちょっとその辺、混乱してまんねん。確かその24時間運転しなかったら、僕は、夜はニュートラルでこうずうっと流れていると。そやけど、今はちょっと最初の課長の答弁では、何かその微生物を入れるのが1時間ですか、2時間か、その間に入れていかんなん。自動的に微生物が入るわけですか。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 微生物を入れるということでございませぬ。その微生物の力でし尿を分解しているということで、その処理槽に微生物がおります。それがし尿を食べてくれて分解をしているということでございます。その微生物を生かすために、水槽で言いますとブクブクですね。あれが必要やと。それが24時間ずっと動いているということで、微生物を投入するんでなくて、微生物を生かすために、その装置がずっと24時間動いているということで、夜については無人で自動運転をしているということでご理解

をいただきたいと思います。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 それでしたら、結局365日、24時間は動いているけど、実際、人が見ている時間というのと、この処理の量というのはどんな感じになっとるわけですか。実際労働されている時間といいますか、それが結局、残業があったものがなくなってきたりとか、そういう意味でちょっとどんな、就業自体はどないなってきたりしているわけですか。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 業務時間につきましては、8時間の業務で行っています。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 細かいことを聞いて申しわけございませんけど、ちょっとおつき合いしてください。8時間ということが、これもっとこれ今後減っていきますわな。心配するのは、結局、ある程度のところになると、もう絶対に必要なものというか、いうのは私もこの処理の施設は必要やと思ってますねん。ところが、やっぱりそのし尿の処理の処理せなあかんもん自体は減ってきている。減っていくという推移が見込まれると。その中でこれやっぱり8時間はもう8時間として、どうしても、それかまあいや2日に1回、こうブクブクだけやって、2日に1回とか、そういうようなことも今後考えていかれるのか、やっぱりそのあたり公共下水との関係でちょっとお聞きしたいんですが。

○里川委員長 乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 今現在、課長が言いましたように、8時間の勤務をしていただいておりますけれども、これは当然し尿が入ってまいりますので、バキュームカーが入ってまいりますので、その投入槽に入れる投入作業をしたり、あるいは最終脱水をして焼却をすると、灰を焼却していくというような作業が当然入っておりますので、そういった受け入れの体制とか、後処理とかいう問題がございますので、そういう作業を昼間やっておるということでございます。夜については、当然、し尿が入ってきたりすることはございませんので、夜は自動運転でさしていただいているという状況でございます。

今、委員がおっしゃったように、当然、これ量が減ってきますと、昼間の時間、当然今8時間ですけれども、これをだんだん減ってきますと、その時間を短縮していけるということも当然出てまいります。当然、これは日数的にまたこの委託料の関係も出てまいりますけれども、管理委託料の関係も出てまいりますけど、それは当然、そういう作業は減ってくると当然時間も減ってまいりますので、管理運転も、この委託料も、当然

減ってくるという形になってくるのではないかと考えております。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 納得できるといいますか、結局、量が減ってきてすると、何らかの感じで短縮していくのやから、業務委託料も変化していくと。非常に理解できる回答をいただいたと思います。

最後に1点だけ、先ほど同僚委員からの質疑の中で、この件で入札の話がございました。ひとつ私その答弁で気になったのは、同じコピーしたようなやつが年度をまたがってあるやないかという点でございます。こういう業務委託というものに対して、これにちょっと関わらない話になるかもわかりませんが、こういうケース、まあ言うたら、コピーのようなケースというのはほかにもあるわけですか。これ以外にも、ほかにも、こういうのは業務委託であるものなんですか。

○里川委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 例えば庁舎の業務管理といいますか、そういった定型的な部分につきましては、業務が一緒ですので、当然、仕様書も一緒になってくるやろと。ただ、昨日の中でもございましたとおり、閏年の年であったり、365日であった、そういった部分は変わらないと思うんですけども、ただ一定の今までやっていただいたような形の業務を同じようにやっていただこうと思えば、同じような仕様書になってきますので、新たな業務が追加しない限り、一定の業務を行っていく上では同じような形になっていくのではないかとこのように考えておるところでございます。以上です。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 今、面巻課長がおっしゃられたのはようわかりまんね。結局、それは同じような仕事やから逆に金額がえろう変わったら、そのほうがおかしいと。ところが、その落札できへなんだ業者も同じ金額というのが、私理解できないとこですわね。結局、普通やったら次、落札しようかと。したいもんであれば、そう思いますわな。金額変えるはずですわ。落札されて満足されているような感覚をどうしても持ってしまいうんですわ。だからちょっとそのあたり同じようなやつがあるかて聞いたのは、そういう意味ですわね。ちょっとそのあたりどうですか。もうある、なしで答えていただいて結構です。

○里川委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 そういったケースといいますか、今まで予定価格のほう公表をしておりませんでしたので、そういったケースではあったかもわからないということでご答弁させていただきます。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 あったかもわからないというのは非常におもしろい答弁。もう、ちょっと細かい話になるんで、この辺にしておきます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 今の同僚委員の質問にまたちょっといろいろ感じたので。3月15日執行やね。入札執行。ということはもう公告したと。ということは、今度の予定価格は幾らなんですか。

いいわ。そしたらね、今の伴委員の質問の中で気づいたこと、もうひとつあるんですがね。何か私はね、この運転業務に先ほどもちょっと言うたように、ものすごく特殊な技能といいますか、あれが必要なんだと。だから、ほかの業者とか、いろんな業者をこう選定する中でも、そういう国家試験じゃないと思うんですが、何かの講習を受けた人間が必要だという。今まあ、その簡単に話を聞いている中では、何も自動でもよいやつだと、この業務はほとんど人件費だという、そういうことも聞いているんですよ。いろんな方面からもね。しかし、聞くところも少ないから困っておるわけなんですけどね。だけど今、課長答弁しているのだと、この運転業務というたら自動でもできるやつを人がいてる。夜は無人だ。自動で動くんやと。そしたら、その人たちは、し尿が入ってきたときに受け入れをせないかん。はっきり言うて、さっき失礼なこと言うてたけど、別に区別したら特殊な人材じゃなくて、一般的にいる普通人材、だからそのポストは並みでいいはずですね。これ、人件費とかはじいていったら物すごく高い。本当に特殊な人件費という、そういう設定だと思うんです。だから、そこらのこともしっかり検討して、予定価格をはじいておられるのかなと思うんやけどもね。それらの研究は、担当としてはしているんですか、それ。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 申しわけございません。私、夜、自動運転としたのはし尿処理をしているわけでございます。微生物を死滅させないためのそういう機械は動いていると。し尿処理につきましては、その昼間の8時間の業務の中でやっているというご理解をまずいただきたいと思います。まず、鳩水園の運転管理業務でございますけども、鳩水園の一切の機械装置の運転と保守管理、あと計量受付業務が運転管理業務として委託をしているということでございます。鳩水園の運転管理業務の積算につきましては、直接的な歩掛かりがないことから、労務費等、県の設計単価あるいは建設物価から確認の上、積算を行っているところであります。なお総括責任者1名、主任作業員1名、作業員2

名、計4名で積算をしているところでありますけども、統括責任者は県の設計単価でいうところの特殊作業員、主任作業員は普通作業員、作業員につきましては軽作業員として県の労務単価に準じて積算をしているところであります。

それと、統括責任者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定をいたします技術管理者の資格を有し、し尿処理全般に精通をしております、管理者としての業務経験を有するとともに運転維持管理及び労働管理を円滑に遂行する者ということになっております。主任作業員につきましては、統括責任者の補佐の任に当たる能力を有している者で、あと専門技術を持っている者というところがございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 それはこの入札の工事概要に、一切の機械装置の運転等保守管理一式と書いてますからね。だけど、その運転ということは、その全体の流していくその機械の保守管理ですから、どういうことが起きるのかということも考えられますしね、この計4名やったかな、4名が毎日そのことをすることによって、これだけの値段なんのかなど。今、その特殊作業員の単価が幾らなのかちょっとわからないんですがね、すごい金額だなと私は思うんですがね。ことしの予算執行されるのには幾らでの積算できたんですか。いつもと同じですか。去年もおととしも一緒ですか。一緒ですやな。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 ことしにつきましては、労務単価が見直されておりますので、昨年より若干減少をしているところであります。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 だから、その労務単価がある。それについてまたぶり返すようやけど、先ほど伴委員が言うてるように、その業者、同じようなコピー、例えば23年度の分と22年度の分で落札できなかった業者で、1社は同じ2,380万なんです。そやから、それでその業者が今度は2,480万。そういう業者であつたら、そういう積算資料もわかっているはずや。これは予定価格出してないということやけどね。しかも22年度では1,900万で落札した、消費税抜きですがね、1,995万になる。落札したという事実を持っておるんです。同じ業者が来て、それで積算資料もあつて全く落とす気がない。100万違うだけや。100万上げてきとるんですよ。こんなばかな入札する人間なんておらへんと。それと、もう1社は3,306万。これ税抜きでの形ですが、全く同じ3,306万。その札を入れておるんですよ。そしたら何のためにこれ来て、入れているんや。落札業者のために来てんねと思うわ。こんなことすぐわかると思う。今

までやっててね。だから、もうこういうのはもうみんなグルやねから、みんなバアッと排除したらええて言うてる。知らん顔してやってきているんや、こんなん。こんな特殊なというか、こんな入札をやってて、入札しましたって、業務委託してます、問題なくやってくれてますから、ここは大丈夫ですて、そんなばかなことあれへん。まあまあ、その3月15日に入札執行されるんやけど、楽しみに入札結果を待ってますわ。こんなことしててね、入札で事前公表しましたからというて、改善しましたいうてね、じゃないんや。入札の考え方そのものをしっかりと把握してもらわなあかんねん。なぜこういうか言うたらね、このときも、今の議長がこういう質問している。その中で、やっぱりどんな把握しているんやということで、それに対して自分らがしたことに対して、それは良しとせなおかしいけどね、自分らおかしいことしたっていうことは言えないから。こういう業者を守るようなというか、こういう、いわば違法行為を是正するような、そういうような答弁がされているということに対して、私は憤りを感じているんです。きちっと、やっぱりおかしいと思ったら、私らが質問したことをバックにして、こういう業者を排除すると。こういう業務を改善するというようなことをやってもらいたい。何のために、私らが声を大きくして、議員もみんなそうして言うているんかということですよ。そのことも、今後いろいろ考えてください。お願いしておきます。もう終わります。

○里川委員長 ほかに委員さんのほうでございませんでしょうか。

まだありますか。そしたら、私のほうも少し聞きたいこともございますので、ここで休憩をとらせていただきたいと思います。

10時45分まで休憩とさせていただきます。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○里川委員長 再開をさせていただきます。

引き続き、質疑を行ってまいります。飯高委員。

○飯高委員 し尿の話が続いておりますけども、1点ですね、この管理委託に関係する歩掛かりですね、先ほども課長のほうから、これに関係しては、特殊なので歩掛かりがないということでは言われているんですけども、以前に僕もお聞きしたことあるんですけども、やはりこれについては、ちゃんとした歩掛かりのもとでしていただく、確かに特殊の作業であるから、特殊作業員ということであるんですけども、例えば、その数値がどうなっているんかというのがあります。単価の面において。全般的に見て、本当にその

歩掛かりが正規の歩掛かりであるのかどうかというのがちょっと疑問に思いますので、その点について、再度いかがでしょうか。

○里川委員長 乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 ちょっと今、委員もおっしゃいましたような歩掛かりでございますね。これについては、今、ちょっと課長も答弁させていただきましたように、単価の設定についてはそういう形でさせていただいているんですが、この歩掛かりにつきましては、私も把握できておりませんので、これちょっと勉強させていただけたらなというふうに思っております。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 どんな業務に対しましても、いろいろ今回のこういうふうな特殊な関係もござります。今の時代において、やはりひとつひとつの業務というのにおいて、歩掛かりがそれに近い、より近い歩掛かりがあるとは思うんです。まずは、それを基本にこの積算をしていただきたいし、できれば、その今の現状の歩掛かりがどういうふうになっているかということも知りたいというのもあるんですけども、今後、そういった中身をよく精査していただきたいということでお願いしておきます。以上です。

○里川委員長 ほかに委員さんのほうでございませんでしょうか。

なければ、私もちょっと引き続きお尋ねをしたいんですけども、このし尿処理場の一件については、一定の流れもある中で、いろんなことを聞いてきましたけれども、本日、各委員が本当に心配なさっている中で、そのいろいろな質疑答弁を聞いている中で、さらに私もこの予算の場で確認をさせていただきたいと思います。

4名の職員さんを見込んでの入札をするということになっておりますけれども、この4名の方というのは、斑鳩町のあの鳩水園の仕事だけをやっておられるんでしょうかね。ほかの仕事も、その会社が、ほかの仕事もとっておられて、ほかの仕事もしながら、鳩水園の仕事もしているというような状況にあるのではないかなというような私は印象を持っています。

と申しますのも、抜き打ちで鳩水園に行きましたら、少々ご年配の女性の方が庭で、あれ庭というのか、草引きなどをしておられて、中には人がいないというような状況があるということも聞いております。で、そんな中で、どんなふうな、実際の仕事としてどうしているのか。町は入札するときに、8時間とおっしゃいました。4人が8時間必ず拘束をされて仕事をしていただけているのか。逆に言えば、斑鳩町では、いろんな仕事をするのに、正職だけではなくて、今では保育士であったり、幼稚園教諭であったり、

学校の先生であったり、そんな先生、専門職でも、臨時職員という形で採用してお仕事をさせていただいているというような中であってね、じゃ、ここの積算するときには、その積算の中の労務単価なんかを考えると、正職としての考え方になっているのか、それとも、そういうし尿の投入作業であったり灰の処理作業というような、どちらかという単純な作業をするときには、そういうパートとか、臨時職員というような考え方で積算も、私、可能性はあるのかなというふうには思っているんですけどね。工事の発注でもそうでしょ。ガードマンさんなんかでも日給何ぼとかのガードマンさんが大体入っているとか、そういう形になりますでしょ。必ずしも正職員ばかりで積算するわけではないというようなこともあると思うんでね、その辺のところ、どうも今の運転業務をされている実態とこの金額との中で、私たちにとっても不透明というのか、わからない、わかりにくいという状態なんです。だから、委員さんからも、いろんな意見も多分出ているんだろうと思うんですけどね。ここのとこの積算の考え方というのは、どういうふうに見たらよろしいのでしょうか。栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 まず、鳩水園の施設の管理、運転業務の内容につきましてでありませうけども、まず機械の運転で、前処理工程、あるいは汚泥の脱水工程、そして焼却。施設など、運転、点検、清掃というのは毎日実施をしております。30分ごとに機械の作業状況についても点検を行っているところであります。また、曝気槽につきましても、30分ごとに温度、水の色などの作業の確認もごさいます。そのほか、屋外での煙の確認、あるいは臭気の有無の確認の作業につきまして、2名の作業員で行っているところであります。また、受付業務といたしまして、主にバキューム車の計量、あるいは計量後の伝票の処理などが主な業務でございませうけども、し尿浄化槽汚泥をあわせまして、1日延べ15から20台のバキューム車が搬入をしておりますので、1名が受付係として従事をしているというところであります。

次に、水質検査であります。外部への水質検査は月2回行ってございませうけども、その間、内部検査といたしまして、ペーハーであるとか、し尿濃度、BODのそれぞれの検査を毎日行っているところであります。し尿処理施設などの衛生施設につきましては、特に機械の故障であるとか、あるいは誤作動、作業ミスが起これば、たちまち付近の住民の方々に大変なご迷惑をおかけをいたします。また水質につきましても、万一、法基準値よりも高い濃度で放流をしては、人体等に与える危険性もございませう。そういったことから、鳩水園の運営につきましては、4名の従事者は必要最小限の人員であると、そのように考えております。また、この4人につきましては、総括責任者と主任作

業員3名交代で勤務をしていると。作業員4名がおりまして、2名ずつ交代で勤務をしているという状況であります。あと、町の、その単価の考え方につきましては、建設物価等あるいは県の労務単価で積算をしているという状況になっております。

○里川委員長　そしたら、結局は全員が正職員であると。その会社の正職員であるというふうに町のほうも考えておられて、そしてその積算をされているということによろしいですか。栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長　一応、受託者の社員ということで認識をしております。

○里川委員長　一定数、これ交代で勤務していただいています。土日、祝日、年末年始、こういう役場が休みのときの勤務状況は、どういうふうにいただいているのでしょうか。栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長　土曜日につきましては、隔週で、し尿収集を行っておりますので、そのときは鳩水園のほうも開けているということになります。基本的に日曜日は休日となっております。夜間につきましては、何か緊急事態が起きましたら、責任者のほうに連絡が入るようになっておりますので、それで対応しているということになります。

○里川委員長　わかりました。入札のときの積算はそうであっても、実態がその会社が正職員で本当に採用して回っていったのか。受付の業務であったり、先ほども言いました投入作業であったり、そして灰の処理作業であったり、こういう単純な作業にどういふふうに従事をしていただいているか。財政が厳しいと言いながら、斑鳩町も重要なポストであっても臨時職員さんなどを採用しながら、地方公共団体が、行政としてそういう形で仕事をしているにもかかわらず、実態がどうなっているかということ把握しながら、やっぱり費用のほうも払っていただきたいと思います。

それと、し尿も、先ほど委員からもありました。し尿の収集にしても、それから処理にしても、これ委託しておりますけれども、どんどん数が減ってきます。それとあわせて、公共下水がまたそこへもどんどん投資をしながらも接続をしていただくと。これはもう関連する事業、同時にやっけないといけない。そして公共下水が完全になくなるまでは、この事業を続けんとあかんということの中で、今まさに大変斑鳩町としては苦しい局面であるということも私たちも思っております。

だからこそ、この苦しい局面を財政を抑えながら、どういふふうに乗越えていくのか。これはもう真剣に私たち議員のほうも考えているということも、町のほうもよくご認識をいただきましてね、十分そういう点、いろいろきょう委員からご指摘のあった点などについても認識をお持ちいただきまして、精査をして入札をして業者へ委託をして

いつていただきたいということ。ぜひともお願いをしておきたいというふうに思います。

それと、1点ちょっと気がかりな点がありまして、予算の委員会ですので、明らかにしておきたいなと思っておりますのが、77ページで、ことしも引き続きヒブワクチン、子宮頸がん、小児肺炎球菌やっております。これ、国の第4次補正が出まして、県のほうへ基金が積み上げられるということになりましたので、県のほうから、このワクチン接種については、24年度にやってみようということに積み立てられてますのでね、基金が。これは公費カバー率が90%でやれるということでは24年度はこうやってやれるわけですね、斑鳩町としても、頑張るってやれる。でも、来年度になりましたら、予防接種法が改正になって、結局これらを定期接種に入れようということになっていると思うんですけれども、定期接種となったら、こんな公費負担率が90%ということにはもうまさしくなっていない。定期接種っていうたら非常に厳しい状況になってくるんじゃないかなと思うんですが、その点については、24年度中のこの、今のこれからの年度で考えていかないといけない問題であるというふうに思うんですが、その点について、24年度の大きな課題ですけれども、それらの方向性の検討の仕方なり、町の姿勢なり、その辺について。それと定期接種となったら負担率がどんなふうになるのかということもあわせてご説明のほうお願いしたいと思います。

西梶健康対策課長。

- 西梶健康対策課長 今、ご指摘いただいたように、平成24年の2月8日に第4次補正が成立いたしました。その中でヒブワクチンと小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンの接種につきましては、国の助成が24年度も継続されるということになったところでございます。それで、この件につきましては、来週の厚生常任委員会でもご報告させていただきたいという予定でありましたが、国は、その中で、今年度高校1年生で1回でも接種した場合は翌年度も助成対象とするという内容も盛り込まれておりました。本町におきましては、ことしも高校1年生で来年度高校2年生になられる方、一度も接種していない場合であっても、高校2年生まで引き続き全額助成を24年度も実施してまいりたいというふうには考えております。それと国のほうでは、今、定期接種について検討はしているところではございますが、まだ現段階では、24年度はこういった形で公費カバー率9割の、2分の1の補助金としておりてきますけれども、こういった形で24年度は実施することとなっておりますので、定期接種については今検討している段階という、今の情報ではそういう認識をしているところではございます。で、もし定期接種になりましたら、他の予防接種、定期接種と同じ形になって、補助金ではなく、

交付税措置されるということになってきております。この場合は、当然本人の接種費用については無料ではございますが、町に入ってくるお金の形態としては、補助金じゃなく交付税の中に含まれるというふうになると考えております。

○里川委員長 もっと危機感を持って、これ定期接種になったら大変なことになるんですよ。今、24年度はこういうふうに第4次補正でできるようになったけれども、来年以降がどうなるかわからないということでは、ことしから県や国に対して、今後、定期接種になっても一定の補助が出るような形で、町としては要望を上げていきながら進めていけるように持っていかなとあかと私は思っているんです。もうどんどん町から声を上げとかな、ことしにね、24年度にもう声を上げておかと、25年度えらいことになりますよという、そういう話ですので、意識をきちっと持っておいてほしいと思うんです。それと、ポリオの不活化ワクチンの問題も以前にも申しあげたことあるんですけども、何か、厚生労働大臣は秋には間に合わせたいというようなことを言うているらしいですね。年度途中でそんなことになってきたときに、24年度どうなるのか。間に合わせたいというところで終わっているようなので、私もちょっとどうなんやろうと。24年度の予算を審査しているんやけど、こんな年度途中でどないなっていくんやろうというのがちょっと疑問なんですけど、町は、これについてはどんな見方をされておられますか。西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 今おっしゃったように、厚生労働大臣は、秋をめどに認可を早めたいというふうなことを言っておられます。ただ、その後の情報としてはまだ何も入っていない状況でございます。で、今現在は、ポリオは春と秋に年2回接種でございますので、年2回、生ワクチンで実施をしております。これの移行については、国のほうはスムーズにできるだけ行えるように考えるとは言っておりますけども、今現在、やはり野生株のポリオがまだあるというような状況の中、町といたしましては、やはりそれを予防するという観点から、やはり、この今やっている予防接種を、できるだけ接種してもらおうというような方向で周知を24年度はしていきたいというふうに考えております。不活化ワクチンの開発につきましても、国のほうは3種混合の中に、1つこの不活化を入れた4つの混合のものを今開発をしているというようなことも言っております。ただその単体の不活化ポリオワクチンがいつになるか、3種混合を既に打っておられる方は、それが出てこないとならば接種できないということにもなりますので、ちょっとその情報等はまだ最新のものは入っておりませんが、町といたしましては、やはりスムーズに移行できるような形を考えていかなければなりませんので、そういった情報には注

視をしながら、今現在は、今のポリオワクチンの接種をできるだけ受けていただくという周知をして、24年度を対応していきたいというふうには考えております。

○里川委員長 わかりました。ですから、24年度中にもまたそういう制度的に変わってくる可能性というものがあるんやということ、可能性があるということも含んでおきたいと思います。

最後にもう1点ですけど、委員のご指摘がございました。この衛生費の中には補償の問題がいろいろあります。この間、私もいろいろ申しあげてきましたが、特に80ページには火葬場の関係で、周辺対策整備で24年度531万6,000円。こういうふうに補償金が上げられています。で、火葬場の運営費がどれだけになっているのか。それで火葬場を利用しはったときの使用料がどれだけになっているのか。使用料がこれ40万3,000円ですよ。火葬場ね。そうやって使用料で払っていただいたお金以上に、これ補償にお金を持ち出さなあかんというような状況になっているんですよ。こんな普通で考えたらおかしいですよ。補償するにしてもね。やっぱり限度いうものがあると思うんですよ。だから、その辺の町の考え方がどういうふうになっているのか。それで、覚書あるんですかと言うたら、覚書は焼却場のほうの関係で、10年ごとの覚書はあるとおっしゃいましたけれども、それ以外の所についての覚書についてはおっしゃっておられなかったんです。ですから、その覚書もなく、ただやみくもに地元から要望があるからいうてやってね、こんな形にするよりは、やっぱり入ってくるお金を考えて、入ってくるお金に見合っ、せめてこの手数料、火葬場の利用料、こういうものと比較しながらも、それよりようけ出すというような考えは、やっぱり今後ちょっとそれは検討していただきたいなというふうに思います。

それと、委員さんもおっしゃっていたように、やっぱり地元の責任でまとめていただかんと、焼却場がもう稼働をやめるというているのに補償が残るといようなね、こんな状況というのは、多分委員がご質問あったように、逆に一般の住民さんから見て、何でやのという話になってくるということを心配されておられるというふうに私も思っておりますのでね、その点については、今後も十分財政的なことも考えながらやっていたいただきたいというふうに思っているんですけども、何か目安とか何かあるんですか。ただ言うてきはって話まとまったから、はいこれします、あれしますいうて、積み積みもったらこの金額やっていう、そんなことになってへんのかどうか。やっぱり一定の歯止めというのか、何かきちっと対策をしてはるのか、その辺についてお尋ねしておきたいと思うんですが。小城町長。

○小城町長 これはやっぱり、こういう施設をつくるときには、地元の同意というのか、都市計画法の500メートル範囲内ですから、やっぱりそういうひとつの枠が決められていると。国のほうがあるいはまた県のほうが、そういう都市計画法の中でそういうものをなくしてきたら、結局こういう焼却場でも何で山のほうへ行くかというたら、やっぱりその都市計画法の関係からいうたら、その範囲に入らないから、そしたらその煙突の煙というのはその下に落ちないわけですから、流れるわけですから、そういうことも考えたら、やっぱりそういうひとつの方法というか、そういうものを考えていかなあきませんし、国のほうが定めてきたこの広域化の問題でも、結局我々この郡山、あるいは生駒、生駒郡、この形で100トン炉を設置すると、平成25年までに設置しようということをお我々区割りされたんです。全くそういう審議がされてないわけです。今になってきたら5万人以上があれば、この御所市とあるいは田原本でも、そういう焼却場をしますよということをおやっておられますし、またそこへ五條市が入るとか入らないとか、いろいろありますけども、そういういろいろなことの中で一番難しいのはこういう施設をつくるときには、やっぱり地元の同意、そういうものの関係からいうたら、その補償ということになってくるわけですけども。私は、極力そういう点については、就任してからも、平成4年の高安あるいは高安西、睦、あるいは幸前、この4か大字の10年撤去を含んでの再交渉、もう2回行ったんです。必ずおっしゃるのは、「もう町長、煙突はもう結構です、役場の横に建てなさい」と、こうなって始まるんです。しかし皆さん方ひとつご辛抱願いたいと、やっぱりこのまま継続していかなかったらできませんという中で、またいろいろとそういう交渉等ができ上がってくるわけです。ただ問題は、そういうその補償の中でもただ斑鳩町は、いろんな要件を聞きますけども、そしたら、それをすべて町がやるかというから、やっぱりその農地の関係等、あるいはそういう水路の関係、あるいはそういうものは土地改良の補助をもらったり、あるいはそういうものについてのやっぱり関係ですけど、これ530何万出ていますけども、当然1,000万、1,000万以上のやっぱり補償はこれなってくると思います。当然、国のほうの補助もあるいは県の補助ももらっていくわけですから、それはそういう点については、田原本町みたいに、一時はもう現金で渡していたということもありますから、そういうことも新聞に載ったりしますけども、私はやっぱりそういう当時の高安からでも、平成4年あるいは平成14年で町長もう現金くれと。1億なら1億くれということがあったけど、それはできませんと。もう一切断わりますけども、できませんと。ただやっぱりひとつの皆様方からそういうご要望のある中で、このまとまった中では、ひとつの方向

づけとしてはやっていきたいと思いますということになってきておるわけでございまして、何もすべてを出されたよってに、それを全部やるということは私はできませんし、幸前でも公民館って言いますけども、公民館ずっと出てたんです。もうある程度まで用地まで、ここまでいきますよというたかて、それはできえない。また幸前で一時はやっぱりもう入札までかけて、その補償の関係は、そらもうその土地所有者がそれは反対やということできなかつたこともございますし、やっぱりそういういろんなことの経過をきているわけでございますけれども、できるだけ私のほうとしても、今、焼却場の関係等についてはこの今平成24年の関係等についての整理だけはやっぱりしていかなかったら、もうこれで終わりですよということには相成らない。やっぱり24年の、この間あいさつに行つたときには、幸前についても、こうこうでもう一応焼却場はやめさせてもらいますということで、これからについては、もう補償等についての関係等については24年度以降にはこれはもう発生しないと。ただ24年度までに書かれている関係等については地元でまとまっていたいただければやらせていただくと。その中でも公民館という話が出てきてですね、その自治会長は、公民館はわしは反対やと言うて、そんで今になったら賛成やということにはなってますけどね、そういうこともやっぱり踏まえて、必ず地元がまとまっていたかかないとこれはできませんし、やっぱり、それは皆さん方のおっしゃっていただくことはもう十分わかります。私は、そういう点については、これは補償というのは、神南あるいはそういうところでは、もう苦しんで苦しんでずっと来ているわけですから、やっぱりそういう実情、だいたい12月になったら必ず向こうから来ります。来られたら必ず職員は1日、2日、3日ぐらいは必ずやっぱりもう話を聞いて、時と場合によっては喧嘩的なこともなってますけども、やっぱりそういうことも踏まえて、できるだけできるものについてはやらせていただくと。しかし、まとまらなかったらできませんよということだけは申しあげて、努力をして、できるだけやっぱりこのひとつの焼却場がひとつの関係として閉鎖をするという、ひとつの大きな効果というのか、そういうものについては皆様方の協力のおかげだと、私はこれから新構想の中でもこの間一般質問にあったように、これからどうやって、そのごみゼロ・ウェイトが宣言できるのか、そういうことについて、やっぱり町民の努力をいただきたいと思っておりますし、火葬場と、あるいはまたこの神南あるいは稲葉の関係のし尿処理場等については、あれでも結局はひとつは昭和団地に公民館をつくつたという、ひとつのことも議会の中で出てまいつたわけですから、あれもひとつ出てますけども、そういうことも踏まえた中で、今後そういう点については十分地元と精査をしながら進めていきたいということでござ

います。

○里川委員長 金額的な問題でも、やっぱり私らでもこう見ましたら、この費用に何ぼかかっているけど、そのうち補償が何本もあると。こういうことになってくると、やっぱりそういう金額的な限度とか、そういうものも常に意識を持って査定もしながらやっていっていただきたいなど。全くするなということではないんですけどね。ただ、やっぱり斑鳩町の全体の町民さんからいただいている税金です。皆さんがよく通る道はがたがたして道悪くなっているけど、なかなか直してもらわれへんのに、えろう人が通らへん道きれいなどという、こういう状況が斑鳩町の中でいろいろな場面で発生してきているということの、逆に言うたら、一般の住民さんからの疑問、こういうものがまた不信感などにつながらないように、やっぱり一定の歯止めをかけながらやっていっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

ほかに。小野委員。

○小野委員 委員長が、し尿処理の問題でまとめていただいて、質問されたんですがね。その中で、課長、ひとつ答弁忘れてるやろ。委員長が、抜き打ちで現場、鳩水園に行ったときに、女性の方が一人おられただけ。だからその後、いろいろ答弁してもろたけどね、議員が委員会でしゃべっているんですよ。その辺で道端でしゃべっているのと違います。だからそれに対してはきちっとどういう認識を持っているんだとか、いや把握してなかったけどやはり今後気をつけますとか、でないで委員長がこの積算の資料として、今説明を聞いたなら少なくとも3人は常駐しとるんですよ。責任者と主任が交代か、それから普通作業員が4人いてるからそれ交代している。そこまでは認めているんやったらね、3人はいてなかったらあかん。1人しか見なかったと言うてはるねん。その人はどこの隠れてたんやねん。そのことに対する認識を、きちっと調べて今後そういうことのないようにとか、そういう答弁があってしかるべきだと思うけど、どうなんやろ。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 今、小野委員さん、里川委員長は聞いた話と、確認はしてない。聞いた話が女性が1人しかおらなかったということで、里川議員が直接行かれて、そこで私がそうして見たというんだったら、私の、まあ課長が答弁すると思いますけども、そういう話でございますので。委員長そうですね。

○里川委員長 はい。そうやけど。小野委員。

○小野委員 そやけど、そらね、里川委員長、確認できてないけどと。これは担当のどこへ行って、私らがちょっとこういう点気をつけてくれやとか、そう言うてるんじゃない

んです。正式に委員長席から委員会のこのまとめの話として言うてはるんや。その積算の問題とか、その運転管理の業務についてのことを言うてはるから、それに対する認識はきちっと答えないかん、そない思うんです。どうですか。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 定期的に、鳩水園の現場には行かせていただいております。常時、そちらのほうに出向いておりませんので、この事実につきましては、ちょっと確認をさせていただいて、仕様書どおりの人数でいっていることを確認をしたいというふうに思っています。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 私は、なぜそれをくどくど、やっぱり今後の委託するについても考えてほしいというのはね、先ほど言うた、21年の3月17日の予算委員会で、今の部長がなぜ入札せずに随意契約したか。何ら問題がなかったから、その業務に問題がなかったから、ここに随意契約したという、そういう答弁しているから、それやったらあかんやんかということで、私たちは今言うてる。それと加えてちょっと聞きたいんやけど、特殊作業員という人、それは何か国家試験とか、そういうものの所持者というように、例えば、建設業でも1級建築士とか1級施工管理技師というのが何名必要だとか、その業者選定ができますので、それらの、この私らから見たら知らない業務なので、特に聞きたいんですがね、そういう特殊作業の有資格者が必要な業務なのか。

それと、もう時間もあれやから課長に答えてほしくないからもういいですよ、ほしくない意味違うんやで、長なるからやで。これも業者選定、今入札をちょうど執行しようということですが、業者選定委員会で今度の指名業者が選定されたと思うんです。そこの業者にそういう資格者がいてるのかということを確認の上で指名されているのかね。それは業者選定委員会の委員長は副町長と思いますけれど、その点どうなんですかね、副町長から答えてください。

○里川委員長 池田副町長。

○池田副町長 技術管理者は、一定の技術士とか技術士補等々ございます。技術責任者については、そのある業者ということでございます。そのいる業者。技術士。化学部門とか水道部門、または衛生工学部門に係る第2次試験に合格したものに限る。または技術士法第2条に規定する技術士であって1年以上廃棄物の処理に関する技術上の執務に従事した経験を有する者。または廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に掲げる者となっております。また前3項に係るものと同様以上の知識及び技術を有する者。

これを持った技術管理者を必要とする。その業者を指名をいたしております。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 ということは、業者等にきちっとその技術士がいてるということ。それで、その技術士が常駐しなければいけないというようになっておるのか。それと、今度の指名されている業者のすべてその技術士がいてるという業者を指名されたのか。排除されて辞退2回やっているのは排除したということやけどね。その2回ともオーバーで来ている、そういう業者にもきちっとそれはいてるんやろし、そしたら3社でやっておられるのかどうか知らんけど、今度も当然しておられるんやね。何社か見ているということ。それで確認しておいてよろしいですか。

○里川委員長 池田副町長。

○池田副町長 今申されましたように、それを確認して指名業者をやっております。

(「何社」と呼ぶ者あり)。

○池田副町長 業者名は事前公表はやってないということで、予定価格は事前公表やっていると。

(「何社、数。数は言われへんの。」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 数のほうは5社。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 この入札は、全委員、ものすごく、どうなのか、よく政治家が言うような、注目してますので、その執行、そしてその後の来年度のこの業務に対しては全員の目が行き届いてますので、よろしく願いしておきます。

○里川委員長 ほかに。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ないようですので、これをもって第4款衛生費に対する質疑を終結いたします。

次に、第6款商工費について説明を求めます。乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、第6款商工費のうち、住民生活部が所管いたします予算の概要につきまして、ご説明申しあげます。予算書の93ページをお開きいただきたいと思っております。

第6款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費のうち、第8節報償費の消費者生活相談員謝金であります。45万6,000円を計上いたしております。消費者保護対

策といたしまして、引き続き専門の相談員による消費者相談を毎週木曜日の午後及び第4木曜日の午前に実施し、複雑多様化する相談に対応しております。また相談体制の充実を図るため、近隣町との広域連携も行っておるところでございます。

次に、第19節負担金補助及び交付金では、高齢者の方々に就業機会を提供しているシルバー人材センターの活動助成等に849万円を計上いたしております。予算の財源内訳といたしましては、すべて一般財源でございます。シルバー人材センターの活動助成金につきましては、平成23年度と同様に、制度に基づきます補助金710万円に町単独補助金120万円を上積みをお願いしまして、合計830万円を計上したものでございます。

以上で第6款商工費のうち、住民生活部の所管に係ります予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いをいたします。

○里川委員長 説明が終わりましたので、第6款商工費についての質疑をお受けいたします。特によろしいですか。

私、ちょっと1点だけ、この3月議会に入りましてですね、急に、予算決算常任委員会委員長という名前で、シルバー人材センターに関しまして、お手紙いただきまして、町長にもあてられています。議長にもあてられています。そして、なぜか総務常任委員会と予算決算常任委員会の委員長にあてられているという、表題だけ言います。「はきはきものが言える、だれもが公平でいきいき働きやすい公益社団法人シルバー人材センターを考える会かかる。いい組織も同じ人間が長きにわたると疲弊する」という、こういう中身、中身までは読みませんが、こういう文書が届いておりますが、私たちは調査をするにしても、なかなか大変なんで、以前にも財政援助団体として監査委員さんが監査などもしていただいた経過もございまして、町あてにもこういうのが来ているということもございましてね、結構な補助金を出している団体でもあることから、私としては、これについて、町ももらってはりますのでね、どんなふうはこの文書に対して対応なさるのか、ちょっとその点についてだけお尋ねをしておきたいなというふうに思います。小城町長。

○小城町長 シルバー人材からそういう文書が来てますけれども、私はもうかねがね申しあげているのは、事務局長のほうで宇田という職員が辞めてから後、その方がされた。その関係等についても、この間のところでもう辞めたいということで、辞めると。ということで、今度新たに事務局長が中川というのが担当しますけれども、やっぱり会長そのものについては、私はいつもお会いして申しあげるのは、早くもうそういう点について

は「辞めるときは辞めないけませんよ」と言うて申しあげてますけども、やっぱりもうそういう点について、シルバー人材として、開かれたシルバー人材としての組織をつくっていかなければ、何ほでもこの仕事等についても町のポスティングとかいろんな関係等ございますから、やっぱり自分らで開拓するということをしていかなかったら、私は会員数はふえていかないということも申しあげています。そういう厳しさを持っていただかなかったら、議会の中でも言われたように、やっぱり企業努力をしていかなかったらだめだということでございますので、ひとつそういう点についてはこれから新たにそういう点については考えていただいたらと思っております。

○里川委員長 わかりました。私もいきなりこういうふうに文書が届いたものですから、どうしたものかというふうに思いまして、町も、実際、担当課がこういうふうに委員会の中でシルバーさんの説明もせないかんぐらいのポジションで補助金を出している団体であるということからね、町のほうも今後も、いろんな問題あると思うんです、人が集まればね。でも、理事長さん、事務局長さんなどとの連携というのか、そういうのはまた今後も町としてもとって行っていただきたいなというふうに思います。

ほかに、何か委員さんのほうでございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ないようですので、これをもって第6款商工費に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第16号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、議案第16号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、ご説明を申しあげます。

まず、議案書を朗読をさせていただきます。

議案第16号

平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成24年3月1日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それではお配りをしております特別会計予算の1ページをお開きをいただきたいと思

います。まず、予算総則につきまして朗読をさせていただきます。

#### 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算

平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

##### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億6,000万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

##### (一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

##### (歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれら経費の各項の間の流用。

平成24年3月1日 提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、失礼させていただきます、座って説明をさせていただきます。

はじめに、本特別会計の予算概要についてでございます。

予算総額は30億6,000万円となっております。前年度と比較いたしまして1億4,850万円、5.1%の増額となっております。

それでは、予算に関する説明書によりまして、予算の内容を説明させていただきます。予算書の9ページをお開きをいただきたいと思います。

初めに、歳入予算につきましてご説明を申し上げます。

第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税についてであります。本年度は7億2,153万円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして、792万7,000円、1.1%の増額となっております。予算の内訳は、第1目一般被保険者国民健康保険税で6億8,408万円、第2目退職被保険者等国民健康保険税で3,745万円となっております。現年課税分につきましては、その基礎となる総所得金額が引き続き減

少する見込みから、厳しい予算計上となっております。国保税収入は国保財政の主たる財源であることから、口座振替の推進や納付機会の充実に努めており、より一層の収納率の向上に努めるとともに、滞納者の納税意欲や18歳以下の子どもに対する被保険者証の交付などには十分に配慮してまいります。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと思います。第2款 国庫支出金についてでございます。第1項 国庫負担金では、本年度は5億7,841万7,000円を計上いたしております。前年度と比較して910万9,000円、1.6%の増額となっております。予算の内訳は、第1目療養給付費等負担金で5億5,648万7,000円、第2目老人保健医療費拠出金負担金で3,000円、第3目高額療養費共同事業負担金で1,721万9,000円、第4目特定健康診査等負担金で470万8,000円となっております。医療給付費や後期高齢者支援金、介護納付金、高額医療費共同事業拠出金、特定健康診査等の費用に係る国の法定負担金を計上いたしております。

続きまして、11ページをごらんいただきたいと思います。第2項国庫補助金では、本年度は1億4,505万4,000円を計上いたしております。前年度と比較して94万8,000円、0.7%の増額となっております。財政調整交付金は市町村間の財政力の不均衡を是正するため、また特別な事情による財政負担が生じた場合に財政上の不均衡を是正するために国から交付される補助金となっております。また、出産育児一時金補助金は、平成21年度におきまして国の緊急少子化対策により出産一時金が4万円引き上げられ、平成22年度まではその2分の1に当たる額が交付されておりましたが、平成23年度からはその措置が恒久化されることから、国庫補助金は4分の1に引き下げられ、平成24年度からは補助金は廃止となっております。続きまして、第3款の療養給付費等交付金、第1項療養給付費等交付金についてでございます。第1目療養給付費等交付金で、本年度は8,853万6,000円を計上いたしております。前年度と比較して523万円、6.3%の増額となっております。本交付金は退職者医療制度に係る療養給付費の費用に対して、被用者保険等保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する拠出金から市町村に交付されるもので、この保険給付費の増により増額となっております。

続きまして、12ページをお開きいただきたいと思います。第4款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金についてでございます。第1目前期高齢者交付金で、本年度は8億6,037万8,000円を計上いたしております。前年度と比較して1億1,122万3,000円、14.8%の増額となっております。本交付金の見積りに当た

りましては、前々年度の実績により見込まれる前期高齢者の納付金額をもとに見積もって、前期高齢者の加入状況を勘案して見積もっております。また増額となった主な要因につきましては、前期高齢者の納付額の増加と前々年度の交付不足が見込まれることによるものでございます。

続きまして、第5款県支出金についてでございます。第1項県負担金では、本年度は2,192万7,000円を計上いたしております。前年度と比較して86万8,000円、4.1%の増額となっております。予算の内訳は、第1目高額療養費共同事業負担金で1,721万9,000円、第2目特定健康診査等負担金で470万8,000円となっております。国庫負担金と同様に、高額医療費共同事業拠出金、特定健康診査等に係る県の法定負担金を計上いたしております。続きまして、12ページから13ページにかけましての第2項県補助金でございます。第1目財政調整交付金で、本年度は1億1,619万6,000円を計上いたしております。前年度と比較して166万2,000円、1.5%の増額となっております。国庫補助金と同様に、市町村間の財政力等の不均衡を是正する等のために、県から交付される財政調整交付金となっております。

続きまして、第6款共同事業交付金、第1項共同事業交付金についてでございます。第1目共同事業交付金で、本年度は3億1,672万7,000円を計上いたしております。前年度と比較して1,110万3,000円、3.6%の増額となっております。高額な医療費の発生等による保険者の過重な負担を緩和するため、国保連合会を事業主体として、県内の市町村が拠出金を出し合って実施している高額医療費共同事業、あるいは保険財政共同安定化事業において交付されるもので、高額医療費共同事業交付金で5,924万5,000円、保険財政共同安定化事業交付金で2億5,748万2,000円を計上いたしております。

続きまして、第7款財産収入、第1項財産運用収入についてでございます。第1目利子及び配当金で、財政調整基金に係る利子1,000円を計上いたしております。

次に、14ページをお開きいただきたいと思います。第8款繰入金、第1項他会計繰入金についてでございます。第1目一般会計繰入金で、本年度は2億786万7,000円を計上いたしております。前年度と比較して11万6,000円、0.1%の増額となっております。保険基盤安定繰入金や職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金などの法定繰入金として1億9,169万6,000円を、平成22年度に係る介護納付金分の赤字補てんとして、その他一般会計繰入金1,617万1,000円を計上いたしております。

続きまして、第9款繰越金についてであります。第1項繰越金、第1目繰越金で、本年度は前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

次に、15ページをごらんいただきたいと思っております。第10款諸収入についてでございます。第1項延滞金加算金及び過料では、第1目延滞金で本年度は50万円を計上いたしております。第2項の雑入では、本年度は263万円を計上いたしております。予算の内訳は、第1目一般被保険者第三者納付金で150万円、第2目退職被保険者等第三者納付金で100万円、第3目一般被保険者返納金で5万円、第4目退職被保険者等返納金で3万円、第5目納付金で9,000円、第6目雑入で4万1,000円となっております。続きまして、16ページをごらんいただきたいと思っております。第3項療養費等指定公費返還金では、第1目療養費等指定公費返還金で、本年度は23万6,000円を計上しております。この返還金は70歳以上被保険者の8割支給の療養費であって、いったん9割支給を行った事例について、公費が負担すべき1割分を国から返還を受けるといったものとなっております。

続きまして、17ページをごらんいただきたいと思っております。歳出予算につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、第1款総務費についてでございます。17ページから18ページにかけましての第1項総務管理費、第1目一般管理費では、本年度は3,665万2,000円を計上いたしております。前年度と比較して154万3,000円、4.0%の減額となっております。予算の財源内訳は、県支出金で151万9,000円、その他で3,337万8,000円、一般財源で175万5,000円となっております。国民健康保険事業に携わる職員の人件費及び給付や資格管理などの事務の執行に係る費用、診療報酬明細書の内容点検業務を継続して行うための費用などとなっております。また、減額となった主な要因につきましては、共同電算処理費用の減によるものでございます。

次に、18ページをお開きいただきたいと思っております。18ページから19ページにかけましての第2項徴税费、第1目賦課徴収費では、本年度は1,617万9,000円を計上いたしております。前年度と比較して886万7,000円、35.4%の減額となっております。予算の財源内訳は、すべてその他となっております。国民健康保険税の賦課徴収に携わる職員の人件費及び賦課計算業務委託などの電算委託料などの費用となっております。

次に、第3項運営協議会費、第1目運営協議会費では、本年度は前年度と同額の18万円を計上いたしております。予算の財源内訳は、その他で18万円となっております。

国保運営協議会の開催に係る委員報酬として委員9名の報酬を計上いたしております。

続きまして、20ページをお開きいただきたいと思います。第4項趣旨普及費、第1目趣旨普及費では、本年度は76万8,000円を計上いたしております。前年度と比較して2万3,000円、3.1%の増額となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で18万円、その他で58万8,000円となっております。国民健康保険制度の理解とエイズ予防の普及の啓発用パンフレットの購入費となっております。

続きまして、第2款 保険給付費についてでございます。保険給付費は本特別会計の歳出予算の約70%を占める費用となっております。その積算に当たりましては、療養諸費、高額療養費など各種給付の推移やその動向などを勘案して見積もっております。

初めに第1項療養諸費では、今年度は19億601万2,000円を計上いたしております。前年度と比較して9,471万4,000円、5.2%の増額となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で5億1,592万4,000円、その他で9億4,264万7,000円、一般財源で4億4,744万1,000円となっております。予算の内訳は、第1目一般被保険者療養給付費で18億161万5,000円、第2目退職被保険者等療養給付費で6,638万9,000円、第3目一般被保険者療養費で2,837万7,000円、第4目退職被保険者等療養費で117万5,000円、第5目審査支払手数料が849万6,000円となっております。このうち、療養給付費は通院、入院、調剤等診療や治療に関する給付となっており、療養費は柔道整復や補装具等に関する給付となっております。

続きまして、21ページをごらんください。第2項高額療養費では、今年度は1億9,956万7,000円を計上いたしております。前年度と比較して582万4,000円、3.0%の増額となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で5,415万7,000円、その他で1億4,124万7,000円、一般財源で416万3,000円となっております。予算の内訳は、第1目一般被保険者高額療養費で1億9,112万9,000円、第2目退職被保険者等高額療養費で833万7,000円、第3目一般被保険者高額介護合算療養費で10万円、第4目退職被保険者等高額介護合算療養費で1,000円となっております。高額介護合算療養費につきましては、被保険者等が支払った国民健康保険と介護保険の負担金が一定基準を超えた場合に給付するものですが、このうち第4目の退職被保険者等高額介護合算療養費におきましては、65歳未満である退職被保険者が介護保険のサービスを利用されるケースはまれであると考えられることから、1,000円のみを計上となっております。

次に、第3項移送費では、本年度は前年度と同額の10万円を計上いたしております。予算の財源内訳は、一般財源10万円となっております。予算の内訳は、第1目一般被保険者移送費、第2目退職被保険者等移送費とも5万円を計上いたしております。移送費は疾病や傷病等により、移動が著しく困難である場合に、緊急やむを得ず移送により診療を受けた場合におけるその移送の費用について給付するものとなっております。

続きまして、22ページをごらんいただきたいと思います。第4項出産育児諸費では、本年度は1,638万9,000円を計上いたしております。前年度と比較して84万円、4.9%の減額となっております。予算の財源内訳は、その他で1,092万円、一般財源で546万9,000円となっております。予算の内訳は、第1目出産育児一時金で1,638万円、第2目支払手数料で9,000円となっております。出産育児一時金につきましては、1件当たりの支給単価を42万円、支給件数を平成20年度から平成23年度見込みまでの平均件数で求め、39件と見込み、予算を計上いたしております。

次に、第5項葬祭諸費、第1目葬祭費についてであります。本年度は100万円を計上いたしております。前年度と比較して2万円、0.2%の増額となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。葬祭費につきましては、1件当たりの支給単価を2万円、葬祭件数を平成20年度から平成23年度までの見込みの平均件数で求め、50件と見込み、予算計上しております。

続きまして、第3款後期高齢者支援金等についてでございます。第1項後期高齢者支援金等で、本年度は3億6,109万7,000円を計上いたしております。前年度と比較して2,943万9,000円、8.9%の増となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で1億6,866万3,000円、その他で4,402万3,000円、一般財源で1億4,841万1,000円となっております。予算の内訳は、第1目後期高齢者支援金で3億6,105万5,000円、第2目後期高齢者関係事務費拠出金で4万2,000円となっております。後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度の財源として医療保険者が拠出するもので、市町村国民健康保険も一保険者として支援を行っております。当該年度の概算額と前々年度の精算額を調整した上で納付する仕組みとなっております。本支援金の見積もりに当たりましては、創設当初、県より示された算定方法に基づき、被保険者1人当たりの後期高齢者支援金に被保険者数を乗じて見積もった額から、本町での推計した精算見込み額を差し引いた額を計上いたしております。また、増額となった主な要因につきましては、1人当たり支援金額の増加と精算見込み

額の減少による増となっております。

23ページをごらんいただきたいと思います。第4款の前期高齢者納付金等についてでございます。第1項前期高齢者納付金等で、本年度は102万7,000円を計上いたしております。前年度と比較して25万3,000円、19.8%の減額となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。予算の内訳は、第1目前期高齢者納付金で98万7,000円、第2目前期高齢者関係事務費拠出金で4万円となっております。前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整するためのもので、保険者への交付金の財源として納付するものとなっております。当該年度の概算額と前々年度の精算額を調整した上で納付する仕組みとなっております。本納付金の見積もりに当たりましては、創設当初、県より示された算定方法に基づき、平成23年度負担調整額単価に被保険者数を乗じて見積もった額に、本町で推計した精算見込み額を加えた額を計上いたしております。

続きまして、第5款老人保健拠出金についてでございます。第1項老人保健拠出金で本年度は3万6,000円を計上いたしております。前年度と比較して3万4,000円の増額となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。予算の内訳は、第1目老人保健医療費拠出金で1万5,000円、第2目老人保健事務費拠出金で2万1,000円となっております。

続きまして、24ページをごらんいただきたいと思います。第6款介護納付金についてでございます。第1項介護納付金、第1目介護納付金で、本年度は前年度とほぼ同額の1億5,059万5,000円を計上いたしております。予算の財源内訳は、国県支出金で7,529万7,000円、その他で660万5,000円、一般財源で6,869万3,000円となっております。介護保険の第2号被保険者の保険料分として納付するもので、当該年度の概算額と前々年度の精算額を調整した上で納付する仕組みとなっております。

続きまして、第7款 共同事業拠出金についてでございます。第1項共同事業拠出金で、本年度は3億3,725万4,000円を計上いたしております。前年度と比較して2,957万8,000円、9.6%の増額となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で3,443万8,000円、その他で2億5,748万4,000円、一般財源で4,533万2,000円となっております。予算の内訳は、第1目高額医療費共同事業拠出金で6,887万7,000円、第2目保険財政共同安定化事業拠出金で2億6,837万5,000円、第3目その他共同事業拠出金で2,000円となっ

ております。

続きまして、25ページをごらんいただきたいと思います。第8款保健事業費についてでございます。第1項特定健康診査等事業費、第1目特定健康診査等事業費で、本年度は2,505万7,000円を計上いたしております。前年度と比較して98万6,000円、4.1%の増額となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で1,001万6,000円、一般財源で1,504万1,000円となっております。平成24年度から、これまでの個別健診に加えて集団健診を導入し、受診機会の拡大を図り、受診率の向上に努めてまいります。

第2項保健事業費では、本年度は420万4,000円を計上いたしております。前年度と比較して54万円、11.4%の減額となっております。予算の財源内訳は、県支出金で139万7,000円、一般財源で280万7,000円となっております。予算の内訳は、第1目医療費通知費で180万4,000円、第2目人間ドック健診受診費用助成費で240万円となっております。

続きまして、26ページをごらんいただきたいと思います。第9款公債費についてでございます。第1項一般公債費、第1目利子で、本年度は8万6,000円を計上いたしております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。当年度の資金状況の必要に応じて、医療費の支払いの資金を金融機関等で一時的に借り入れした場合の利子分となっております。

続きまして、第10款諸支出金についてでございます。

第1項償還金及び還付加算金では、本年度は256万1,000円を計上いたしております。前年度と比較して10万円、3.8%の減額となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。本項では、平成23年度決算の確定に伴う国庫支出金等の精算において超過交付が生じた場合の交付金等の返還、また所得更正などにより、前年度までに納付された国民健康保険税に減額更正が生じた場合に還付するための予算を計上いたしております。予算の内訳は、第1目一般被保険者保険税還付金で225万円、第2目退職被保険者等保険税還付金で31万円、第3目国庫支出等償還金で1,000円となっております。

続きまして、27ページでございます。第2項療養費等指定公費立替金、第1目療養費等指定公費立替金で、本年度は23万6,000円を計上いたしております。前年度と比較して1万4,000円、6.3%の増額となっております。予算の財源内訳は、その他で23万6,000円となっております。最後に、第11款予備費についてで

ございますが、本年度は前年度と同額の100万円を計上いたしております。国民健康保険制度につきましては、現在国が進められている社会保障の改革の中で、どのように進んでいくのか、今後におきましても、国等の動きには十分注視しながら、適切な対応を図るとともに、地域保険の安定的な提供に努めてまいります。

以上で、議案第16号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申しあげます。

○里川委員長 ご苦労さまでした。

国民健康保険事業特別会計について、説明が終わりましたが、ここで1時まで休憩とさせていただきます。

(午前 11時59分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○里川委員長 それでは、再開をいたします。

午前中、国民健康保険事業特別会計についての説明が終わっておりますので、ただいまから、委員皆様のほうからの質疑をお受けしてまいりたいと思います。いかがですか。辻委員。

○辻委員 予算書、予算に関わることですけれども、こないだ一般質問で言われましたし、また新聞でも報道されてますように、奈良県で国民健康保険税ですか、税というか料の統一化の取り組みがされていると聞いていますけれども、例えば統一化になりますと、我々の斑鳩町の保険税もどうなるのかということもちょっと心配しておりますし、それと特に他町村の資産割の関係もいろいろ言われておりますし、ちょっと市ではほとんど資産割が廃止されているということで、隣の三郷町でも平群か、でも廃止の方向で検討されているということを聞いていますけれども、我々、資産無い者は資産割があったほうが保険税安くなるかなというような気もしますけれども、これら資産割を廃止した場合、どのような負担率になるのかということ、簡単でも結構ですけれども、どのようなのかなということ、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○里川委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 現在、奈良県におきまして、県とまた市町村によりまして、実務者レベルで保険料の統一化に向けた取り組み等について検討調整を行っております。保険料統一に向けましたこれまでの取り組みについてでございますけれども、現在、奈良県の市町村の国保の被保険者ひとり当たりの保険料は県が示しておりますところによります

と、所得階層別調定額では県の平均が9万289円となっておりまして、斑鳩町は8万9,405円で39市町村で上から13番目となっております。この標準保険料率を設定する場合には、まず公平性を確保しつつ、できる限り現行の保険料と大きな差がないような保険料の設定方法を探る必要があります。そこで、ほかの方式を資産割なしの3方式、現在4方式でございますけれども、した場合、また応能応益割合の組み合わせをどのようにしたらいいのかといった検討を行っておりまして、これらの組み合わせで一番よいパターンのシミュレーションを出して検討をしております。そのシミュレーションの結果、一番影響の少ない組み合わせによる1人当たりの保険料が、先ほど申しました県平均が9万710円。本町の場合9万3,104円となります。しかし、統一した保険料の試算には将来のこれからの医療費の伸びとか、そういったものを見込んでいかなければなりませんので、さらに詳細なシミュレーションが必要となり、この検討については引き続き行ってまいります。

それと、国民健康保険の一元化を進めるためには、まず資産割を廃止する方向で現在進めておりまして、奈良県でもその平成27年度をめどに保険料の統一化を目指しておりますけれども、当町もそれに合わせる形での保険料率の設定が必要になってくると考えております。そして、現在いくつかのパターンでシミュレーションを実施しておりまして、先ほど一番影響の少ない組み合わせによる保険料の試算を申しあげましたけれども、今後も引き続いて、いろんな角度から調整をしております。具体的な税率は示されることになっております。その前段階として、先ほど申しました4方式から3方式への移行が必要でございまして、これによって負担がどうなるかということでございます。

平成23年度の課税ベースで見ますと、およそ資産割の課税総額は、医療分、支援金分、介護分を合わせまして約8,600万円ございます。その分を当然、所得割なり、均等割、平等割の配分して、保険料の不足分を賄う形になってきます。単純に医療、支援、介護のそれぞれの資産割分を所得割分に持っていった場合、医療分で1.62%、支援分で0.255%、介護分で0.261%の税率の上乗せが必要になってきます。全体では、10.536%の所得割になってまいります。あくまでもこれは資産割の減少分を単に所得割に移したもので、今後の課税総額の見込み等考えましたら、またこの数字は変わってくるものと考えております。以上でございます。

○里川委員長 辻委員。

○辻委員 国保の負担はいうのはかなり我々にしても厳しい負担を、強いられているというたら、まあ負担がされています。これ以上上がるのも、なかなか普通の年金暮らしだ

ったらしんどいかなということもありますので、今後、この辺の推移も十分見ながら、また担当委員会でも、またその辺、国保委員会もありますけども、また担当委員会でも十分、その点について協議していただきながら、ご相談もお願いしたいということで要望させていただきます。

次にもう1点、12月の委員会ですか、今、国保の徴収には大変ご苦勞をおかけして、いろいろされてますけども、時間外、休日相談というのをするという事で言われておりましたけども、その辺の結果いうのはどのようになったのか。

○里川委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 夜間・休日の納税相談につきましては、昨年から1月・2月・3月の第2・第3・第4の木曜日、それとその月の最終の日曜日に納税相談を実施しております。ことしもその形で実施をしております、これまで夜間の相談で4人の方、そして休日の相談で3人の方がご相談に見えております。以上です。

○里川委員長 辻委員。

○辻委員 国保の運営しようと思ったら、やっぱり滞納を減らしていくというのが、特に公平な課税ということでしてますけども、7人の方が相談に来られたということも、ある程度成果かなというふうに思ってますけども、またいろんな手法を変えながら、やっぱり、そういう住民に納税しやすい、払いやすい方法ということもご相談願いながら、収納率を確保しといていただけたら、ということをお願いしておきます。以上です。

○里川委員長 ほかに、委員さんのほうで何かございますでしょうか。伴委員。

○伴委員 18ページの、賦課徴収費の一番上の一般職1人ということ、昨年の予算書を見ると2人ですねけど、これ1人になっている。これでうまいこと回っていきますねやろか。

○里川委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 昨年は、徴収のほうで1人職員を、課長職のほうで1人職員を配置しておりましたけども、1人減ということになっております。以上です。

○里川委員長 よろしいですか。飯高委員。

○飯高委員 今般の保険を取り巻く環境というのは厳しい、いろんな面で状況になってきております。特定健康診査ですけども、保健センターにいろいろご努力いただいているんですけども、なかなか数値的にも伸び悩んでいる状況がありますけども、こういうふうに今回予算上げられておりますけども、今後どのような考え方で進んでおられるのか、お伺いします。

○里川委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 特定健康診査の実施状況を申しますと、まず平成20年度では32.1%、そして21年度では27.8%、そして22年度では29%の受診率となっております。ここ3年間同じような横ばいの状態が続いております。特に40歳から50歳にかけての男性の方の受診率が非常に低くなっております。その分析を見ますと、自営業者の方が多いので、平日とかに受診できないのかという分析もしたんですけども、そうでもないような、やっぱり逆に自営業者の方とかそういう自由業の人は平日のほうが受診しやすいという面もございますし、また私が行っております医者の方に、この受診率についてはどういう方法が、ええ方法がないですかって聞きますと、やっぱり1にも2にも本人さんのまず自覚やと。それから受診勧奨することやと言われております。

少しでも受診率を上げるということで、平成24年度、新年度からは、現在個別健診で行っておりますけども、土曜日に保健センターで集団健診を加えて、より多くの機会を広げていきたいと考えております。以上です。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 いろいろと努力を重ねていただきまして、受診率はこれぐらいかなと思います。目標値がかなり高いように設定されておりますけども、なかなか難しい点もありまして、しかしながら、目標値に達するよう努力していただいて、個人的な自覚ということもやはりこちらの周知する次第によっては高まっていくかなと思います。今後ともご努力をよろしくお願いいたします。以上です。

○里川委員長 ほかに、委員皆さんのほうでございませんでしょうか。

そしたら、ちょっと私、聞かせていただきたいんですが、今、特定健診のこと出ました。そして、国のほうから目標年度、目標数値というのが示されているわけなんですけど、この24年度のこの予算につきましては、町としては何%を目標というふうに置かれているのか、お尋ねをしておきたいなというふうに思います。寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 24年度におきましては、45%の目標で設定をしております。

○里川委員長 それと、25ページに受診券封入業務委託料というのが11万4,000円上がっているんですけど、私ちょっと前回のことを失念しておりまして、あれって、こんな委託料ってあったかなと思いつつながら、これって特定健診を受けてくださいという、あの私らも受診券いただいているんですけどね、あれをどこかに委託する、発送するのにな、委託するという、何かそんなことって役場してなかったのと違うかなという印象があったもんですから、これについてちょっと教えていただけますか。

寺田国保医療課長。

- 寺田国保医療課長 受診券の封入の委託ですけども、今年度初めて封入の委託をさせていただきます。それとあわせまして、国民健康保険の保険証も今年度初めて民間の業者に封入の業務を委託いたします。
- 里川委員長 そのほうがやっぱり効率的にはいいというふうに、職員の手を使うよりも業者に委託したほうがいいという判断、それと個人情報の問題とあわせて、ちょっとお答えいただけますか。寺田国保医療課長。
- 寺田国保医療課長 これまで職員のほうで、封入作業については行っておりましたけれども、そして当然封入された後は保険証とかそういうので抜き取り作業もございまして、当然そういった作業は職員のほうでしておりますけども、去年もよそのやっている所のことを聞きますと、間違いも一切ないということで、そして個人のプライバシーについても徹底をされているということで、今回初めてこういう形でさせていただこうと考えております。
- 里川委員長 個人情報の扱いについては、ちょっと気をつけていただかないと、委託するとなりましたらね、いや私たちのイメージでは職員さんたちがやっぱり個人の情報のこともありますので、職員さんたちがやっていたいて安心してたんですけど、そこはちょっと気になるなというのは今感じたんですけども。十分その点については、委託される時には、きちっと契約というのか、そういうことを約束をしていただくようにお願いしたいと思います。

それと、私今まで介護納付金のことでもこれまでいろいろ言うてきましたけれども、あわせて後期高齢者支援金分ですね。これも実際、国保で集めたお金と、それと後期高齢者支援金分として出さんとあかんお金というのに差があるんじゃないですかということで、今まで言うてきました。その差というのが、後期高齢者医療はなぜか、介護保険のほうの介護納付金は一定のレベルで結構高い数字が赤で続いていたんですけど、後期高齢のほうは割と何かその年その年によって物すごく高低差が激しかったように思うんですが、24年度の予算の段階では、集めるお金、そして出ていくお金、後期高齢者支援金分ですね、これについてはどんなふうな見方をしておけばよろしいでしょうか。

寺田国保医療課長。

- 寺田国保医療課長 平成24年度の後期高齢者支援金分でございますけども、3億6,105万5,000円となっております。この後期高齢者支援金につきましては、このまま少子高齢化というこういう状態が続きますと、現役世代が減少する一方で、当

然 75 歳以上の高齢者がふえ続ける状況になりますので、現役世代が負担する支援金も今後まだふえ続けていくのではないかと考えております。

○里川委員長 それで、今年度赤字というんですか、集めるお金と出ていくお金を比べたら、結構な赤字になるのかなど。私ここに出ている数字でぱっと見ても 2,000 万近いかなってふと思ってたんですけど、ちょっとその辺は。寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 平成 24 年も大体 2,000 万近くの赤字になると思います。平成 23 年度で申しまして 1,900 ちょっとくらいの赤字になる見込みと考えております。

○里川委員長 わかりました。そういうのもあわせて国保の財政というのは厳しい状況にある中で、県単一化の方向で辻委員のほうからもありましたけども、この会議のほうですね、県でこれからも定期的に単一化に向けての会議は行われていくんやろうと思うんですが、これの出席者というのは、当町からその会議に出席するというのは、どの役職の方が出席していただけるんですか。寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 県とそして市町村の実務レベルでワーキンググループを立ち上げまして、協議を行っております。市町村につきましては、市の代表市、そして町村におきましても、その町村の代表の町村が入ることになっております。

それと、全市町村の課長級とかがオブザーバーとして一緒に参加をしておりますので、そのオブザーバーも自由に意見ができる仕組みになっておりますので、全員となっております。

○里川委員長 そしたら、市や町村からは、一定の絞られた首長さんが入るといような形で。全市町村の課長レベルがそういうふうにオブザーバーで入るといことによろしいんですか。寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 ワーキンググループには市の代表、そして町村の代表、町村の課長級です。

○里川委員長 先ほどの委員にもありました、今後の動向も私たちも、うかうかしていませんのできちっと見ていきたいと思ひますし、また一定まとめができる段階になりましたら、速やかに委員会のほうにご報告をしていただきたいと思います。

ほかに。小野委員。

○小野委員 また関連で。先ほど委員長から質問された 25 ページの受診券封入業務委託料、金額的には 11 万 4,000 円でわずかと言うたらあかんのかどうかわかりませんが、それで次年度からということになりますけど、それまでは職員の方が、この作

業をされたということだと思っんですがね。そしたら、どういう要素で委託するようになったのか。例えば、特殊な技術とか才能とかが必要やから委託していくのか。職員でとても回れないと、だから委託ということに決定して、その委託をしていく。それについては、委員長が質問したように、個人情報の保護についても、それから作業のそういうミスは、先進地というのか、私は先進地やと思わないけど、実際やっていたところに聞いてみたら大丈夫だと。ということは、課長のほうから答弁をいただいていますねけどね。これに切り替えていかなければいけないという、その原因というか要素ですね、それはどういうものがあるのか、もう少し答弁をお願いしたいですね。

○里川委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 今まで職員のほうで、医療券を打ち出したやつを、それぞれ封入作業をしておりました。何種類かのそういう関連するパンフレットも一緒に入れておったわけですが、業者は日本電算ですけども、業者へ委託することによって、そういった時間的な面が大きいんですけども、そういったより効果が得られるということで民間委託してはどうかということで考えて、今回させていただくことになりました。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 そうしたら、具体的に言えば早くて正確だという。職員が仕事の合間にやるより早くて正確だと。それで委託ということに踏み切られたということによろしいんですね。だけど、今までもこの予算については、もうぎりぎりのいっぱいやっているということであるのやったら、あえて11万4,000円だからいいじゃないかというような問題ではないように思うのですがね。それらについてもどういう感覚なのかね。職員でできるのだったら、できるだけ職員にしてほしいし、やはり正確さということでこれだけの費用をかけていかなければいけないのかということにもなってくるのかなと思いますねんけど、その点どんなバランスでこれやっているのか、ちょっとお聞きします。

○里川委員長 乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 この受診券の封入の作業につきましては、今まで職員でやっておったわけですが、時間内でやるということについては、住民の対応等もございますので、時間外に一括で作業をしているという状況でございます。当然、時間外ですので、時間の制約もあるのですけれども、それよりも委託をしたほうが経費的にも安いということから、こちらの委託のほうに振りかえさせていただいたということでございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。日常業務と一緒に、こう片手間でやるわけにはいかんという

作業なんですね。それで職員の方に残業というか別のところでやっていたと。その短期間の間やと思いますけどね。短期間というのは期間1カ月、1カ月と。そういうことを考えたら、費用対効果で、そこへ委託するほうが効率的だということで、それで私も理解します。

○里川委員長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ないようですので、これをもって、国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第19号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についての審査に入ります。理事者の説明を求めます。乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、議案第19号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書の朗読をさせていただきます。

議案第19号

平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について

標記について地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成24年3月1日 提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、特別会計予算書の65ページをごらんいただきたいと思います。

予算総則を朗読をいたします。

平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算

平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億6,840万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 介護給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内

でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、座って説明をさせていただきます。

まず、当特別会計予算の概要につきまして説明をさせていただきます。

本特別会計の歳入歳出予算の総額は18億6,840万円を計上いたしております。介護保険事業は、平成24年度から平成26年度までの第5期事業計画の管理期間となり、この3カ年での収支について均衡を図ることとするものであります。

はじめに、歳入予算についてでございます。予算書の73ページをお開きいただきたいと思っております。

第1款保険料、第1項介護保険料でございます。本年度予算額は第1目第1号被保険者保険料で4億2,627万5,000円を計上しており、前年度と比較いたしまして7,921万7,000円、22.8%の増額となっております。65歳以上の第1号被保険者に係る保険料でございます。原則として介護給付費の23.5%に当たる金額となります。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項手数料についてでございますが、第1目督促手数料において保険料の督促手数料といたしまして、前年度と同額の2,000円を計上いたしております。

次に、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金についてでございます。本年度予算額は第1目介護給付費負担金で、3億1,596万1,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして、3,497万8,000円、12.4%の増額であります。これは施設給付費を除く介護給付費の20%と施設給付費の15%を計上しております。

次に、74ページをお開きいただきたいと思っております。第2項国庫補助金についてでございますが、本年度予算額は5,736万8,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして4,17万2,000円、7.8%の増額であります。その内訳でございますが、第1目調整交付金が4,191万2,000円、第2目地域支援事業交付金の介護予防事業分として上限事業費の25%に当たる2,054万円、第3目包括的支援事業・任意事業分として上限事業費の39.5%に当たる1,340万2,000円

を計上いたしております。

次に、第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金についてでございますが、本年度予算額5億1,740万3,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較しまして3,810万9,000円、8%の増額となっております。この費目は40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料に相当するものでございます。その内訳につきまして、第1目介護給付費交付金として介護給付費の29%に当たる5億1,502万円、第2目地域支援事業交付金の介護予防事業分として上限事業費の29%の238万3,000円を計上いたしております。なお、介護給付費交付金につきましては、40歳から64歳までの保険料に係るものでございます。

次に、75ページでございます。第5款県支出金、第1項県負担金でございます。第1目介護給付費負担金で2億6,121万7,000円を計上しております。前年度予算額と比較いたしまして2,656万5,000円、11.3%の増額となっております。施設給付費を除く介護給付費の12.5%と施設給付費の17.5%を計上いたしております。

次に、第2項県補助金では772万8,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして24万8,000円、3.3%の増額となっております。その内訳は第1目で地域支援事業交付金の介護予防事業分として、上限事業費の12.5%の102万7,000円、第2目で地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分として上限事業費の19.75%の670万1,000円を計上しております。

次に、76ページをごらんいただきたいと思います。第6款財政安定化基金事業交付金でございますが、予算策定時、財政安定化基金からの交付額が決定しておりませんでしたことから、1,000円の名目予算としております。

第7款財産収入、第1項財産運用収入であります。本年度予算は第1目利子及び配当金で14万8,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして7万円、89.7%の増となっております。

次に、第8款寄付金、第1項寄付金につきましては、第1目寄付金で、前年度と同様、1,000円を計上いたしております。

次に、77ページでございます。第9款繰入金、第1項一般会計繰入金でございます。本年度予算額2億7,783万7,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして2,970万2,000円、12%の増額となっております。第1目介護給付費繰入金では2億2,199万2,000円、第2目地域支援事業費繰入金の介護予防事

業分として102万7,000円、第3目地域支援事業費繰入金の包括的支援事業・任意事業分として670万1,000円、第4目その他一般会計繰入金では4,811万7,000円を計上いたしております。介護給付費繰入金として介護給付費の12.5%、地域支援事業費繰入金は、介護予防事業分として上限事業費の12.5%、包括的支援事業・任意事業分としては上限事業費の19.75%を計上しております。その他一般会計繰入金では職員給与費及び事務費に係る分を計上いたしております。

第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金でございます。本年度予算額として、340万円を計上しております。前年度と比較いたしまして1,825万円、84.3%の減額でございます。

次に、78ページをお開きいただきたいと思います。第10款繰越金、第1項繰越金では、第1目繰越金として100万円を計上いたしております。平成23年度中に償還できない保険料につきまして、平成24年度に繰り越しをするものでございます。

次に、第11款諸収入、第1項延滞金加算金及び割引料では、第1目過料で1,000円、第2目第1号被保険者延滞金で2万8,000円、第3目第1号被保険者加算金で1,000円を計上し、また、第2項雑入では、弁償金等の雑入といたしまして、あわせて項全体で2万9,000円を計上いたしております。第1目滞納処分費、第2目弁償金、第3目違約金及び延納利息、第4目第三者納付金、第5目返納金ではそれぞれ1,000円を計上、また第6目納付金では1万4,000円、第7目雑入で1万円をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、80ページをお開きいただきたいと思います。歳出予算でございます。

まず、第1款総務費、第1項総務管理費でございます。本年度予算額は、第1目一般管理費で2,459万円を計上いたしております。前年度予算と比較いたしまして324万9,000円、15.2%の増額となっております。予算の財源内訳は、その他で2,458万9,000円、一般財源で1,000円となっております。主な内容は、介護保険事務に携わる職員の人件費、国民健康保険団体連合会への負担金、電算システムのソフト使用料等の経費でございます。

次に、81ページでございます。第2項の徴収費でございます。本年度予算額は第1目賦課徴収費で144万5,000円を計上しております。前年度予算額と比較いたしまして7万9,000円、5.2%の減額となっております。予算の財源内訳は、その他で141万6,000円で、一般財源で2万9,000円となっております。主な内容は特別徴収に係ります保険料の通知、あるいは普通徴収の納付書等の送付に係る経費

等でございます。

次に、81ページから82ページの第3項介護認定審査会費でございます。本年度予算額は第1目介護認定審査会費で、2,051万9,000円を計上しております。前年度予算額と比較いたしまして158万1,000円、8.3%の増額となっております。予算の財源内訳はすべてその他となっております。主なものは、要介護認定に係る主治医意見書の作成手数料、訪問調査に伴う認定調査事務委託料等であります。

次に、82ページでございます。第4項の趣旨普及費であります。本年度予算額は第1目趣旨普及費で150万円を計上しております。予算の財源内訳はすべてその他となっております。パンフレットの作成にかかります経費等でございます。

次に、第5項介護保険運営協議会費であります。本年度予算額は第1目介護保険運営協議会費で8万円を計上いたしております。予算の財源内訳はすべてその他となっております。介護保険事業の進捗状況等に関してご審議をいただくこととしており、2回の開催を予定をしております。

次に、83ページでございます。第6項の地域包括支援センター運営協議会費でございます。本年度予算額は、第1目地域包括支援センター運営協議会費で3万5,000円を計上しております。予算の財源内訳はすべてその他となっております。

第2款介護給付費、第1項介護サービス等諸費についてでございます。本年度予算額は第1目介護サービス等諸費で、16億636万7,000円を計上しております。前年度予算額と比較いたしまして1億8,363万円、12.9%の増額となっております。予算の財源内訳は、国県の支出金が5億5,998万円、その他で6億6,664万6,000円、一般財源で3億7,974万1,000円となっております。これにつきましては、要介護1から5に認定された方への介護サービス等に係る経費でございます。

次に、84ページをお開きいただきたいと思います。第2項の介護予防サービス等諸費についてでございます。本年度予算額は、第1目介護予防サービス等諸費で7,163万6,000円を計上いたしており、前年度予算額と比較いたしまして418万9,000円、5.5%の減額となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で2,497万2,000円、その他で2,972万7,000円、一般財源で1,693万7,000円となっております。これにつきましては、要支援1及び2と認定された方への介護予防サービス等に係る経費でございます。

次に、第3項その他諸費についてでございます。本年度予算額は、第1目審査支払手

数料で246万2,000円を計上しております。前年度予算額と比較いたしまして5万3,000円、2.1%の減額となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で85万8,000円、その他で102万2,000円、一般財源で58万2,000円となっております。支給限度額等の審査や支払い事務を奈良県国民健康保険団体連合会で行っておりまして、これに係る経費を計上させていただいております。

次に、85ページでございます。第4項の高額サービス等費についてでございます。本年度予算額は第1目高額サービス諸費で、3,106万6,000円を計上しております。前年度予算と比較いたしまして650万5,000円、26.5%の増額となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で1,083万円、その他で1,289万3,000円、一般財源で734万3,000円となっております。医療保険制度と同様に自己負担額が高額になって一定額を超えた場合、その超過分について償還払いによって給付するもので、これに要する経費でございます。なお、上限額につきましては、生活保護の受給者、住民税非課税世帯で高齢福祉年金の受給者、住民税非課税世帯で個人の合計所得金額と課税年金収入額を合わせた金額が80万円以下の方が1万5,000円、住民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額をあわせた金額が80万円を超える方が2万4,600円、これら以外の方が3万7,200円でございます。

次に、第5項の高額医療合算サービス等費についてであります。本年度予算額は第1目高額医療合算サービス諸費で711万円を計上いたしてあり、前年度予算額と比較いたしまして43万7,000円、6.5%の増額となっております。予算の財源内訳は国県支出金で247万9,000円、その他で295万1,000円、一般財源で168万円となっております。介護保険、医療保険の制度において、それぞれに自己負担額が高額になったときは、月額で限度額が設けられており、それぞれの高額介護サービス費、高額療養費として限度額を超えた分について支給されます。さらに、このそれぞれの利用額を合算して、年額で所得に応じ限度額が設けられており、その限度額を超えた額について介護保険と医療保険の利用額に応じて按分され、介護保険事業特別会計からは高額医療合算サービス等費として支給されることとなります。

次に、85ページから86ページにかけての第6項特定入所者介護サービス等費についてでございます。本年度予算額は、第1目特定入所者介護サービス等費で5,728万9,000円を計上いたしてあります。前年度予算額と比較して303万5,000円、5.6%の増額となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で1,997万1,000円、その他で2,377万4,000円、一般財源で1,354万4,000

0円となっております。施設に入所等されている方の居住費と食費に係る経費でございます。

次に、86ページでございます。第3款基金積立金、第1項基金積立金でございます。まず、第1目介護保険給付費準備基金積立金では、本年度予算額は14万8,000円を計上いたしており、予算の財源内訳はすべてその他となっております。介護保険給付費準備基金から生じる利子を積み立てるものでございます。なお、保険給付に関して保険料等に余剰金が生じる場合は、その余剰金をこの基金に積み立てるものでございます。

次に、86ページから87ページにかけての第4款地域支援事業費、第1項介護予防事業費でございます。まず、第1目一次予防事業費についてでございます。本年度予算額は170万円を計上しております。前年度予算額と比較しまして22万3,000円、11.6%の減額となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で63万4,000円、その他で71万円、一般財源で35万6,000円となっております。65歳以上の高齢者を対象として実施いたします運動機能向上指導や認知症予防事業等に係る経費でございます。

次に、87ページでございます。第2目二次予防事業費についてでございます。本年度予算額は652万3,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして264万円、28.8%の減額となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で244万7,000円、その他で270万8,000円、一般財源で136万8,000円となっております。要介護状態に移行する恐れの高い高齢者を対象として実施いたします介護予防事業に係る経費でございます。臨時職員や歯科衛生士の賃金、運動機能向上指導業務委託料、食の自立支援事業委託料等が主な経費でございます。

次に、87ページから88ページにかけましての第2項包括的支援事業・任意事業費であります。まず第1目包括的支援事業費についてでございます。本年度予算額は、2,209万4,000円を計上しております。前年度予算額と比較いたしまして、209万4,000円、10.5%の増額となっております。予算の財源内訳は国県支出金で1,309万2,000円、その他で436万4,000円、一般財源で463万8,000円となっております。斑鳩町社会福祉協議会に委託しております地域包括支援センターの運営に係る経費でございます。

次に、第2目任意事業費についてでございます。本年度予算額は1,183万4,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして136万3,000円、13.0%の増額となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で701万1,

000円、その他で233万7,000円、一般財源で248万6,000円となっております。配食サービス、家族介護用品支給事業や緊急通報装置貸与事業等に係る経費でございます。

次に、88ページをごらんいただきたいと思います。第5款の諸支出金、第1項償還金及び還付加算金でございますが、第1目第1号被保険者保険料還付金で100万円、第2目償還金で1,000円、第3目第1号被保険者還付加算金といたしまして1,000円を、項全体で100万2,000円を計上いたしております。第1号被保険者の過誤納保険料の返還金や、国の負担金や補助金などを返還すべき額があったときに対応するためのものがございます。

最後に89ページでございます。第6款予備費でございますが、前年度と同様100万円を計上しております。

以上で、議案第19号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審査を賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○里川委員長 ご苦労さまでした。ただいま、介護保険事業特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。いかがでしょうか。

飯高委員。

○飯高委員 84ページの介護予防サービス等諸費ということで、5.5%の今回マイナスということになっておるのですが、これは内容のほうが前年度に比べて改善されたということなのか、そういう減額というのか、その状況についてお伺いしたいと思います。

○里川委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 この介護予防サービス等諸費につきましては、要介護認定におきまして、要支援1、2と判定された方に対しますサービスです。で、今回、第5期介護保険事業計画の策定をいたす中で、要支援1・要支援2の出現率、またそれらの方が受けられるサービスの状況等を勘案する中で、今年度の予算について、この7,100万円というものを計上させていただいたものとしてご理解をいただきたいと思います。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 その中で、その説明の欄にありますように、介護予防住宅改修給付ですね、これ428万円とられていますけども、対象件数というのですか、参考に教えていただきたいと思います。

○里川委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 この住宅改修にかかります経費というのは、1人20万円を限度に18万円支給させていただきますものですから、約2百2、30件を予定しての金額でございます。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 それと、86ページから87ページ、介護予防事業として、第一次、二次ということであるのですが、これも前年度と比べて若干下がっているところもあるのですが、これについても教えていただきたいと思います。

○里川委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 介護予防事業の中で、特に今回は栄養改善の部分が減少しております。介護保険の中では、特にその栄養の改善が必要な高齢者に対して管理栄養士が相談に乗って、生活習慣、それから食生活の改善に努めていくという事業があるんですけども、そのために昨年までこの介護予防事業費の中で、管理栄養士を雇い上げる賃金を上げておったのです。ただ実際には、昨年から生活習慣のチェックリストの方法も変える中で、若干、この二次予防事業とか対象者もふえてはきているんですけども、依然として、管理栄養士を常時雇いながら相談を受けるというほどの人数までは至らなかったと。その一方で、むしろこの介護保険の二次予防とか、あるいは65歳にならない方の食生活なり栄養に関する相談というのも日常的に見られるようになったことから、この事業の費用を介護保険のほうでは絞りまして、一方で衛生費のほうの健康増進事業、そちらのほうで新たに組ませていただいたということです。ですから、管理栄養士を減らすとか、そういうことではなくて、予算の科目を介護保険から一般会計のほうへ移させていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 わかりました。いろいろと考えられてされているなと思いました。今後、医療もそうですけども、介護を取り巻く環境というのは厳しくなってきます。また、高齢化になりますといろんな形での大変なところもございますので、そういう点も視野に入れながらよろしく願いしておきたいと思います。以上です。

○里川委員長 ほかに委員のほうで何かございますでしょうか。伴委員。

○伴委員 88ページの包括的支援事業任意事業費の一番下の緊急通報装置の貸与事業なんですけど、昨年52万5,000円の予算をつけていただいているのが、ことし9万1,000円になっていきますけど、こんな小さくなったのは何ででっしゃろ。

○里川委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 昨年までこの事業の方法は、N T Tからこの緊急通報装置、電話のようなものですが、それを貸与して、まずその対象者の方にお預けさせていたと。それで緊急なときにはボタンを押して別に委託をしております緊急通報システムの管理業務で委託している業者のほうへ通報していたという2段階構えになっておったんです。それで、N T Tのほうには貸与事業ということでお金を払っていて、それから緊急通報の受信をする事業者にはまた別の名目で委託料を払っていたということだったのです。ところが、来年度以降の話をするに当たって、今、緊急通報装置を受けている業者が、N T Tの電話からの受信は受けないと、話の中で受けないと、自ら自分のところが使っている電話機をそこに据え置きたいのだという話がありました。で、そういう中で、もしN T Tの電話を使っているのであれば、契約は来年新年度行わないというふうな話になりましたものですから、この緊急通報装置の事業がそのまま空白期間を迎えると大変なことになりますので、年度内ではありましたが、新たな業者を選定する中で、一番効率的な方法はないかというふうに探りました。その中で、電話機の据えつけも一体的に行う業者の中で、さらにこの介護保険の本来の目的であります健康の相談とか、そういうことも請け負う業者を県下の中で探しました。その探した結果といたしまして、87ページの第13目委託料の一番下の緊急通報システム受信委託料というところでございますけれども、この部分につきまして、電話機の設置も含めた費用ということで上程をさせていただいたということです。本年度、平成24年度に9万1,000円を残しておりますのは、今新しい緊急通報受信業者への切りかえをこの2月、3月で進めている最中で、3月末までには完了はさせようとは思っていますが、万一、完了できなかった場合には、N T Tの電話機をそのまま残したまま、緊急通報の受信業者ではなくて、支援者の方にそのまま緊急通報を流すことができますので予算を残させていただいたということで、基本的には3月までにすべて切りかえを終わらせていただいて、この9万1,000円はできるだけ使わないようにというふうには考えているところでございます。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 丁寧に説明していただきましたけど、はっきりと理解が私できていないのが実態ですね。これ結局のところ、業者の都合で、これが今まで使っていたやつがあかんようになったと、そうですね。違いますの。それで、結局これは費用として、今、移行期間やと、そして費用としたら、結局今までとえろお変わらんようになったわけですか。

そこだけでも教えておくんなはれ。

○里川委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 緊急通報という事業全体としては、予算のほうは増加しております。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 どれぐらい、これは増加するようになるわけですか。

○里川委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 去年の予算ベースで申しあげますと、先ほどこの緊急通報装置貸与事業のところ、去年50万円ぐらいが9万8,000円になったのですが、一方で先ほど申しました87ページの13節の委託料の緊急通報システム受信管理業務委託料、ここが去年の予算では111万1,000円でありましたが、今回276万7,000円を計上させていただいているというところで、この2つをあわせてお考えをいただいて、全体として増額になったというふうにご理解をいただきたいと思います。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 緊急通報、これはやっぱり大事やと思うんですわ。やっぱり、これ続けていただかんと。その中で、結局もう上がっても、この業者しか今のところないし、この業者が一番ええということで、これも決めていただいていると考えたらそんでよろしいな。

○里川委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 こういう緊急通報に対応できる業者というのを探しまして、見積りと同時に実施内容等も提出、案をいただきました。その中で、今回、来年度からお願いしようという業者のみ、本来の介護保険の目的であります緊急通報装置、緊急通報だけでは介護保険の特別会計ではなじまないのですが、通常そういう方から連絡があったときに、健康相談といいまして、直接、看護師とかが相手方で電話を受けてもらえるとか、あるいは日ごろの日常生活の不便などの相談にも乗るといような内容も含んでおりましたものですから、今後も、介護保険特別会計で予算を組むに当たっては、そういうことも必要だろうということで、そういう事業者をひとつ選ばせていただいたというところでございます。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 大体わかりました。ひとつ、この予算関係資料の23ページの介護予防サービスの、平成23年度の、これは推計のほうですけど、これだけ数字が小さいんですわ。これは、この数字が小さくなっている理由をちょっと教えていただきたいのですが。件数ですね。件数と給付額が推計で小さくなっていると。

○里川委員長 地域密着型ですか。

○伴委員 いえ、介護予防サービスの地域密着型なのですか、ちょっとわかりません。この2番ずっと数字が並んでこの数字だけがちょっと小さいので気になったのですが。23ページの介護予防サービス、平成23年度ですね。大体こういうような介護予防関係というのはだんだん年々上がってくるのと違うやろかと、こういう認識を持っているのですが。

○里川委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 介護予防サービスの、特にこの地域密着型介護予防サービスというのは、受けられる方が限られておりますので、23年度において、そういうサービスを受けられる方がいなくなったということで、新年度の推計のほうもいないという予定をしておいたんですが、させていただきました。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 ちょっと質問が悪くて申しわけないです。平成23年の左端の介護予防サービスの件数が24年の推計はやっぱり同じような数字になっているのですが、23年度の数字だけが2,000切っているような数字になっている、この理由を知りたいのですが。

○里川委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 これは、介護保険の本体のサービスというのですか、要支援者に対するサービスを受けられた結果としての数字ですので、ちょっとこの年度だけ少ない。

○里川委員長 ひょっとしたら、23年度最後まで月にいかんまま数字を出したやつを上げているのか、それとも完全に推計として年度末でこの数字になるとして出してはるのかということも、今の話を聞いていたらちょっと疑問になってくるのですが、その辺のとろ、どないなっていますか、この数字。

ちょっと休憩します。

(午後 2時05分 休憩)

(午後 2時07分 再開)

○里川委員長 再開いたします。植村福祉課長。

○植村福祉課長 この介護予防サービスの給付ですけれども、例えば、平成21年度であれば、毎月の平均としましては220件を超える推移でございました。22年度の途中あたりから220を割る数字になりまして、実をいいますと、今度、23年度の4月から6月の実績にいたりましては、200件を切るという状況が続いております。比較的

状態の軽い方ですので、サービス利用にある程度むらがあるというところではありますけれども、今回のこの23年度の推計におきましては、23年度の上半期の利用件数、利用実績が少ないということから算定をしたものでございますので、利用の実態として少なかったということです。もう少しこのあたり、利用の落ち込みがちょっと激しいところもありますので、このあたりはまたケアマネージャーなどにも話を聞きながら、その真意がどこにあるのかということについては突きとめていきたいと思っております。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 結局、被保険者の方の人数というのは、若干の減になっておるんか、余り変わらないような感じで要支援1、2の方ですね、余り人数的には変化がないように思いますねんけど、こういう形になっていると。だから、ここで重度になっていただかない、要介護のほうになっていただかない、この境目というか、非常に大事な部分だと思っておりますので、またその辺、よく研究していただくことを要望します。以上です。

○里川委員長 ほかに委員さんのほうでございませんでしょうか。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 87ページの緊急通報システム受信管理業務委託料ということでね、質問されてましたし、私も近所の方の通報者というんですか、になっていますので、役場から何か承諾したというその文書に判を押してくれということで、それをどうして返信するのかわからないけど持って来て聞いたのですがね。地元の民生委員さんもその後こんなんありますねんけどって来てはって、どうして回収するのやろと思ってんけどね。今、課長が答弁したように、何か今まで委託していた業者ができなくなったので、業者を変えるためにこれがまた要りますということで私らのほうへ来たから、私らも名前を書いて判を押さなんだら、やっぱりということを出しているんですけどね。それで聞いていたら、今までのその業者が、向こうの理由でやめたと、斑鳩町と契約もうできないという状態みたいな話なんですけどね。その業者は廃業したのですかね。何か考えてみたら、向こうの都合で、斑鳩町とはできなくなったのでというような、そんなニュアンスでちょっと答弁されたように思うんですが、その点はどうなんですかね。

○里川委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 その業者が廃業したということではございません。今先ほど申しあげましたように、緊急通報装置の機械そのものは、今まではN T Tから借りてつけておったと。そのN T Tに支援者の方、消防署、そういう緊急通報の業者の電話番号とかを登録してボタンを押せばそこにつながるようにしていたと。ところが、その受信業者のほう

が自前の機械を設置してやっていきたいのだと、今のようなN T Tの機械を使っただけの受信は受けたくないという旨の申し出があつて、4月以降はそれでは契約はできないということがありました。では、そのN T Tの機械を使ってやってもらえる業者があるのかということで探したところ、そういう業者が見当たらなかったものですから、それならすべて機械の貸与も含めた一体的な契約をできるのかどうかということで、現在の業者も含めて金額の見積もりと、それから先ほど申しましたように、介護保険特別会計でやりますので、そういう健康相談も含めてやってもらえるかという案を出す中でやってきましたらば、現在の業者については、健康相談等はできないという申し出と、それから金額面が少し高かったので業者を変えようという判断をさせていただいたということです。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 先ほどからいろいろ、鳩水園の運転業務、管理業務ですか、そのときの業者が撤退したから入札したのだとかいうのと同じような、私はニュアンスで受けているんですよ。その業者の都合ですやんか。その機械ではもうしないと。だから今までの契約よりもちょっとサービスがふえますよという営業に乗っていったような感じやしね。それは、そやけど、特にこういう介護のそういう緊急通報システムの業者としては、ちょっと行き過ぎじゃないのかなと思いますしね。もちろんこのシステムがなくなったら大変ですのでね。だけど、足元見たような、そういう業界というのはほんまに徹底的に調査せないかんと思いますよ。N T Tの機械で今までやってたんやから、それでやってくれたらよろしいですやんか。依頼者は斑鳩町。それはやりたくないとか、やれないとか、そんなとこへ今まで発注していたかと思つたら情けないなと思うしね、そんなの公表すべきですよ、その業者はこういうところですよ。ほかの自治体にも全部やりやいいんですよ。介護という名前によって、自分らの儲けをふやそうとしているのはね。一見そういうふうに見えますやんか。情けないなと思うけど。この予算に対してはしょうがないと、いたし方ないからこういうぐあいにして、少し経費も100万円近くですか、ふえたけど、これでしか、今やめるということはできないからということなので。この予算については仕方ないけど、やっぱりこれからも契約していったり、そして業者を選定する場合はね、そこらの信頼関係でこれから契約もしていくんだからね、そこらをしっかりとききわめて選んでもらいたいなと、そのように申しあげておきます。以上です。

○里川委員長 ほかに、委員皆さんのほうはよろしいでしょうか。

すみません、私ちょっと確認だけさせていただきたいと思うんですが。

今、3月議会にまさに介護保険の条例の改正案が出ています。その条例の改正案というのはまだ決まってません。まだ決まっていないけれども、この予算書は出てきています。こういう場合、保険料がかなり上がると。その条例改正でね。かなり上がるということは、前の保険料とかなり乖離している状況にある中で、この予算編成されるに当たって、この数字の信憑性がどこまであるのかなと思いつつ、私もこれちょっと見てきたんですけども。この予算編成、この予算書そのものを見るときに、歳入についてはどう見ておいたらええのか。歳出というのはもうこれで間違いがないのか。歳出についてはもう完全にこういう形なのだということで、この予算書を見ていいのか。それについてちょっときちっとお尋ねをしておきたいというふうに思います。

植村福祉課長。

○植村福祉課長 今回のこの予算につきましては、12月上旬の情報をもとに作成をさせていただいております。里川委員長もご承知かと思いますが、その後1月下旬から2月上旬にかけて介護報酬の改定、あるいは介護報酬にかける単価、地域区分の引き上げというようなこともございました。最終的に介護保険事業計画を策定をしたのが2月27日でございます。ですので、2月27日に策定された給付量をもとに介護保険料というのは設定をされるものがございます。で、3年に1回、これと同じようなことで介護保険料の改正が3月議会に提案させていただく前に、予算というものは確定せざるを得ないという状況についてはご理解をいただきたいと思っております。で、その中で、特に給付につきましては、この予算案を確定させていただいた後に、介護報酬等の引き上げの情報が入ってきましたものですので、厚生委員会にはお示しをさせていただいた来年度以降の3年間の給付料の中身と比べますと、やはり歳出につきましては、この予算に比べますと約2.08%引き上げになるということになります。歳入につきましては、国や県の負担割合というのは変わりませんので、当然、歳入のほうにつきましても、約2%、実際には上がってくるだろうと。実際にはどうか、事業計画上は上がってくると。予算と事業計画、どちらが実際には合っていくのかというのは、24年度以降の保険給付の進捗状況を見ていくことになると思っておりますので、万一、予算が足りない場合には補正対応をお願いせざるを得ないということも出てくるかと思っております。特に、歳入については、先ほど部長の説明の中でもありましたが、76ページの財政安定化基金事業交付金でございます。これは、この当時、情報が全くありませんでしたので、名目予算の1,000円を組ませていただきまして、この款を設けさせていただいたところですが、実

際には総括質疑などのところでも、1,500万円ぐらいは入ってくるだろうと言われております。ただ、実際に1,500万円入ってきた場合でも、これがいつ入ってくるかというのは、まだ決まっておりませんが、当該年度に入らないとつじつまが合わなくなってくるので、恐らく平成24年度中にはその金額が入ってくるだろうと思います。そうなりますと、この部分についても補正対応をお願いせざるを得ないということになります。

一方で、その金額を本年度中すべて使うということではありませんので、これはまだはっきりした回答は来ていないのですが、恐らくいったん入ったお金で、1,500万円入ったお金はその年度中に使うことはありませんので、改めて介護保険給付費準備基金のほうに積まなければならないという作業も生じてくると思いますので、そうなった場合には、歳出の86ページ、基金積立金、これは利息の14万8,000円しか今、予算を組んでおりませんが、ここにどれだけ積むのかというのはちょっとわかりませんが、財政安定化基金を取り崩した分を、またここに歳出で予算を組んで、町の基金へ積み立てていくというような作業も入ってくるものです。ですので、この予算については、あくまでも、そういうような諸所の事情の変更がある前に組んだものとしてはご理解をいただきたいんですけども、作業工程上はそうせざるを得なかったということでご理解をいただきたいと思います。

○里川委員長 本当にもう言いますが、市町村を苦しめるような対応の仕方、国ももうちょっとしっかりとやっていただきたいなど。正しい予算書が私たちは出てきて、きちっと見させていただけるとか、やり方を国としてもやってもらわな困るなということ、非常に思っております。ですから、今言うたように、基金の積立金が利子分のこだけしかない、後期計画の初年度やの、そんなことになっているという不自然な形にもなっているしね、これは当然見たらおかしい予算書なんですけどね。でも、そこは町のほうとしては、そうせざるを得ないということについては、今の課長の説明で十分私のほうも認識はさせていただきます。ただ、国のやり方としては、私は間違っているというふうにも思っておりますし、議会で議論をするのに正しい資料を出してもらえない状況というのは、ちょっと問題だなということを感じています。

それと87ページにあります包括的支援事業費なんですけど、この予算が若干前年度より上がっておりますね。それで民生費のほうで、先ほどお話を聞いておりましたら、社協さんのほうへの補助金が増額になった、その増額は何でやということでお聞きしている中で、地域包括のセンター長を兼ねている次長の給与の扱いについても触れられて

いたような気がするのですけれども、でこれ、予算はふえているので、人数の体制とか、平成24年度はどんなふうになっているのか、もう一度ここで正しくきちっと聞いておきたいなというふうに思っているんですけれども。

植村福祉課長。

○植村福祉課長 次長の取り扱いにつきましては、昨日申しあげましたけれども、その一部はまだこの包括支援センターの分に残っております。有資格者も含めまして、常勤で、次長の分も入れますと3.5人分に、昨年から生活機能のチェックリストで二次予防事業者等の把握も進みましたので、それらの対象者の方に具体的に運動機能の教室があるとか、口腔機能の向上の教室であるとか、そういうところに参加していただくためのコーディネートをしていかなければなりません。また、昨年度チェックリストで返答いただけなかった方に対しても再度アプローチをしていかなければならないということがあります。それらを含めまして、非常勤として今のところ2人を臨時と、嘱託職員で雇っていただく形で、そういう事業を積極的に進めていってほしいと、包括のほうにも事業を展開してほしいということでの予算ということでご理解をいただきたいと思います。

○里川委員長 私、いつもここを社協さんに委託しているのをこだわっているのは、本来、町が責任を持たないとあかん事業を委託しているのですよね。で、そこへ、社協さんの都合とかでその体制がぶれたり、なんか人数が減ってとか、いろんなことがありましたでしょう、今まで。そのことを私は心配してまして、やっぱり体制のきちとした確立をやっていっていただいて、で、先ほどから委員も心配なさっているように、要支援1、2の人が重度にならないように、ここは要支援1、2の人がいろいろサポートしてもらおうところですのでね。ここはやっぱりきっちり力を入れてやっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

そうしたらよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ほかにないようですので、これをもって介護保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第20号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についての審査に入ります。理事者の説明を求めます。乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、議案第20号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明を申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第20号

平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成24年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、お配りさせていただいております特別会計予算書の97ページをお開きいただきたいと思っております。

初めに、予算総則について朗読をさせていただきます。

平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算

平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,100万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

失礼して、座って説明させていただきます。

まず、本特別会計の予算概要についてでございます。予算総額は3億3,100万円となっております。前年度と比較いたしまして4,540万円、15.9%の増額となっております。本特別会計は後期高齢者医療保険料の収納について、会計上明確にするため設置されているものでございまして、本町が保険料を徴収し、その保険料と事務費等を奈良県後期高齢者広域連合へ納付する会計となっております。

それでは、予算に関する説明書によりまして、予算の内容を説明させていただきます。

予算書の103ページをお開きいただきたいと思っております。

初めに、歳入予算につきましてご説明を申し上げます。

第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料についてでございます。

本年度は2億6,822万5,000円を計上いたしております。前年度と比較して3,943万2,000円、17.2%の増額となっております。予算の内訳は、第1目特別徴収保険料で1億6,460万円、第2目普通徴収保険料で1億362万5,000

円となっております。

後期高齢者医療保険料は、おおむね2年ごとに財政の均衡が保たれるよう設定されることとなっており、平成24年度、平成25年度の保険料率は所得割率が年率8.1%、均等割額が年額4万4,200円となっております。保険料総額は広域連合の見積もりによる保険料となっておりまして、収納方法の区分は、平成22年度の実績に基づく割合で、特別徴収分を62%、普通徴収分を38%として計上をしております。

続きまして、第2款使用料及び手数料、第1項手数料についてでございます。第1目の督促手数料で、保険料の督促事務に係る手数料として、本年度は前年度と同額の2万円を計上いたしております。

次に、第3款寄附金、第1項寄附金についてでございます。第1目寄附金で寄附金があった場合の受け入れとして本年度は前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

続きまして、104ページでございます。第4款の繰入金、第1項の他会計繰入金についてでございます。第1目の一般会計繰入金で、本年度は6,169万円を計上いたしております。前年度と比較して596万8,000円、10.7%の増額となっております。一般会計からの繰入金として保険料の徴収や被保険者証の交付など、町が取り扱う事務費繰入金477万9,000円、また、広域連合の運営に係る事務費負担金、低所得者の保険料軽減に伴う保険基盤安定負担金などの後期高齢者医療広域連合納付金繰入金5,691万1,000円を計上いたしております。なお、この後期高齢者医療広域連合納付金繰入金につきましては、公費負担相当分として一般会計からいったん本特別会計に受け入れ、さらに本特別会計から広域連合に納付する仕組みとなっております。また、増額となった主な要因につきましては、広域連合納付金繰入金の増によるものでございます。

続きまして、第5款繰越金、第1項繰越金についてでございます。本年度は前年度同額の1,000円を計上いたしております。

続きまして、第6款諸収入についてでございます。第1項延滞金、加算金及び過料では、本年度は前年度と同額の1万1,000円を計上いたしております。予算の内訳は第1目延滞金で1万円、第2目過料で1,000円となっております。

次に、105ページをごらんいただきたいと思います。第2項償還金及び還付加算金では、転居や死亡などにより、前年度までに納付された保険料に還付等が生じた場合、その相当額を広域連合から受け入れるもので、本年度は前年度と同額の105万円を計

上いたしております。予算の内訳は、第1目保険料還付金で100万円、第2目還付加算金で5万円となっております。

次に、第3項雑入では前年度と同額の2,000円を計上いたしております。予算の内訳は第1目滞納処分費で1,000円、第2目雑入で1,000円となっております。

次に、106ページをごらんいただきたいと思います。

続きまして、歳出予算につきましてご説明を申し上げます。

初めに、第1款総務費についてでございます。第1項総務管理費、第1目一般管理費では、本年度は前年度とほぼ同額の136万7,000円を計上いたしております。予算の財源内訳はその他で136万5,000円、一般財源で2,000円となっております。被保険者証の郵送など、資格管理に係る事務費となっております。

次に、第2項徴収費、第1目徴収費では、本年度は313万7,000円を計上いたしております。前年度と比較して46万2,000円、12.8%の減額となっております。予算の財源内訳は、すべてその他となっております。後期高齢者医療保険料の徴収管理に要する電算関係の費用や、納付書の作成費あるいは郵送料などがございます。

続きまして、107ページでございます。第2款の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。第1項の後期高齢者医療広域連合納付金で、本年度は3億2,514万6,000円を計上しております。前年度と比較して4,585万8,000円、16.4%の増額となっております。予算の財源内訳は、その他で5,691万1,000円、一般財源で2億6,823万5,000円となっております。被保険者から納付される保険料相当額2億6,823万5,000円と歳入予算のほうでご説明申しあげましたように、一般会計から受け入れた広域連合の運営に係る事務費負担金1,482万5,000円、保険基盤安定負担金4,208万6,000円を広域連合に納付するものがございます。

続きまして、第3款の諸支出金についてであります。第1項償還金及び還付加算金の第1目保険料還付金及び還付加算金で、本年度は前年度と同額の105万円を計上いたしております。予算の財源内訳はすべてその他となっております。転居や死亡などにより、前年度までに納付された保険料に減額更正が生じた場合に還付するための予算を計上いたしております。

最後に、第4款予備費についてでございます。本年度は前年度と同額の30万円を計上いたしております。現行の後期高齢者医療制度を廃止した後の新たな制度の構築につきましては、国等からの情報収集に努めるとともに、今後示されるであろう制度設計の

動きには十分注視しながら適切な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上で、議案第20号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○里川委員長 ご苦労さまでした。ただいま、後期高齢者医療特別会計予算について説明が終わりましたので、委員の皆さんからの質問がございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

私のほうから、それではせっかくの予算委員会ですので、予算委員会としてある程度私自身数字はつかんでいるものの、明らかにしておきたい数字がありますので、ぜひお願いしたいと思います。均等割、所得割で幾らになるというお話はありましたけれども、平均的な保険料単価としては、どれぐらい上がったのか。県ではどれぐらい、斑鳩町ではどれぐらい保険料が上がったと。それはトータルで何%、大体平均したら何%が上がっているのか。こういう数字はやっぱり委員会としてきちっと明らかにしておきたいと思いますので、お答えいただきたいと思います。寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 今回の保険料改定によりまして、本町の賦課額は平均で8万1,400円程度になります。そして奈良県の平均が6万9,900円になる予定でございます。平均で上がりますのは、8.96%、23年度に比べて上がる見込みとなっております。

○里川委員長 わかりました。それはまあ仕方ないです。私らも広域連合という形の中では知らん間に決まって、知らん間に押しつけられているという状況の中で、これがいいとか悪いとかいう議論をする場が与えられていないということについて、私は問題やとは思っているのですけれどもね。この中でひとつだけ、ちょっと予算書を見て疑問に思った点があるので教えてください。106ページにあります徴収費の委託料なんですけれども、後期高齢者システム保守委託料なんです。一般会計のほうでいろいろ見てましたら、システム改修の金額というたら100万円超えて百何十万とかね、ものによってもっと高いのもいっぱいあるのですけれども、保守業務の委託料いうたら大体60万円ぐらいなんですよ、一般会計のほうではね。だけど、ここは結局金額も保険料が変わるからシステムも変わってくるんやろうけれども、ここに出てくるのは保守委託料だけなんです。そやけど、その保守委託料の金額が高いと。そしたらシステム改修のお金というのは、広域連合で持ってくれてはって、で、各市町村の分としてこれが要るのか、

それとも広域連合でシステム改修を一気にするのに、こんだけお金を町が割り当てられて出さなあかんお金なのか。なんかその辺が一般会計やったら、改修分と保守分で委託料2本立てで出てきているのが、ここは保守だけしか出てきていないので、それも金額が結構高いので、どういう考え方をしたらいいのかなというの、ちょっと予算書を見ていてわかりにくかったので、この辺はどんなふうになっているのでしょうか。わかりますか。

寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 13節の委託料、後期高齢者システム保守委託料151万2,000円ですけれども、後期のほうでパソコンを日本電算と結んでいるパソコンがございまして、それが毎月12万6,000円保守委託料がかかります。その分を計上させていただきまして、そして、その下の第14節の使用料及び賃借料で、パソコン使用料81万円というのがございます。これは広域連合と直接結んでおりまして、これは2台うちに置いておりますけれども、システムのそれが機器の賃借料という形で予算を計上させていただいております。

○里川委員長 わかりました。なんか、もっと、逆に広域連合で一本化されて、そうやって分けるのやったら、逆にこういうものは安くついてもええのかなと思いつつも、結構かかるのだなと思って今見させていただきました。中身についてはわかりました。

そうしたらよろしいでしょうか。ほかにございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ないようですので、後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

これをもちまして、住民生活部所管に係る予算審査を終わらせていただきます。

理事者の入れ替えもありますので、3時5分まで休憩とさせていただきます。

(午後 2時42分 休憩)

(午後 3時05分 再開)

○里川委員長 それでは、再開いたします。

都市建設部・上下水道部所管に係る予算審査に入ります。

まず初めに、第2款総務費について説明を求めます。藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第2款総務費のうち、都市建設部が所管いたします予算につきまして説明をさせていただきます。

予算書の47ページをお開きいただきたいと思います。

第1項総務管理費、第8目交通安全対策費であります。本年度は750万6,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして145万5,000円、24%の増となっております。予算の財源の内訳は、その他で1万8,000円、一般財源で748万8,000円となっております。本年度におきましても、交通事故から尊い人命を守るため、西和警察署をはじめ奈良県交通安全協会西和支部協会斑鳩町分会並びに斑鳩町交通安全母の会などの各関係機関と連携し、街頭指導や啓発活動を実施するとともに、幼児から高齢者を対象といたしました交通安全教室の開催などを通じまして、交通事故の抑制に努めてまいります。また、カーブミラーやガードレールなどの新設や維持補修及び各種標識など、交通安全施設の整備を実施することによりまして、道路を利用されるすべての人が安全・安心に通行できる交通環境の整備に努めてまいります。

前後いたしますが、44ページをごらんいただきたいと思います。

第6目企画費のうち、友好都市交流の推進で、友好都市であります長野県飯島町、大阪府太子町、兵庫県太子町で開催される各イベントや、神奈川県小田原市で開催される小田原北條五代祭り、愛媛県松山市で開催をされます、えひめまつやま産業まつりに合わせて物産販売及び観光交流を行う予算といたしまして、第9節旅費のうち51万3,000円、第11節需用費のうち9万4,000円、第12節役務費のうち8万5,000円、次に続きまして45ページでございますが、第14節使用料及び賃借料でございます。これのうちの18万7,000円、以上の合計87万9,000円を計上いたしております。

以上をもちまして、第2款総務費のうち都市建設部が所管いたします予算についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○里川委員長 説明が終わりましたので、第2款総務費について質疑をお受けします。ございますでしょうか。飯高委員。

○飯高委員 交通安全対策ということで、今、部長が言われましたように、施設の関係ですけれども、町道とかを見てみますと、やはり路面標示なんか薄くなったり、また老朽化しております施設を替えていかなければならないという状況になっております。この予算では650万円ですか、上げられているんですけども、この予算の根拠というのですか、それについてまずお聞きしたいと思います。

○里川委員長 川端建設課長。

○川端建設課長 ことしの交通安全施設につきましては、一応、数年間の統計をとりまして修繕とかそういうものはそういう統計資料と、現実状況を見てその悪くなっている、

白線なら距離等を想定して、予算組みをしております。また、白線とか、そういうものに関しましては、最近、下水道整備とか、大阪ガスの埋設工事等がありますので、それを調整しながら順次整備していこうという考えで予算を組んでおります。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 状況を見ながら予算を組んでおられるということなんですけれども、実際に住民の方からよく言われるのは、やはり白線が消えていて危ないところとか、そういうのを指摘される、相談もされるときがあるんです。やはり、特に路面の標示については、白線ですから、何年かたったら消えてしまうということで、そういう補修をされているんですけれども、場合によっては、この白線というのはもう決められている塗料というのですか、材料なんですかね。というのは、例えば、耐用年数が3年とか決まっておるのであれば、それはそれに応じて今後補修をしていかんといかん。しかしながら、その耐用年数が例えば3年じゃなしに5年もつような白線の塗料であれば、こういう中身も少なくて済むのかなということ。逆に、塗料の値段も関係してきますけども、そういう関係についてどうかなと思いましたので、その点についていかがでしょうか。

○里川委員長 川端建設課長。

○川端建設課長 今、質問されています白線の塗料関係ですけど、今現在は一般的に使われている国道とかそれと同じように使われている白線を使っておりますけど、ちょっと日々技術も進歩していることですので、塗料の性能自体をちょっと確認いたしまして、できるだけ長持ちするようなものを使うように心がけていきたいと思っております。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 道路の側線なんかは、そう消えていても差し支えない面もあつたりするんですけど、特に横断歩道とかになれば、やはり横断する人に対しての危険度が増していくということで、そういうところは見ておいていただきたいし、それでガードレールなんですけども老朽化しているということで、どこまで点検されているのかわかりませんが、今やっぱり老朽化しているというところもあつたりしますと、やはりボルトなんか振動によってかなりガタが来ているというか、そういうものが、全般とは言えないんですけども、部分的にはそういったところもあるのかなということだと思います。今後、交通安全母の会とか、いろんな形でも協力をいただいておりますし、またこういう施設の面においてもそういった目を通していただいて、していただくよう、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○里川委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ないようですので、これをもって第2款総務費に対する質疑を終結いたします。

続きまして、第5款農林水産業費について説明を求めます。藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第5款農林水産業費の説明をさせていただきます。

座って失礼させていただきます。

まず、予算書の87ページから92ページでございますが、恐れ入ります、先に13ページをごらんいただきたいと思います。農林水産業費全体ですが、本年度予算額は1億1,067万4,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして、747万2,000円、7.2%の増となっております。

それでは、予算書の87ページをお開き願いたいと思います。まず、第1項農業費、第1目農業委員会費についてでございます。本年度は765万5,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして186万7,000円、19.6%の減となっております。財源の内訳といたしましては、県支出金108万2,000円、一般財源で657万3,000円となっております。主に農業委員会の事務的経費でございます。農業委員会では農地法に基づく農地転用や権利移動等の審議を初め重点課題でございます。遊休農地対策として昨年から検討しております集落営農組織、農業振興公社等の設立促進に向けた取り組み等について調査研修をされているところでございます。

次に、第2目農業総務費についてでございます。本年度は3,410万円を計上しております。前年度と比較いたしまして458万2,000円、15.5%の増となっております。財源の内訳は、県支出金42万3,000円、その他で15万2,000円、一般財源で3,352万5,000円となっております。農林関係の事務事業にかかわる職員4人に係る人件費が主なものとなっております。

続きまして、88ページでございますが、第3目農業振興費についてであります。本年度は275万1,000円、前年度と比較いたしまして31万7,000円、10.3%の減となっております。財源の内訳といたしましては、すべて一般財源となっております。農業振興費においては、各種の農業関係団体への補助金が主なものとなっております。農業・商工・観光関係者との交流の場として多くの参加をいただいております産業フェスティバルの開催について、企画運営をされております産業フェスティバル実行委員会に対し、運営経費を助成してまいります。

続きまして、89ページでございますが、第4目土地改良事業費でございます。本年

度は5, 215万1, 000円、前年度と比較いたしまして87万7, 000円、1.7%の減となっております。財源の内訳は、地方債で2, 570万円、その他で800万7, 000円、一般財源で1, 844万4, 000円となっております。農業生産、農村環境の改善を図る上で必要な農道等の整備を行うものでございまして、町単独の農道整備事業4件を予算計上しております。さらに、町単独の補助事業といたしまして、農業用水の効率的な利用などを行うため、水路の整備・改修など、6地区からの整備要望を積極的に取り入れ、補助を行いながら基盤整備に努めることとしております。

また、土地改良施設維持管理適正化事業といたしまして、本年度は峨瀬井堰、三室井堰の補修工事費用を計上しております。

続きまして、90ページをお願いします。第5目生産調整推進対策費であります。本年度は454万2, 000円、前年度と比較いたしまして55万2, 000円、10.8%の減となっております。財源の内訳は、県支出金で124万5, 000円、その他で4万7, 000円、一般財源で325万円となっております。

食糧自給率の向上を図るとともに農業と地域を再生させ、将来に向けて明るい展望を持てる環境をつくり上げることを目的に、昨年から引き続き農業者戸別所得補償制度が実施されています。本年度においても加入率を上げるため、農家の皆様に対して、周知・普及活動を実施してまいります。また、生産調整実施農家に対し、町単独の助成も引き続き行うものでございます。

次に、第6目有害鳥獣駆除対策事業費でございます。本年度は35万2, 000円、前年度と比較いたしまして、4万9, 000円、12.2%の減となっております。財源の内訳は、県支出金で10万円、一般財源で25万2, 000円となっております。農作物への被害を防ぐため、有害鳥獣の駆除を引き続き猟友会に委託する経費であります。また、イノシシによる農作物被害対策として、猟友会によって捕獲されたイノシシの処理費用についての経費も計上しております。

次に、第7目地域農政推進対策事業費についてでございます。本年度は733万8, 000円、前年度と比較いたしまして688万2, 000円、1, 509.2%の増となっております。財源の内訳は、国県支出金で690万円、一般財源で43万8, 000円となっております。農業先進地事例について、各地元での農業の推進役であります農家組合長などに見識を高めていただくため、農協と共同して実施しております研修会の経費の負担金を計上しております。また、前年度に比べて大きく増額いたしました主な原因といたしましては、持続的で力強い農業構造を実現するために、新規就農を促進

し、農地集積による農業基盤の強化のために、国において制度が新設されたことを受けて、当町としてもより各制度を運用するための補助金を計上したことによるものでございます。

続きまして、91ページをお願いいたします。第8目遊休農地解消総合対策事業費でございます。本年度は84万9,000円、前年度と同額となっております。財源の内訳はすべて一般財源でございます。遊休農地の解消を目的として農業委員会において遊休農地の実態調査を毎年実施しており、結果をもとに遊休農地の解消に向けた取り組みを実施するとともに、実証展示圃における、そば、菜の花、黒米、ジャガイモ栽培の実施などに係る経費を計上しております。この取り組みから栽培をいたしました黒米、そばを使った商品開発を行いまして、町内のイベントなどで販売され、好評をいただいているところでございます。また、実証展示圃での作付けにおいて、農作物の栽培サポーター、幼稚園・保育園の園児によるジャガイモの掘りとり体験などを企画し、子どもや非農家の方々が農業に触れ合っていただく機会づくりの提供に努めてまいります。

次に、第9目農地・水・環境保全活動等支援事業費についてでございます。本年度は59万円、前年度と比較いたしまして13万9,000円、19.1%の減となっております。財源の内訳は県支出金で16万6,000円、一般財源で42万4,000円となっております。平成19年度から5カ年事業として実施されておりました、地域ぐるみでの農地や農業用施設などを守る効果の高い共同活動でございます。農地・水・環境保全向上対策につきましては、平成23年度をもって事業がいったん終了いたしましたが、平成24年度からは新たに5カ年延長されまして、制度名を「農地・水・保全管理支払交付金」と名称変更し、活動を実践する地域に対しまして支援する事業補助金を計上しております。

続きまして、92ページ、第2項林業費でございます。第1目林業振興費についてでございますが、本年度は2万4,000円、前年度と比較いたしまして、8万2,000円、77.4%の減となっております。財源の内訳はすべて一般財源でございます。林業組合等への負担金でございます。次に、第2目地域で育む里山づくり事業についてでございます。本年度は32万2,000円、前年度と比較いたしまして、10万9,000円、25.3%の減となっております。財源の内訳は、すべて県支出金となっております。奈良県森林環境税を地域で活用し、地域で育む里山づくり事業を引き続きボランティア組織や森林所有者の協力を得ながら、斑鳩町の荒廃しつつある里山景観や機能回復を図るため、ボランティア団体への活動支援に要する経費を計上しております。

以上、第5款農林水産業費についての説明でございます。

温かいご審議賜りますようお願い申し上げます。

○里川委員長 説明が終わりましたので、第5款農林水産業費について質疑をお受けいたします。

いかがでしょうか。辻委員。

○辻委員 90ページの農林水産業費、有害鳥獣駆除対策事業費で、これ決算のほうでちょっとお願いをしておりましたけども、山間部、白石畑あの辺でイノシシがよく出るといことで、イノシシも最近また下のほうに出てくるといことも聞いておりますけども、実態はわかりませんが、特に白石畑地域でイノシシの被害があるといことで何年か前に、一昨年ですか、捕獲もしていただいておりますけども、その後の対策といのは、どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○里川委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 白石畑地域のイノシシ対策で5月の予算決算常任委員会の中でご質問がありましたが、その後どうなっているのかといことでございますが、イノシシによる農作物被害は、一昨年から白石畑地域で被害を受けております。一昨年は水稲、カンピョウなどの被害があり、ことしにおいては、夏にはカンピョウの農作物被害があり、役場・猟友会・地元農家組合と一緒に捕獲わなの設置を行ったところでございますが、捕獲には至っておりません。しかしながら、イノシシ対策、こういった捕獲などの対策では十分ではありませんので、冬季から春にかけて、餌がなくなる時期にいかん餌場をなくして個体を減らすという対策が重要であり、集落全体でイノシシ被害対策を考えることが必要であることから、県の職員を講師で招いて計3回、白石畑農家組合、そして自治会、そして平群町の白石畑地区の方を対象にしてイノシシの生態についてとか、被害対策の取り組みについてとかの講習会の実施を行いました。

また、その後、集落点検の現地調査を行い、電気柵設置場所の確認をしたところでございます。また、今年度に斑鳩町鳥獣被害防止対策協議会を設立し、国庫補助金を活用し、イノシシの捕獲おり、アライグマの捕獲おりの購入を行うための35万円の補助決定を受けました。そして新たにイノシシおり1つとアライグマおり8個を購入いたしました。そしてさらに平成24年度においては、白石畑地区に電気柵を設置するため、今、国へ補助要望を行っているところでございます。以上でございます。

○里川委員長 辻委員。

○辻委員 電気柵、山間へ行きますとトタンでしたりとかいろいろされていますけど、電

気柵もいいのかなというのはいあって、あとハイキング者にどのように被害があるのかもありますので、その辺、設置された方は電気柵を知っておられますけども、一般の方は電気柵がわからないということもありますので、そのへんの対応も十分しながら、また農家の負担も少なくなるような格好で、今後は検討していただきたいというように要望しておきます。

ちょっともう1点すいません。ここに有害鳥獣処理業務委託と書いています。これはもう今さっき部長からイノシシということをおっしゃっていただけていますけども、アライグマもここに入るのか、それと最近よくイタチとかの被害が割に出るように聞いていますねんけども、そのへんもここで処理委託できるのかどうか、その辺ちょっとお願いしたいと思えます。

○里川委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 まず、イノシシについては焼かなくてはなりません。その分でこのように予算計上しておるのは、平群町の野菊の里へ焼却処分する予算計上を行っております。あと、アライグマとかイタチは、北和農林へ持って行ってそこで処分していただいているという形になっております。

○里川委員長 よろしいですか。

○辻委員 はい。

○里川委員長 鳥獣被害防止総合対策交付金という、新年度からはそういう交付金という形が創設されて進んでいくというふう聞いております。今、課長の答弁でもまた補助を受けれるように申請をしていっているということですので、新たなそういった交付金のあり方など研究していただきまして、斑鳩町のそういう防止、有害なものを除去するために力を入れていっていただきたいということを重ねて私のほうからもお願いしておきます。

ほかに何かございますか。小野委員。

○小野委員 89ページの土地改良事業費の19節負担金補助及び交付金の中で、ちょっと2点ほど教えてほしいのですが、一番下に農道台帳管理分担金という、分担ということはどういう意味なのかなと思って。その農道台帳そのものの分と管理分担金という、そういう性質の経費ということと。次のページの同じく説明の中で、これは2つ目になるんやね、奈良県水、土、里、情報のGISシステム運用の負担金ということですが、GISシステムを運用するために30万円の経費が必要だということで組んでおられるのですが、どういようにそのシステムを運用しておられるのか、その2点についてお

尋ねします。

○里川委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 まず、89ページの農道台帳管理分担金は5万円でございますが、これは農道台帳の作成及び管理に当たって、円滑な業務実施を図るため、全国土地改良事業団体連合会の指導のもと作成管理をしているという中で、農道台帳の作成及び管理は一貫した体制の下に統一的に実施することが重要であるため、農道台帳の作成は都道府県土地改良事業団体連合会に協力を要請し、農道台帳記載数字の点検、確認を受けるように努める中の、その分担金でございます。

それともう1点でございますが、GISの分で、奈良県、これみどり（水土里）情報GISシステムの運用負担金と申します。これは30万円計上しております。このGISシステム導入効果という中で、耕作放棄地の増大に対し、農地の利用集積を進める必要があります。そのために、規模拡大や新規の参入を目指す経営者に対し、農地の情報提供を行うことができるように、農業用施設の管理台帳として利用しています。農道とか、水利施設等の台帳整理をしています。施設の位置や耐用年数などの把握ができるというふうなシステムでございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 ということは、奈良県の土地改良か、そこで農道台帳管理分担金ということで、農道台帳の作成に対する分担金であると。当然、まあ斑鳩町ですから、斑鳩町の農道ということで、その作成を県の、そこがやってくれるので5万円分担しているのだということよろしいですか。それと奈良県水土里、これも同じような性質の団体が情報システムを持っていて、それを運用する。運用するということはもちろん斑鳩町内での遊休土地とか、それらについて、それを運用できるような状態になっていて、その負担金として30万円の経費を払っていると、そのように理解したらよろしいのですか。

○里川委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 ちょっと補足というか、先ほど説明不足でございましたが、農道台帳管理分担金のこの5万円は、市町村から提出された農道台帳の一定要件農道について、記載数字等、点検集計、台帳の集積、管理並びに県・市町村などの連絡調整を行う中で、土連のほうでそれを一括台帳管理していただくというシステムでございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 結局、農道台帳は、作成するのは町であって、それを一括で管理されている土連という俗に言う土地改良何とかいう、どういう団体か余りはっきりはわからないで

すがね。そこへ斑鳩町の農道台帳を作成して管理を任せている。何のためにその管理を任せるのですか。農道が必要なのかどうかというのは、今、課長がいろんなことを言うてくれていますけど、農道台帳、町道台帳でも、道路台帳でも一緒ですよ。何のために農道台帳をそちらへ管理を任さないとかんのかかなと思って。そういうシステムになっているのだったらなっているで何の意味かなと。例えば、道路台帳はいろいろなことに活用していくわけですけどね。その農道台帳を作成してある、その管理を何でその土連という外郭団体みたいになるのかな、県のね。だからそこへ保管してもらっているとか、管理してもらっている、それだけで5万円ずつ毎年これ払っていかないかんのかあ。どういう理由でそうなるのかわからないねんけどね。どうなんですか。

○里川委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 土地改良事業連合会がですね、県下全体の農地に対してそういうシステムをつくらうということで、全体的に各市町村から情報を吸い上げて一体的なシステムをつくられていると。当然、町もそのシステムを利用しながら管理をしているという状況の中で、一部その5万円というお金を負担させていただいていると、こういうことになっております。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 農道の管理を、そしたら向こうはしてくれるんですかね。農道の管理とか、農道の工事をやっているのはみんな斑鳩町のほうでやってるんですよ。その土連が費用でも補ってくれるのか。またその許可がなかったら、そういう農道の改良工事ができないのか。そこらのことなんですすがね。何かちょっと腑に落ちないし、そうしたらその農道台帳というのは、私も見たことはないのやけどね、農道台帳そのものは、町のほうで、例えば、これは農道だと、町道じゃない農道だということで、そういう公示の仕方をされているのですかね、どうなんですか。

○里川委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 申しわけございません、その農道台帳を公示しているかどうかというご質問でございます。申しわけございません、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 その意味がちょっとわからないのですけどね。農道という、これは農道なのか普通の道路なのか、きちっとしたそういう図面、台帳というのですからね、やはり道路台帳と同じように、平面とか延長距離も書いてあるのかね、それを知りたいんですよ。

それで、それがなぜ土連のほうでそれらを集めて、しかも分担金まで集めて、それはどういふものに、この斑鳩町の農道整備に対してメリットがあるのか。別にそこへ入らなくてもいいのやったら、この5万円だけでも必要ないと私は思うんです。

それと、もうひとつ、奈良県水土里情報、GISシステムということは、結局、地図情報なんですよ。だけど、それはなぜ、その水土里情報、ここが、これも奈良県の、県がこういうものを、情報をGISシステムで流しているんだと。それを他町のものの情報なんてほとんど要らないと思います。隣接しているところのいろんな情報が要るのかなと思いますけども、遊休土地を見つけるのには、やはり斑鳩町の者が、GISこういうシステムまで利用する必要はないと思うんです。だから、その活用方法を今からまた検討してもらえぬけど、こんな情報がそれらに対してどのように効果があるのかというのが私は疑問なんです。遊休農地なんかの地図情報でね、GIS、その地図情報が、この奈良県というのと、奈良県水土里ですか、この団体というか、その組織は何なのですか。

○里川委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 この事業主体は奈良県土地改良事業団体連合会でありまして、その中で奈良県水土里情報活用推進協議会設立が平成19年1月に実施されました。その中の構成員は、今市町村が全市町村26市町村と、農協が7、農協共済が8つで、計54で組織を設立しております。そして、あと、この30万円という中では、今年度が端末の負担金が30万円と、これはずっと要る金額でございますが、3年から5年に1度、航空写真等を撮って奈良県全体の遊休農地とか、農地の確認というか、それを撮ってわかるような形を提供するというふうなシステムでございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 先ほどの農道台帳の管理をしている俗に言う土連ですわね、そこのひとつの組織の中の事業としてやっている。斑鳩町がそこへ加入をしているから、その事業に対しての分担金、負担金かな、そういうことだと思うんですがね。私は、今までから、土連というものの力というものがいろいろ聞いていますけどね、果たしてそれが斑鳩町という自治体にとってどれだけのメリットがあるのか。おつき合いでしているというような時代では私はないと思うんです。しっかりしたその土連が、やはり農業施策に対しての力を出してもらいたい。もちろんその上の上部団体がありますから、いろいろ政治的な働きかけもいろいろやっているとは思いますがね。この際、別に余り意味ないところやったら、そういうところへ入って、こういう意味のない分担金があるのやったら

ね、脱会できるのやったらしたほうがいいのかと違うかなと思います。今、そんなように思っているのですけどね。やっぱり、そういうところに参加していることに対しての、どう言いますか、審査というのですか、その効果、以前から入っているからもうここへ入っているのだというような考え方では、やはり地方分権のこの時代にしっかりした活用ができないのじゃないかと、そのように思いますので。

続いて同じ90ページで、7目の地域農政推進対策事業費で、同じく負担金補助金及び交付金なんですが、722万円のうちの大きいので2つあるんですが、新規就農総合支援事業補助金300万、それと経営体育成交付金これが300万。この補助交付金の中の大半を占めているのですがね。この地域農政の推進ということでは、この前ひとつ、概略でいただいた中にあるんですが、この内容的にちょっと余りわからないのですが、もっと具体的にちょっと教えてもらいたいなとそのように思います。だから、共同営農組織の育成、認定農業者の育成、農地流動化を促進するということなんですが、そのために新規就農者、農地集積経営体育成の充実を図る。新規就農者を探してきて、その人らにやるのか。そこらがどういう形でね。それとも斑鳩町の何かの組織に補助金を渡して、これをやってくださいと、そのようにしていくのか。その点はどうなのかな。

○里川委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 まず、新規就農総合支援事業補助金ということで、ことし300万円、新規事業でございますが。この事業でございますが、持続的な力強い農業を実現するため、青年新規就農者が定着することが必要であると、こういったことから、青年の就農意欲の喚起と就農の定着を図るため、経営が不安定な就農直後の5年以内の所得を確保する給付金を交付するということでございます。要件といたしましては、45歳未満でみずから作成した経営開始計画に即して主体的に農業経営を行う方で、前年所得が250万円以下である方について、年間150万円を最長5年間給付するということで、ことし2名分の300万円を組んでおります。

そして、経営体育成交付金でございますが、この事業ですが、多様な経営体の育成確保を図るため、必要な農業用機械、施設の整備を支援するというものです。新規就農者や、自己資金がなく融資を主として農業機械を購入しようとする方などに対し、整備費用の一部、新規就農者が農機を購入する場合は取得金額の2分の1、そしてまた融資を受ける方、既存の方ですね、取得金額の10分の1の補助を支援するというものであります。要件といたしましては、経営改善に応じた成果目標の目標値を経営改善目標ポイントして、ポイントが高い市町村から国の予算の範囲内で採択されるという事業でございます。

います。この分も150万円の2人を組んでおります。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 経営体育成交付金というのはわかりましたけどね。新規就農者というのは、そしたら、そういう方が、今、斑鳩町のほうでそういう方がおられるのか。新規就農者ですね、今まで農業をしていなかった人に対象になってくるんだと思うんですが、それは放棄農地と言うたら悪いですが、遊んでいる土地をやっぱり耕作していただくために、大々的に農地をこうして用意しているでと、だから全国的に農業をしに来ませんかという方、そういう人を募集していくのか、いや、斑鳩町で45歳未満で言うたんかな、そういうので、農業に、現在いろんな仕事についているけど、やっぱり農業をやっているという方に事業推進のための補助金を出すのと、その用意をしてあるのかと、それらのことについてはどうなんですかね。

○里川委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 新規就農総合支援事業という事業名でございますが、親が高齢者で子どもが農業を引き継いでいくという方とか、そういう方に対しての支援事業と理解してもらったほうがわかりやすいと思います。以上でございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 そしたらね、新規就農者という考え方は、またちょっと違うと思うんです。同じことやけど、だからその経営体育成交付金の中でも新規就農者も含むというような説明を受けたから、やはりそうなのかなというふうに思うんですが、私は別にそんなことせんでもええとはめったに言いません。だから農業を少しでも、そうして農業が発展していくことを願っていますのでね、そういうものに補助をしてもらうことについては、私は全然問題ではないのですがね。全くの新規の人を呼んでくるという方法も、いろいろ全国的にもやっていると思うんですね。遊休農地とか。ただ、それについては、指導者というんですかね、その人らも必要だし、斑鳩町にはいろいろな農業委員さんも頑張ってもらっているし、そこらでいろんなグループもあると思うんですね。そういう方たちにリーダーシップを発揮してもらって、できるだけその若者に農業の魅力、それを探してきてもらって、その方たちに、放棄されてるといふか、遊休農地をできるだけ少なくすると。これは必ずそういうぐあいになっていかないかんことだと思いますしね。そういう意味の働きかけもいろいろやってもらいたい。それで、ほんまに悪いのですが、これぐらいの金じゃ踏ん切りつかないんですわ。ほんまに新規で来る者は、つかないと思いますけどね。やっぱり不安やと思いますけど。テレビなんかで密着報道しているの

を見ていたら、一生懸命やってくれている姿を見たら、斑鳩町にもそういう人たちが来てくれへんかなと、ぜひ思うので、これらをホームページにも載せて行ってやってもらいたいなど。予算オーケーやと語っているのじゃないのやけどね。そのつもりでやっていますから、できるだけこの中で生きにいくようなやり方を使って行ってもらいたいですね。もう結構です。

○里川委員長 ほかに委員の皆さんのほうでありますか。飯高委員。

○飯高委員 1点だけなんですけども、91ページの農地環境保全活動ということで、この事業につきましては、すごくいい事業だなと思います。平成19年から23年にかけて、今年度で5年間計画で行われてました。今回新たに平成24年度から5年間ということで、大変、担当課ではいろいろ押し進めていただいた事業かなと思います。その中で、今、この地域でこれを受けておられる地域数をまず確認しておきたいと思います。

○里川委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 平成23年度、今は岡本地区と稲葉地区2件ございます。来年度、平成24年度は、岡本がなくなりまして稲葉地区だけになります。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 事業の内容がいい割にはなかなか難しいかなと。今回、支払交付金云々ということで、ちょっと事業の形が変わってする中において、やはり受けやすい体制ということですか、周知もされていると思います。手続きなんか、いろいろその辺のこともちょっと難しい面もあるんかなとは思いますが。いろいろ資料の添付とかあったりなんかして、その辺は担当課のほうでは恐らく協力をするような形でしていただいているとは思いますが、今後やっぱり進めていく上において、その辺は同じように協力していただいて、それで手続きの簡易化というか、極力、相手に対して簡易的に手続きが終えられて進めていく方向で、またそんな面も考慮しながら、また進めていただきたいと要望しておきます。これは要望だけでおいておきます。以上です。

○里川委員長 ほかに委員さんのほうで。伴委員。

○伴委員 ちょっともう少し詳しく教えていただきたいのですが、89ページの工事請負費のど真ん中というかこのページの、井堰補修工事ですねんけど、これもうちょっと詳しく教えていただけますか。

○里川委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 井堰補修工事500万円予算計上しております。場所は三室井堰と峨瀬井堰の工事でございます。平成24年度の内訳は、三室井堰で250万円、峨瀬井

堰で250万円の計画をしております。これはまた全体計画といたしまして、事業費は三室井堰500万円、峨瀬井堰700万円を計画しております。事業内容でございますが、峨瀬井堰が3か所のポンプのオーバーホール、そして送水管の補修、本体のダムの補修となっております。そしてまた三室井堰は4か所のポンプのオーバーホールと、送水管の補修と、本体のダムの補修となっております。この全体事業のうち早急に補修しないといけない部分について、平成24年度でそれぞれ250万円を計上しております。そして残りの残事業におきましては、平成26年度に三室井堰が250万円、そして峨瀬井堰が450万円を事業実施ということで計画をしております。以上でございます。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 これはやっぱり町のほうで修繕せなあかんものというような考え方でいいわけですか。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 これはもうかねがねから問題になっておりますように、竜田川河川の関係で三室・峨瀬井堰はしたと、県の補償をいただかれて、三室井堰はそのときのお金は分配していませんからある程度残っていますけども、毎年やっぱり繰出しということでやっていますから、だんだん少なくなってくる。ただ、峨瀬井堰はそのときに配分をされましたから、もうそういう点についてはもうほとんど金がないと。私は、今、管理者なんです。三室も峨瀬も、前の町長からずっと引き継いで。私はもう辞退したいと言っているんですけども、なかなか辞退はさしよらへん。もう辞めさせてくれと。ただ、そういう関係で、この竜田川をやっぱり河床を下げている中で、ああいう風船ダムをつくったけれども、やっぱり県というところは、やっぱり10年、15年という補償をなかなかしないわけですね。もうだんだんと経っていったら、やるというたら必ず1億円ぐらいかかります。そういう点について補修、補修を積み重ねてきているわけですから。いずれはそういう点では毎年、郡山土木、あるいはそういうところで陳情はしてます。陳情しながらできるだけ県がやっていただくように努力はしてほしいということを申しますけども、県はお金がないということでなかなかうまくいかない。そんな中でやっぱり補修は当然していかなかったら、峨瀬井堰、三室井堰の箇所が破れたら、その応急をしていかなければいけませんから、そういう費用ということで今現在2百何万円ということで三室、峨瀬と、27年、26年ですか、には峨瀬が450万円、それから三室井堰が200万円ですか。だんだんとこれが出てくると思います。ただ、やっぱり県としてもいつまでもというわけにはいきませんから、県かて何ぼか出していただく努力をし

ていただかんと。もうするときは、それはなるほど、そのときは皆さん方納得してはりますけども、何十年経っていったら、これはもう当然県はそれは面倒見ませんよと、こうなってきたら、やっぱり地元の関係というのは、何でも一緒なんです。県は何でも i センターでもやってくれるのです。あとの維持管理は全部町がやらないといけないんです。そういうことになってきたら、やっぱりその辺のところのことがなかなかでき得ないのが現状で、我々毎年そういう要望は、郡山土木あるいは県に申しあげてますけども、なかなかやってくれない。ただ、やっぱり破れたら補修せないかんということで処理をしているわけでございます。

○里川委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 ただいまのご質問いただきました件の費用でございますけれども、先ほど委員のほうから町がやっていかなあかんのかといった話がございました。ちょっと財源のほうの説明だけつけ加えさせていただきたいと思います。この事業につきましては、国・県の補助が60%入っております、交付金等もありまして、自己資金としましては地元のほうで5%、斑鳩町が5%ということの負担になっているのが実情でございますので、ちょっと説明だけさせていただきます。

失礼。残り30%が交付金となっているものでございます。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 今の説明でようわかりました。ひとつだけ。これ峨瀬と三室と金額が違うのは、やっぱり峨瀬は最初配らはったよってに、修繕があんまり、ということですか。なんでこの金額、同じ時期に大体やはったと思いまんねんけど、ちょっとそれだけ気になりましたので、ちょっとだけお願いできますか。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 上流から流れてくる、最初の受け皿が峨瀬でございますから、やっぱり峨瀬がまともにいくとか、砂とか、かんでいきますから、下のほうになったら、三室井堰ということで。それは現実には、一時あれは風船を丸島水門、もともとは住友がやっていたやつを丸島のほうに県のほうに変えられたということもございますけども、やっぱり上流部分ということで。摩耗の関係はそれは当然両方ありますから、ただ、その傷みが激しいのは峨瀬ということでご了解いただきたいと思います。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 非常にいろいろな、そういうようなもの、国・県のそういうものを使っていたいて、そしてこれを修繕していただくということでよくわかりました。

もう1点お願いしたいのですが、92ページの一番最後のやつで、地域で育む里山づくり事業補助金ですが、今まででしたら里山林機能回復整備事業補助金という、名称が変わって、ちょっと金額も変わってますねけど、何でこないなってますねやろ。

○里川委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 名称が変わったというご質問と、あと、金額が昨年と変わっているというご質問でございますが、この事業は森林環境税を活用した事業でありまして、平成18年度から5年間限定の事業として、昨年までは里山林機能回復整備事業という名前でありました。そして平成23年度から、森林環境税も里山事業は継続されることとなり、今年度からその事業名が「地域で育む里山づくり事業」と変更されました。内容は今までと全く同じでございます。そしてあとは、金額の面でございますが、昨年は32万9,000円ということ予算計上しておりました。その内訳でございますが、昨年は初年度でありましたので、機械の購入費、草刈り機とかの購入費として26万8,000円、そして団体の整備の面積、それが0.2ヘクタールで6万1,000円で合計32万9,000円の予算計上しておりました。今年度は、機械の購入はございませんので、ただ面積が0.6ヘクタールという、昨年と比べて0.4ヘクタール大きく整備するということで、その補助金が22万円ということになっております。以上です。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 先ほど、井堰補修工事で500万、そのうち三室井堰が250万円。で、部長からその財源のことで国・県それが60%、地元5%、地元というのはその水利組合ですかね。それで町としては5%。ちょっとそれを単純に計算したら、その補修工事は5,000万円ほどするやつかなと、と私は考えたんですがね。勘違いしているのかわからんけど。250万、町から予算を組んでいるということは、全体事業の5%が250万円いうたら5,000万円ってなりますよね。そういうことではないんですね。ちょっと説明してくれませんか。

○里川委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 申しわけございません、この事業につきましては、本来、水利組合というよりも、土地改良区等法人がございますから、直接そこが事業をやって、交付金等も受けていかれるわけですけれども、この三室井堰それから峨瀬井堰につきましては、町を経由する必要があるありまして、町で一応予算化をしているということで、先ほど説明させていただきました町の負担分と、そのうちの予算との差が出ているということでご理解をお願いしたいと思います。

実質は、町のほうで工事はさせていただきますので、町で予算化をさせていただいているというところでございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 また余計わからんようになってもた。課長は緊急性があるのでとか言うて、250万円、250万円、それと何か、平成26年度には余り聞きたくなかったような数字がばーんと出てきたんやけどね。それをしなければ、井堰工事をやったのは、県ですな、改修工事に伴っての、そのときの水利権云々、それから井堰の件で補償という形でいくらか話をされたということで、補償で工事を全部されたのか、その後の運転資金というんですか、電気代とかも要るからということでいくらかを積まれて補償が成立したので工事が着工されたと。そのものについては、町長先ほどちらっと言われたけど、結局斑鳩町が後の管理をしなければいけないんやと、県がそのまま、だから斑鳩町としても、その補修工事をしていかなければいけないと、そのようなこともおっしゃっていたのでね、そうなのかなという感じもするねけどね。だから、そこへ水利組合ですな、これは改良区じゃない、水利組合から、そこからも5%、それから、その井堰の管理を任された、補償していかなければいけない管理を任された町が5%を負担して、それで補修していくと、そういう事業なんですな、これ。そのために500万円の予算組んであるということなんやけど。もうひとつね、そうしたら、その金の流れで部長は国から入ってくるのがとか、総額これだけ必要だということなのですかね、この年度。部長、もうややこしい、もう建水でしょうか。時間が余りないから。

○里川委員長 暫時休憩します。

(午後 4時09分 休憩)

(午後 4時20分 再開)

○里川委員長 再開いたします。藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 申し訳ございません。この三室井堰とそれから峨瀬井堰の組合に關します維持管理の適正化事業につきまして、改めて整理をさせていただいて、工事費とそれから財源の説明をさせていただきたいと思ひます。この事業につきましては、平成23年度から27年度までの5年間のうち、三室井堰では、平成24年度それから平成26年度にそれぞれ250万円ずつの工事を予定いたしております。合計500万円の工事になりますが、峨瀬井堰につきましては、平成24年度で250万円、それから平成26年度で450万円、合計700万円の工事を予定しております。これで2か所の合計が1,200万円となります。これに対しまして、国・県の補助金が60%でござ

いますので、合計で720万円入ってくる予定で、交付金といたしましても、360万円でございます。それから町の負担といたしましては、合計60万円でございます。地元の負担も60万円と、こういう形で、この内訳として、そういう形になってございますので、改めて説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 この井堰には、これからもいろいろお金がかかるんだなと。だけど国から入ってくる大半のお金がちょっと時期がおくれるということで、まず立て替えみたいな形で工事をしなければいかんと。それは多分、河川改修で施工したから、そのものは私は県の所有物やと思うので、県が補修してしかるべきだと思います。町長が地元の自治体ということで管理を任されているというのも、ちょっとやっぱり腑に落ちないし、町長もこれはかなわんと思っておられるのも事実だと思いますが。そうしたところで、その補修にも5%の費用が要るんだということで、地元のことであるからいたし方ないのかなと思っておりますが、できるだけ補修のないものをいただきたいなと思いますけどね、そういう形になっていくということに今、認識を新たにしました。何分にもそういう県が施工したものだから、その段階で地元の水利組合とも補償という形できちっとできてあるんだから、それはもう地元から補修してくださいと県に言うのが当然だと思うんですがね。この金額についてはいたし方ないなとそのように申しておきます。

ありがとうございました。

○里川委員長 ほかに、委員の皆さんのほうで何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ないようですので、これをもって第5款農林水産業費に対する質疑を終結いたします。

続きまして、第6款商工費について説明を求めます。藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第6款商工費について説明をさせていただきます。

座って失礼ですが、説明をさせていただきます。

予算書の92ページから95ページでございます。しかし、恐れ入りますが、13ページを先にごらんいただきたいと思います。商工費全体でございます。商工費全体では、本年度予算額は9,353万2,000円で、前年度と比較いたしまして、303万9,000円、3.4%の増となっております。

それでは、恐れ入りますが、92ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第1項商工費、第1目商工総務費でございます。本年度は2,004万4,0

00円、前年度と比較いたしまして531万3,000円、21%の減となっております。予算の財源の内訳は、すべて一般財源でございます。そのうち、都市建設部が所管をいたします主なものといたしましては、商工関係の事務事業に係る職員に係る人件費でございます。

続きまして、93ページの第2目商工振興費でございます。本年度は1,462万2,000円、前年度と比較いたしまして50万4,000円、3.3%の減となっております。財源の内訳は、すべて一般財源でございます。主に商工会への補助金等でございます。景気の低迷が続く中、斑鳩町の商工業者に経営支援サービスの提供活動をしておられます商工会に対しまして、引き続き財政支援を行うとともに、商工会による奈良観光ビジネスカレッジ斑鳩・信貴の開催や、小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業の活用など、人材育成の取り組みや商工業の振興に努めてまいります。また、景気の低迷による資金繰りに困難を来しておられる中小企業者の活性を図るため、国・県では制度融資の拡充を図り、保証制度の拡充をされているところでございまして、町といたしましても制度融資を受ける努力を続けておられる町内商工業者の方の一助となるべく、債務保証料の補給を行うことによる支援を引き続いて行ってまいります。

次に、第3目観光費でございます。本年度は1,342万8,000円で、前年度と比較いたしまして261万8,000円、16.3%の減となっております。財源の内訳は、その他で2万4,000円、一般財源で1,340万4,000円となっております。主なものといたしましては、観光協会への補助金であります。観光案内業務で好評を得ております法隆寺iセンター及びJR法隆寺駅観光案内所の運営とともに、紅葉祭りや歴史ウォークの開催など、斑鳩の歴史や文化を観光資源として宣伝誘致活動を行っています観光協会に対して支援をしてまいります。また、観光客の確保や散策、回遊・滞在型観光への移行を促進するため、観光協会と連行を図りながら、観光及び地域情報を積極的に発信をしてまいりたいと思っております。

続きまして、94ページをお願いいたします。第4目観光会館費についてでございます。本年度は36万1,000円で、前年度と比較いたしまして17万9,000円、33.1%の減となっております。財源の内訳は、その他で3万7,000円、一般財源で32万4,000円となっております。観光会館の維持管理に要する経費でございます。

次に、第5目歴史街道ネットワーク事業でございますが、本年度は1,379万4,000円で、前年度と比較いたしまして1,072万5,000円、349.5%の増

となっております。財源の内訳は、その他で76万円、一般財源で1,303万4,000円となっております。

平成23年度から大幅に増となっておりますのは、23年度から3カ年計画で事業を進めております、斑鳩町まちあるき観光拠点づくり事業を推進するため、歴史的風致維持向上計画を策定することに伴います委託料と、町制65周年でございます節目の年に、斑鳩の里で歴史的に受け継がれてきた秋祭りの太鼓台を、町内外のより多くの方々に知っていただき、歴史、町並みや風景を次世代にふるさととして伝えていくこと目的といたしまして、斑鳩の里ふるさと秋祭りを開催をするため、企画運営をされています斑鳩の里ふるさと秋祭り実行委員会に対する補助金でございます。

次に、第6目法隆寺iセンター管理費についてでございます。本年度は2,210万8,000円で、前年度と比較いたしまして88万6,000円、4.2%の増となっております。財源の内訳は、その他で60万円、一般財源で2,150万8,000円となっております。斑鳩町における観光情報発信の拠点施設として、また住民相互の交流の場として活用いただいております法隆寺iセンターの管理費でございます。引き続き、一般社団法人斑鳩町観光協会が指定管理者として管理運営を行うものでございます。

法隆寺iセンターは、歴史街道構想の拠点施設としての機能を持つ施設でもございまして、斑鳩文化財センターとも連携を図りながら、観光協会による効果的で、質の高い管理運営を目指すものでございまして、これらに係る委託料が主なものでございます。

続きまして、95ページをお願いいたします。最後になりますが、第7目観光自動車駐車場の運営費でございます。本年度は917万5,000円で、前年度と比較いたしまして4万2,000円、0.5%の増となっております。財源の内訳は、すべてその他の指定財源でございます。引き続き、法隆寺iセンターと同じく、一般社団法人斑鳩町観光協会が指定管理者として管理運営を行うものであります。来場される観光客の方に対してのサービスの向上、シーズンオフでの利活用に努めてまいります。

以上が、第6款商工費についての説明とさせていただきます。

温かいご審議賜りますようお願い申し上げます。

○里川委員長 ただいま説明が終わりましたので、第6款商工費についての質疑をお受けしてまいります。辻委員。

○辻委員 93ページの商工費の商工振興費で、商工会補助金ですけども、今日までいろいろ監査委員さんとか議会でも指摘をされてます。このことについて、前年度どおりの補助をされていますけども、いく分か改善されているのかどうかだけお伺いしたいと思

います。

○里川委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 はい、ずばり改善はされております。というのも、斑鳩町商工会は、地域の総合経済支援団体として、中小企業の発展や地域経済活性化のためには、商工会の活力が不可欠と考えております。そういった中で現在、商工会で特産品開発の調査研究事業ができる全国展開支援事業の活用や、事業者の育成を図る奈良観光ビジネスカレッジ斑鳩・信貴の実施や、また観光客のおもてなし・受け入れ態勢の整備を整える斑鳩ニューツーリズム協議会の発足など、今後の斑鳩町の観光商工の活性化に向けた基盤づくりへ積極的な取り組みを始めておられます。町といたしましては、引き続き商工会に補助を行い、行政と連携した商工振興に寄与していただくよう、ともに努めてまいりたいと考えております。

○里川委員長 辻委員。

○辻委員 いろいろ頑張っていたらということの答弁でございますけども、できましたら一般の住民にも実のある、わかるような改革というものにしてほしいということ要望させていただきます。

次に94ページの歴史街道ネットワーク事業で、今、町制65周年でふるさと秋祭りということで、地域の太鼓台の集合とかいろいろ言われましたけども、全体的な企画内容については、今後あくまでも実行委員会と協議されるように聞いておりますけども、今現在わかっている範囲でどういった企画をされているのかだけ、わかる範囲で結構です。協議内容だけで結構ですので、これもせいということ言いませんので、その辺だけちょっとお願いしたいと思います。

○里川委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 昨年7月、11月、そしてことし2月に実行委員会、3回開催いたしまして、開催日は平成24年の10月13日の土曜日、場所が斑鳩小学校ということで実行委員会で決定になりました。そして、法隆寺の5太鼓、そして龍田の3台も参加するという事になっております。あとの詳細につきましては、4月中頃までに4つの部会がございます。太鼓台等の運営部会とか、イベント部会とか、安全部会とか、そういう専門部会を立ち上げまして、各部会で実施内容を協議して、また実行委員会で取りまとめしていくということで、そしてまた、今年度は町制65周年である節目の年に、太鼓台が一堂に会し、盛大に開催できるようにと思っておりますので、イベントにつきましては、ソーラン踊りや和太鼓、町内の団体だけでなく、例えば、奈良のバサラとか、

ダンスチームとか、いろんなパフォーマンスチームを招くことにより、町内外の参加団体の融合を図ることにより、この斑鳩の里ふるさと秋祭りがより盛大に価値あるイベントになると考えております。

○里川委員長 辻委員。

○辻委員 今、バサラ踊りですか、今聞いているけど。これね、我々できましたら、やっぱり大勢の方参加していただくと、住民の方参加していただくという中で、例えば幼稚園もいろいろありますけども、前に幼稚園のとか、また今、東小学校でされている太鼓とか、いろんな地域の方の参加していただくことによって、その方の家族とか、幼稚園児1人に対して5人か6人ぐらい来られるというふうなありますので、その辺もやっぱり会場の関係とかもありますけども、その辺も十分こうみる中で、よそからわざわざ呼んでくるのじゃなしに、地域の方で、そういうことでしていただくということで、これはもう実行委員会がされることですので、またその辺もよろしくお願いします。

それと、秋祭り太鼓台ですけど、去年の法隆寺でも太鼓、お寺で担ぎ合いになりますけども、特に担ぎ手がないということでもいろいろありますよって、その辺の、地域の方の、地元の方の、昔は地域以外の人担いだらあかんとかいうような伝統ありましたけども、最近はそのようなのも外れてきていると思いますので、また、そういうことで担ぎ手がないさかいにということであれば、また職員の、まあ職員の方が応援できるかどうかわからへんけど、その辺もしていきながら、担ぎ手の確保していただくような格好でまたお願いしたいと思います。一応まあこれは要望、実行委員会がされますので、一応要望だけということさせていただきます。

○里川委員長 ほかに。小野委員。

○小野委員 さっきその太鼓台の話なのですがね、50周年のときに、ここの斑鳩小学校で、法隆寺の5基か、それから龍田3基、そのときにね、高安にも布団太鼓あるということね、今、辻委員がおっしゃったように、やっぱり担ぎ手不足で云々で、ちょっとなんやかんやと、ここへ持ってきてもらったんかなと思うねんけどね、その龍田だけで、また龍田の太鼓台はあんちゃくればかりやったから難儀したんやけど、法隆寺のほうは整然と担いでおられたなあと。職員の方がそれらをいろいろリードしてもらったからね、龍田のほうでは、はっきり言って事故起きなかったのがよかったかなと思うような、あんちゃくればかりの太鼓の担ぎ方しておったから、大分後でクレームがつかましてね。それから15年たっているから、龍田も、私も龍田の人間ですから、太鼓台にはいろいろ絡んでいますので、今、やっとなんかおとなしなっているのかなという感じで、こ

の実行委員会にも、当然、世話人が入っていると思いますので。会場は狭いような気がするんですね。それで決定されたんやったら、それで仕方ないと思いますけどね。事故のないようにだけやっていってほしいなと、そのように思います。

それで、質問として、93ページの2目商工業振興費の中で、19節の負担金補助なのですが、私はこの商工業者債務保証料補給300万、先ほど部長の説明では、やはり疲弊している商工業に対して、保証協会の保証料を補てんしていただけるという制度、これはもうずっとやっていただいて、私自身も助かったこともありますし、今はもうそして借りるだけの力がないから、もう今はこの制度を活用していないんですがね。当時、年度末になってきたら、その当時どのぐらいの予算を組んでいたのかちょっと知らないのですが、ちょっと新しい年度まで待ってくれということで、その補充はね、そういうことで話をしていたこともありますのでね。これ50万円、ちょっと予算が下がっていますが、例えば、22年度の実績というんですかね、いくらぐらい、何件が利用して、トータルで幾らぐらいか、それで23年度の350万円組んでいただいている、その中で、今12月現在で結構ですから、どれぐらいあるのか。そのことに基づいて、24年度は300万円ということで予算を組んでおられるのかなと思いますけど、それらの推移をちょっと教えていただきたいと思います。

○里川委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 22年度の実績でございますが、補給件数が38件で、298万9,290円、そして今、平成23年の件数でございますが、3月1日現在で24件で、これ12月末現在でございますが106万312円、申し訳ございません。件数は、今日現在。合わせます。23年度の11月末現在で16件、そして補給額が106万312円となっております。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 今、課長から詳細にわたって説明を受けたんですが、12月1日現在16件で106万、23年度ね。今3月1日現在24件、だからあと8件来ていることで、単純に計算しても200万、それから平成22年度が298万円ということですのでね、この予算的に300万というのはちょっといろいろな事情があって50万用意できていなかったのかなと思って。これはそのときの景気次第やしね、なかなか余裕を持って組んでもらいたいというのは希望なんですけどね。できるだけ予算がないから、その保証協会の債務保証の制度に乗っていかれないないとかいうような形にならないように、ちょっと段取りしてもらって運用していってほしいなと、そのように思います。以上で

す。

○里川委員長 清水観光産業課長。

○清水観光産業課長 今、わかりました、すいません。2月末現在で24件で、補給金額が149万9,682円でございます。失礼しました。

○里川委員長 ほかに委員のほうで何かございますか。ございませんか。

ひとつだけ確認させてください。93ページの商工業振興費の商工会の補助金あります。これは別に商工会の補助金そのものについて私自身はどうこう言うつもりはありませんが、補助金として出しています以上、これはあくまでも町としては、これ人件費、やっぱり商工会の人件費に対して出しているという意識をお持ちになっておられるのか、私たちはどう見ればいいのか。商工会の職員さんというのは、県商工会の職員さんになったというふうに聞いていますけれども、その県の商工会の職員さんやけども、町からやっぱり人件費としてこっだけ出さないとかんという、その仕組み的な問題ですけども、それについて私、今回、だいたい決算のときにいろいろ申しあげた経過もあるんですが、町はどういう名目でこの補助金を出されておられるのかということだけ、確認だけさせておいてください。小城町長。

○小城町長 これは当然、商工会が繁栄していくというのか、商工会いろんな事業を展開するという、ひとつの目標として、町としてはできるだけ協力をしていこうということで当時は900万でしたけども、1割カットで810万。今現在、810万円の補助を、商工祭りの関係については350万円ということでやっていますようにね。そういう点の展開です、私は人件費というよりも、もっと商工が活性化するという事は、龍田市を復活するとか、いろんなこともございますからね、そういうものもやっぱり視野に入れて、これだけ竜田川というのはひとつのあれがありますから、紅葉祭りをしたらあれだけの方々がお見えになりますから、やっぱり月に1回ぐらいでも竜田川を利用して、皆さん方が散歩しながらフリーマーケットでもするとかいう、やっぱりそういうひとつの展開をやっていったら、昔の龍田市みたいに、そういうふうになってくるのじゃないかなと、そういうことも踏まえた中で補助ということでございますので、人件費に810万円使えということには相ならないと思っております。

○里川委員長 わかりました。私もそう望んでおります。商工業発展、そしてまた観光など、斑鳩町にたくさんの方が来てもらえる、たくさんのお金を落としていただけるように、みんなで力をあわせてやっていく、そして商工業の発展も願い、運営に対して補助を出させていただき、商工業者の皆さんにも頑張っていていただきたいという、

私自身も思いがありますので、あえて確認をさせていただきました。

ほかに、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ないようですので、第6款商工費に対する質疑を終結いたします。

もう時間がまいりましたので、これをもって本日の審査を終了させていただきたいと思えます。

12日の午前9時から、本日の続きから引き続いて、予算決算常任委員会を行いますので、定刻にご参集をお願いを申し上げます。本日はこれをもって散会いたします。

(午後 4時48分 散会)